

経済と経営 18-3(1987. 12)

〈論 文〉

## 第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」、および、「自然権」、「自然法」、の諸概念の分析（第 I 章——第 XII 章）

鈴木秀勇

## 第VIII章

本章の主題は、以下のところにある。

“*Lev. (E. L.)*”にあっては、「第二の自然法」の「命令」にしたがって「各人」が第三者に〈手渡す〉（「移譲」・「譲渡」する）べき対象は、「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一な・根本にある・共通の原因〉たる・「自然権」という「自由」であり、すなわち、「各人」が、「自分自身の生命の保存」を「目的」とする・〈行動〉（「力の行使」）の「自由」と〈行動の仕方〉の「自由」とを合したものである。

1) そこで、問題にならざるをえないのは、では、かかる「自由」を第三者に「移譲する」ことは、いったい、いかにして〈可能〉であるのか、——である。

a) すでに、本稿・本・第 I 部・前・第VII章。（『経済と経営』。前・18—2。）IV. 14), c) に述べたように、「自然権」のみならず、「権利」とは、すべて、「自由」のことであり、そして、同・14), d) に示したとおり、「自由」（「権利」、「自然権」），言いかえて、「妨害をうけない」こと、「外部からくる障害

物が遠くに離れていること」を、「移譲する」、ということは、「自由」それ自体が〈消散〉することにはかならないのである。

b) こうして、"Lev. (E. L.)"における「自然権」という「自由」の・第三者への「移譲」——この・「第二の自然法」が「命令」する・「各人」の〈行動の仕方〉は、大きな・理論上の困難を伴っているものである。

c) そして、この困難を解消するために、ホブズは、本・第I部・前・第VII章。I. g') に見たとおり、

i) 「共同の力」を「設立」し、すなわち、「国家」を「産出」する「契約」の〈内容〉を、

「私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ集合体ノ人々ニ、ソノ者ガ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ、与エマス (Authorise), スナワチ、私自身ヲ導イテイクタメニ私ガモッティル権利〔自然権〕ヲ、委託シマス (give up)。〔タダシ〕、ソレハ、君ガ、私ト同ジヨウニ、君ガモッティル権利〔自然権〕ヲ、コノ者ニ委託シ、スナワチ、コノ者ガ、君ヲ自分ノ行動スペテノ本人デアル、トスル権利〔資格〕ヲ、与エル (Authorise), トイウ條件デ、デアリマス」。(L.「私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ集合体ニ、ソノ者ガ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕 (authōritās) ヲ、委託シマス、スナワチ、私自身ヲ導イテイクタメニ私ガモッティル権利〔自然権〕ヲ、委託シマス。〔タダシ〕、ソレハ、君モマタ、ソノ者ガ、君ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕 (authōritās) ヲ、同ジ者ニ移譲スル (trānsferās), スナワチ、君ヲ導イテイクタメニ君ガモッティル権利〔自然権〕ヲ、同ジ者ニ移譲スル (trānsferās), トイウ條件デ、デアリマス」と規定したのであって、

すなわち、「自然権」の・第三者への「委託」・「移譲」という〈行動の仕方〉と、「ソノ者ガ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ、与エル」、ないしは、かかる「権限〔資格〕ヲ、委託スル」・「移譲スル」という〈行動の仕方〉とを、《等置》したのである。

(本稿で、以下、〈権限〔資格〕付与〉と略記するのは、すべて、上見の〈内容〉の「権限〔資格〕ヲ、与エル」あるいは「委託スル」、「移譲スル」、を意味するものである)。

d) しかし、かかる〈内容〉の「権限〔資格〕ヲ、与エル」こと、すなわち〈権限〔資格〕付与〉が、「各人」による・「自然権」という「自由」の「移譲」と《等置》されるのは、この〈権限〔資格〕付与〉の《機能》によるものでなくてはならない。

そこで、分析されるべきは、この〈権限〔資格〕付与〉が、上記の《等置》を生じさせる・その《機能》は、いかなる論理に基づいているか、である。

e) ホブズは、『哲学の原理・第二部』たる『人間について』 (“Dē Hōmine. ([デー・ホミネ]). 以下, “DH.” と略記) の Cáp. XIV. Dē Religiōne (第十四章。信仰について。ちなみに、ホブズの〈信仰論〉は、まず “EoL.” Pt. 2. Chap. 6, Chap. 7.に現われ、第二に上記・“DH.” の Cáp. XIV. に、第三に, “DC.” の最終構成部分たる RELIGIO (信仰) を形づくる Cáp. XV. Dē Rēgnō Dēi per Nātūram. ([デー・レーグノー・ディー・ペル・ナートゥウラム]). 第十五章。自然に基づく・神の王国について), Cáp. XVI. Dē Rēgnō Dēi per Páctum Vētus. ([デー・レーグノー・ディー・ペル・パクトゥウム・ウェトゥウス]). 第十六章。旧約に基づく・神の王国について), Cáp. XVII. Dē Rēgnō Dēi per Páctum Nōvum. ([デー・レーグノー・ディー・ペル・パクトゥウム・ノウム]). 第十七章。新約に基づく・神の王国について), 最終の Cáp. XVIII. Dē necessāriīs ad Intrōitum in Rēgnūm Caelōrum. ([デー・ネケッサリイース・アド・イントロイトゥム・イン・レーエグヌウム・カエローオルウム]). 第十八章。天の王国にはいるに必要不可欠な事柄について), および, “Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap. XII. OF RELIGION (信仰について), ならびに, “Lev. (E. L.)” Pt. III. OF A CHRISTIAN COMMON-WEALTH. (第三部。クリスト教カマン・ウェルスについて) に,

それぞれ論示されているが、立論の・相互間の関係は、きわめて錯雜している) の次ぎに、卒然と、 “DH.” の最終章・Cáp. XV. として、 “EoL.” には存在しなかった・Dē hōmine fictītiō [fictīciō] . (デー・ホミネ・フィクティーティオー[フィクティーキオー]) (第十五章。他人の役割を演ずる人間について〔原意は、〈他人をよそおう人間について〉〕)をおき、そして、その論旨を、 “Lev. (E. L.)” Pt. I. の最終章、 Chap. XVI. OF PERSONS, AUTHORS, and things Personated. (第十六章。人格について、本人について、および、人格とされた物について。 (L. DĒ PERSŌNĪS ET ĀUTHORIBUS. 「人格について、および、本人について」)) に、展開させた。

f ) 上掲の・ “DH.” Cáp. XV. 「他人の役割を演ずる人間について」と、 “Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap. XVI. 「人格について、〔および、〕本人について〔および、人格とされた物について〕」とこそが、前出・d) に記した・求める論理を分析する立論を提供するものである。

(付言すれば、上見・ “Lev. (E. L.)” XVI. の章題に用いられている “Personated” の語は、古典ラテン語には存在しなかった・中世ラテン語の動詞 “persōnāre” ([ペルソーナーアレ]。語意は、〈人格化スル〉・〈擬人化スル〉、である。(ロジャー・ベイコン (Roger Bacon, 1210/1214 — 1294) および C. 1367 年・文書における用法)) に発するイングランド語である。すなわち、 “personated” の語は、上述の動詞・ “persōnāre” の〔現在〕完了分詞でもあり・受動の語意をもつ形容詞でもある “persōnātus”. (m.) ([ペルソーナーアトゥウス]。男性名詞・単数・第一格を修飾する語形), “persōnāta.” (f) ([ペルソーナーアタ]。女性名詞・単数・第一格を修飾する語形), “persōnātum”. (n) ([ペルソーナーアトゥウム]。中性名詞・単数・第一格を修飾する語形) に、相当するものであり、したがって、この “personated” の語意は、〈人格化サレタ〉、〈擬人化サレタ〉、というところにある。

しかし、中世ラテン語には、また、 “persōnātus” という語形の名詞も存在し (1508 年・文書)，その語意は、〈役柄〉、〈演出〉、〈代表〉、〈代理〉、であ

る。

この語は、本章・次・II. 4) ~ 6) に見るように、古典ラテン語期以前の古ラテン語に存在した *perzōnâre* ([ペルゾーナーアレ])。下っては *persōnâre* ([ペルソーナーアレ]) (ただし、語意は、前出の中世ラテン語の *persōnâre* のそれとは、異なって、——「自分自身」を、本来の姿とは別様に《表出させる》、また、「他人」の「役割」・「役柄」を《代表する》・《代理する》・《代行する》——であった、と推測される) の・〔現在〕完了分詞・かつ派生形容詞 *persōnâtus* (m) ; *persōnâta* (f) ; *persōnâtum* (n) のうち、*persōnâtus* が名詞化したもの、と考えられる。

ちなみに、上記の古典ラテン語形容詞は、さきに挙げた・〔現在〕完了形・派生形容詞の中世ラテン語と全く同形であるが、語意は、前掲の古ラテン語動詞の原意に基づいて、〈面メンヲツケタ〉、〈変装シタ〉、であって、中世ラテン語の場合とは、全く異義である。

上記・章題ではホブズは、前者の中世ラテン語形容詞としての意をもつ語である、“personated”を用いているのである)。

2) ところがしかし、前見の・「契約」の〈内容〉に現われる・E. 「私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ集合体ノ人々ニ、ソノ者ガ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ、与エマス (Authorise)」、L. 「私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ集合体ニ、ソノ者ガ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕 (authōritās) オ、委託シマス」なる〈内容〉をもつ〈権限〔資格〕付与〉は、「各人」による・「自然権」という「自由」の「委託」・「移譲」と《等置》される《機能》をもつに、とどまらない。

この〈権限〔資格〕付与〉は、また、以下に見る・〈二つ〉の《機能》を果たすものもあるのである。

すなわち、溯って述べれば、

本稿・第I部・前・第VII章。1) に示したように、 “*Lev. (E. L.)*” (Chap.

XVII. prg. 13.にあっては、「共同の力」（「国家」）を「設立」する「たった一つの道」とは、

a) まず「人間たちがもっている・あらゆる力と強さとを、たったひとりの人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体に、委譲すること」である、とされた。

なぜなら。 i) 「各人」の・「自然権」という「自由」を形づくるものの一つは、「力」の〈行使〉の「自由」（〈行動〉の「自由」）であるのであったが、「各人」が「もっている」・〈行使〉される「力」は、「各人」からなる「人間たち」について言えば、とりもなおさず、「人間たちがもっている・あらゆる力と強さと」を、構成することになる。

ii) そして、この「人間たちがもっている・あらゆる力と強さと」を、「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」という〈第三者〉に「委譲する」ことこそ、「第二の自然法」が「命令」している・「各人」の「自然権」を〈第三者〉に〈手渡す〉ことの核心をなすものである。

iii) なぜなら、「委譲」をうける〈第三者〉が、「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」である以上、「人間たち」の各々、すなわち「各人」が、自らの「もっている力と強さと」を、かかる〈单一〉の「人間」、「集合体」に「委譲する」ことは、「人間たちがもっている・あらゆる力と強さと」が、この〈单一〉の〈第三者〉の掌中に〈集中〉・〈凝結〉して、「巨大なりヴァイアサン」がもつ「力」となることであり、すなわち、「各人にたいする・各人の戦争」の諸「原因」たる「人間の自然本性」を「制圧・抑圧」し、すなわち、「あらゆる人間」を「恐怖」させ・「ひれふせさせ」・「静まらせる」・〈巨大な〉「共同の力」となることであるからである。

b) つぎに、ホブズは、上記の「委譲」の・しかし、直接の〈目的〉を、この「たったひとりの人間、ないしは、〔たった一つの・〕人々の集合体」が、「人間たちがもっている・あらゆる意志」を、「たった一つの意志に帰一させる」ところに、おいていた。

なぜなら。「自由」である・「力」の〈行使〉は、「自然権」の構成の上では、「各人」の「自分自身の意志のとおりに」生ずるものだったのであった。

したがって、「人間たち」を形づくる「各人」が、自らが「もっている力と強さと」を、前述の・〈单一〉の〈第三者〉に「委譲」し、すなわち、その掌中に〈集中〉・〈凝結〉させることは、とりもなおさず、この〈第三者〉が、「各人」からなる「人間たちがもっている・あらゆる意志」をも、「たった一つの意志」に「帰一」させることに、ほかならないからである。

加えてまた、本稿・第I部・前出・第IV章。(『経済と経営』。18-1.) I. 1) で、「自然権」の構成要素を吟味した折に知ったとおり、「力」の〈行使〉すなわち〈行動〉と〈行動の仕方〉との「自由」が、「各人」の「自分自身の意志のとおりに」を意味するものであり、(なぜなら、常に「自由」である「意志」「のとおりに」行なわれる〈行動〉と、「意志」「のとおりに」生ずる〈行動の仕方〉とは、「外部にある障害物が遠くに離れている」・すなわち「自由」な〈行動〉であり、「自由」な〈行動の仕方〉であるからである)，そして、この「自由」の、とりもなおさず「意志」の、「各人」への〈分散〉、ないし、「各人」の数だけの・「意志」の〈多数〉が、「各人にたいする・各人の戦争」の〈单一の・根本にある・共通の原因〉であることになる以上、〈分散〉した・〈多数〉の「意志」を、「たった一つの意志に帰一させる」ことは、「共同の力」の「設立」の眼目であり、「平和」の〈創出〉の基礎であるからでもある。

c) i) ところがしかし、前・第VII章で、“EoL.” Pt. I. Chap. 19. §. 10.について見たように、「各人」が、自分のもっている「力と強さと」を、〈第三者〉に「移譲する」ことは、「力と強さと」が〈物件〉ではないために、〈不可能事〉であった。

ii) してみると、「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」に、「人間たちがもっている・あらゆる力と強さ」とを「委譲する」ことも、やはり〈不可能事〉であり、したがって、かかる〈单一〉な「人間」、「集合体」が、「人間たちがもっている・あらゆる意志」を、「たった一つの

意志に帰一させる」こともまた、〈不可能事〉である。

d)かかる・理論上の困難に逢着したホブズは、これを打開するために、こう言う。

「上のこと〔上記・a)の「委譲」と、b)の「帰一」とを指し、結局は、「共同の力」を「設立」する「たった一つの道」の意〕は、つぎのように言うのとひとしいのです。すなわち、たったひとりの人間、ないしは、〔たった一つの・〕人々の集合体に、人間たちの人格を、代表させることなのです、と」。

i) ところで、「人格」とは、「人間」を「形づくるもの」に属するが、本・第VIII章でのちに知るとおり、〈道德科学〉上の概念ではなく、〈社会機能〉上の概念であって、すなわち、

一つには、当該「人間」の〈自分に固有の〉〈思考内容〉ないしは〈感情〉あるいは〈意志〉等、〈内面にあるもの〉を、〈自分に固有の〉「語」・「言葉」；「行動」・「行為」として〈表出させる〉、という《機能》を果たす《あるもの》であり、

また、二つには、その「人間」の・〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させるべき〉〈自分に固有の〉「語」・「言葉」；「行動」・「行為」を、その「人間」が、〈他人に固有の〉・〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させる〉「語」・「言葉」；「行動」・「行為」に、〈置換させる〉、という《機能》，言いかえれば、〈自分に固有の〉「語」；「行為」に、〈他人に固有の〉「語」；「行為」を、〈代表・代理させる〉、という《機能》を、遂行する《あるもの》である。

ii) そして、「人格」が上記の・第二の《機能》を遂行する時には、

イ) その「人格」をもつ「人間」は、〈自分に固有の〉「語」；「行為」によつて、〈他人に固有の〉それらを〈代表・代理・代行する〉「人間」、すなわち、「代行者」・「代理人」であり、その「人間」は、「代行者」・「代理人」としての「人格」をもつ。

ロ) これにたいし、「代行者」・「代理人」の「語」；「行為」に、〈自分に固有の〉それらを「代行」させ・「代理」させる方の「人間」は、「本人」であり、その「人間」がもつのは、「本人」としての「人格」である。

iii) しかしながら、イ) ある「人間」がもつ・「代行者」・「代理人」《たるべき》「人格」が、現実に「本人」の「代行者」・「代理人」としての「人格」《となる》のは、

ロ) 他の「人間」がもつ・「本人」たるべき「人格」が、「代行者」・「代理人」たるべき「人格」をもつ「人間」にたいし、——「本人」たるべき「人格」をもつ・その・他の「人間」を、「自分の本人である、とする権限〔資格〕」——を〈与え〉・〈付与し〉、〈与えられる〉ことによって、「代行者」・「代理人」たるべき「人格」をもつ「人間」が、その「権限〔資格〕」を「もっている」ことによるのである。

iv) 他方、他の「人間」がもつ・「本人」《たるべき》「人格」が、現実に「本人」としての「人格」《となる》のは、もとより、その「人間」の「人格」が、この「権限〔資格〕」を、「代行者」・「代理人」たるべき「人格」をもつ「人間」に、〈与える〉・〈付与する〉ことによって、である。

v) 前述・1), c); 2) の・あの・「契約」の〈内容〉をなす〈権限〔資格〕付与〉の意味は、このように、それが、「本人」の「人格」たるべき「人格」を現実に「本人」としての「人格」たらしめ、「代行者」・「代理人」の「人格」たるべき「人格」を、現実に「代行者」・「代理人」としての「人格」たらしめる、というところにある。

イ) すなわち、「コノ人間、ナイシハ、コノ集合体ノ人々ニ、ソノ者ガ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ、与エ」る「私」と「君」という「各人」の「人格」は、「コノ人間、ナイシハ、コノ集合体」という・「私」と「君」と（「各人」）の「代行者」・「代理人」の「本人」たるべき「人格」であり、

他方、「コノ人間」、ないしは、「コノ集合体ノ人々」の「人格」は、「私」と

「君」と（「各人」）を「本人」とする「代行者」・「代理人」たるべき「人格」である。

口) そして、「私」と「君」と（「各人」）の「人格」は、「コノ人間」、ないしは、「コノ集合体ノ人々」に、上記の「権限〔資格〕ヲ、与エル」ことによって、「コノ人間」、ないしは、「コノ集合体」の「本人」としての「人格」《となる》のであり、

他方、「コノ人間」、ないしは、「コノ集合体」の「人格」は、その「権限〔資格〕ヲ、与エ」〈られる〉ことによって、「私」と「君」と（「各人」）の「代行者」・「代理人」としての「人格」《となる》のである。

vi) イ) しかも、「契約」の〈内容〉のE. 叙述にのみ現われているにすぎないが、「…コノ者ガ、君ヲ自分ノ行動スペテノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ、与エル、…」とは、実は、「人間たち」を形づくる「各人」の〈ひとりひとり〉としての「君」という「本人」から、——この「本人」の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」を、「代行者」・「代理人」たる「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」に「代行」・「代理」させる、という〈権限〔資格〕付与〉が、——行なわれる、ということを、意味しているのである。

口) そして、本章でのちに分析する論理に見るとおり、「本人」の「行動スペテ」の「代行」・「代理」の〈権限〔資格〕付与〉のみが、「各人」（「私」、「君」）の「自然権」の「移譲」と《等置》される《機能》をもちうるのである。

（それゆえ、「行動スペテノ本人」という文言は、E. 叙述にあっては、「私」についても、記されなくてはならないし、L. 叙述にあっては、「私」と「君」との双方について、現われなくてはならないのである。）。

e) さて、そこで、前記・d) に示した・「共同の力」を「設立」する「たった一つの道」としての・「たったひとりの人間」、ないしは、〔たった一つの・〕

人々の集合体に、人間たちの人格を、代表させること」に論を戻せば、

i) 問われるべきは、当然、このことが、いかにして可能であるか、である。

ii) ホブズの・下記の叙述は、予想される・その問い合わせへの答えである。

「…人間たちの人格を、代表させることなのです。言いかえますと、人間たちの人格をこのように代表する者〔「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」〕が、共同の平和と安全とにかく重大事にあって、たとえどのような行動をとろうとも、つまりは、〔「本人」たるべき「人間たち」によって〕たとえどのような行動をとらされようとも、〔「人間たち」の〕各人が、その行動ことごとくを、自分の行動である、と認めること (to own) なのですし、言いかえれば、各人が、自分自身が、その行動ことごとくの本人 (Author) である、と容認することなのでありますて、…」。

iii) この叙述の論旨は、——「人間たち」を形づくり・「本人」たりうる「人格」を有する「各人」の〈ひとりひとり〉（「私」、「君」）が、自らの「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」、「行為」について、「代行者」・「代理人」たるべき「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」にたいし、あの〈権限〔資格〕付与〉を行なうことが、とりもなおさず、この「人間」ないしは「集合体」に、「人間たちの人格を、代表させる」のである——というところにある。

iv) してみると、あの〈権限〔資格〕付与〉は、「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」に、「人間たちの人格を、代表させる」という・いま一つの《機能》をもっていることになる。

3) ところがしかし、実は、上述・2), e), iii) の論旨からは、iv), すなわち、あの〈権限〔資格〕付与〉が、「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」に、「人間たちの人格を、代表させる」、という立論は、帰結しないのである。

なぜなら、「人間たち」の「各人」〈ひとりひとり〉は、「本人」としての「人格」を有し、それゆえ、〈権限〔資格〕付与〉を行なえば、上記の「代行者」・「代理人」の「人格」によって「代表」されることができるけれども、しかし、「人間たちの人格」が、「代表」される、ということは、これまた、ある・理論上の困難を含んでいるからである。というのは、

a) i) 「本人」の「人格」にせよ、「代行者」・「代理人」としての「人格」にせよ、「人格」はすべて、必ず、〈単一なもの〉でなくてはならず、〈單一性〉と不可分離である。

なぜなら、「人格」が〈分散・分裂している〉ことは、前見（本章・前出・2）、d)) の・「人格」が果たすべき《機能》の遂行を、不可能にするからである。

ii) ところで、「人間たち」を形づくるものとしてではない「個人」（「各人」）は、〈單一な存在〉であるから、「人格」の〈單一性〉をもち、〈單一な「人格」〉をそなえているけれども、「人間たち」全体は、〈多数の存在〉であるため、〈單一性〉とは無縁であり、〈單一の「人格」〉をもつことは、〈できない〉。

iii) それゆえ、〈單一の「人格」〉をもたぬもの（「人間たち」全体）は、〈單一の「人格」〉によってのみ行なわれうる〈権限〔資格〕付与〉を、行なうことが〈できず〉、したがって、「代行者」・「代理人」をもつことが〈できず〉、すなわち、これらによって「代表」〈される〉ことが、〈できない〉。

iv) あの立論の・理論上の困難は、ここにある。

4) a) しかるに、ホブズは、「これ (This. L. hoc [ホク])。「共同の力を「設立」する「たった一つの道」) は、同意ないしは合意より以上のものであります。それ (it. L. [hoc])。「共同の力」を「設立」する「たった一つの道」) は、人間たちのすべてが、单一・かつ同一の人格となって、真実に融合すること (a reall Unitie of them all, in one and the same Person.) L. 「すべての人間が、单一の人格となって、真実に融合すること… (...in persōnam unam

vēra ómnium únio)」なのです」と言う。

(上掲の叙述中の this, および it を、「共同の力を「設立」する「たった一つの道」と解するのは、E.では、つづいて、この「融合すること」は、「各人が各人と交す契約によって、つくられる」とされたあと、その「契約」の〈内容〉としての〈権限〔資格〕付与〉が示され、ついで、「このこと〔契約〕が行なわれますと、このようにして、单一の人格となって融合した多数者が、カマン・ウェルス〔共同の力〕…と呼ばれるのです」と記されているからであり、かつ、thisの中性形にあたる指示代名詞 hoc〔ホク〕は、〈重要な対象〉を、〈連関〉の中で、指示するさいに用いられるからである)。

i) ここに言われる・「人間たちのすべてが、单一・かつ同一の人格となつて、真実に融合すること」とは、端的に言えば、「人間たちのすべて」が、〈単一の「人格」〉をもつもの《となる》ことである。

ii) こうして、この「融合すること」が、上記・a) 中の注記によって知られるとおり、〈権限〔資格〕付与〉を〈内容〉とする「契約によって、つくられる」、ということは、〈権限〔資格〕付与〉が、「人間たちすべて」を、〈単一の「人格」〉を有するもの《とする》、という・さらにいま一つの《機能》をもっていることを、意味する。

b) してみれば、〈権限〔資格〕付与〉の・前出・2), e), iv) に記した・いま一つの《機能》——再言すれば、「たったひとりの人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体に、人間たちの人格を、代表させる」という《機能》——は、「人間たち」全体が〈単一の「人格」〉をもちえないことによって、理論上の困難を含むものであったが、〈権限〔資格〕付与〉の・今見た・さらにいま一つの《機能》によって、「人間たちのすべて」も〈単一の「人格」〉をもちうるものとなって、理論上の困難は、消滅するのである。

c) それゆえ、〈権限〔資格〕付与〉の・後者の《機能》は、前者の《機能》の前提である。

d) その上、〈権限〔資格〕付与〉の・前者の《機能》は、「共同の力」を

「設立」する「たった一つの道」としての《機能》であり、  
後者の方の・いま一つの《機能》もまた、同一である。

e) とすれば、この・二つの《機能》の《根拠》たる論理は、二つではなく、ただ一つの繋絡の中にあるものでなくてはならないはずである。

5) 以上に見たように、あの〈権限〔資格〕付与〉は、

- i) 「各人」の・「自然権」という「自由」の「移譲」と《等置》される・〈第一〉の《機能》を有するにとどまらず、
- ii) また、「人間たちのすべて」を、〈单一の「人格」〉を有するもの《たらせめる》，という・いま一つの《機能》を果たすものであり（これを、以下、〈第二〉の《機能》と呼ぶ）、
- iii) さらに、「各人」が自らのもつ・「自然権」という「自由」を「移譲」すべき「たったひとりの人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体に、人間たちの人格を、代表させる」，という・なおいま一つの《機能》を遂行するものである（これを、以下、〈第三〉の《機能》と呼ぶ）。

6) そこで、以上に見た・前述の〈権限〔資格〕付与〉の・〈三つ〉の《機能》の《根拠》たるべき論理を、ホブズの・前掲・三つの著述における立論に即して、分析することが、本章の主題である。

## I

- 1) “DH.” Cáp. XV.は、その§. 1. 「第一節。ペルソーオナ(persôna)の定義」で、本章・次・II. に見るとおり、まず第一に、ギリシャ語の「プロスオーポン」（この語の用法史にしたがって、その語意を示せば、  
 イ) 〈顔面〉、〈表情〉；  
 ロ) 〈外見〉、〈外観〉；  
 ハ) 〈<sup>めん</sup>面〉；

ニ) <人格>, 等である)に相当する・古典ラテン語の *persōna* ([ペルソーオナ])。イングランド語の *person* の語源)について、述べている。

2) そこで、あらかじめ、「*プロスオーポン*」(ホブズは、“*DH.*”の・この箇所では、アクセントを *Προσώπουν* ([プロスオーポン])としているが、正しくは、*πρόσωπουν* ([プロスオーポン])である)と、「ペルソーオナ」との・それぞれの語源について、吟味し、ホブズにおける“*Authorise*”の<論理>を分析する前提としての *persōna* の概念を知るための手掛りとしよう。

3) まず、*πρόσωπουν*について。

a) ギリシャ語の *óραν* ([ホオラーアン])。直接法・現在・能動相の不定形。<見エル>, <見ル>, <視覚能力ヲモツ>, <目ヲ注グ>, <知覚スル>, 等)なる語の・直接法・未来・(常に能動的な意味をもつ)・中動相の不定形 *óψεσθαι* ([オプセストハアイ])の語幹が、*óψ-* ([オプス]-)であり、そして、次第に見ていくとおり、*óψ*は、また、独立した名詞として、<眼>, <顔面>, の意をもった。

b) *óψ-*は、本来は、語根 *óπ-* ([オブ]-)が、未来・中動相形の不定形語尾・*-σεσθαι* ([−セストハアイ])の冒頭の・*-σ-* [s音]と結合したものである。

c) この *óπ-*は、*óπτειν* ([オプティン])。直接法・現在・能動相の不定形。<見ル>, *óπτείνειν* ([オプテウエイン])。直接法・現在・能動相の不定形。<見ル>, *óπταινειν* ([オプタイネイン])。直接法・現在・能動相の不定形。<見ル>, *óπτάξεσθαι* ([オプタゼストハアイ])。直接法・現在・受動相の不定形。<見ラレル>, ならびに、形容詞・*óπτικός*. (m) ([オプティコス])。男性名詞・单数・第一格を修飾する語形。<視覚内容ニツイテノ>。—*τική*. (f) ([一ティケー])。女性名詞・单数・第一格を修飾する語形), —*τικόν*(n) ([一ティコン])。中性名詞・单数・第一格を修飾する語形)。*óπτός*. (m) ([オプトス])。<目デ見ルコトガデキルトコロノ>, —*τῆ*. (f) ([一テー]), —*τόν*. (n) ([一トン]) の諸語に照らして明らかなとおり、<見ル>を表示する語根で

ある。

d) 上記・*όραν* の・この *οπί*—を語根とする〔現在〕完了・第II. 第一人称・单数形が、*οπωπά*([オポーパ])であって、これから生まれた名詞 *οπωπή* ([オポーペー]) は、まず、詩人たちによって、本・3), 後出・e), f) に見る *οψις* ([オプシス]) と同義に用いられ、さらに、〈外観〉を意味し、また、〈視覚内容〉、〈視覚能力〉を、そして、〈瞳〉、〈眼〉を、表示した。

e) アリストテレース ('Αριστοτέλης, 384 B.C.—322 B.C.) は、その“Περὶ Ποιητικῆς。”([ペリ・ポイエティケーエス]。『詩学について』), 21(第二十一章) で、ギリシャ自然学者のひとりエンペドクレーエス ('Εμπεδοκλῆς. 493/490 B.C.—433/430 B.C.) の・〈叙事詩〉形式の作品“Περὶ Φύσεως。”([ペリ・フュニセオース]。『自然について』)の断簡・‘μία γίγνεται ἀμφοτέρων οψ’ ([ミア・ギグネタイ・アムプホテローン・オプス]。「单数の眼が、両眼にあたる」)に見える *οψ* について、つぎのように述べている。  
 「…国家の、という語(*τὸ πόλεως*.[ト・ポレオース])。*πόλεως* は、*ἡ πόλις*. (ヘエー・ポリス)。〈国家〉の第二格(所有格)が、〔叙事詩にあって、母音の上で〕延長されておりますが、*τὸ πόληος* という語([ト・ポレーオス])でありますし、また、ペーレウス(*Πηλεύς*)の息子の、という語(*τὸ Πηλείδου.* [ト・ペーレイドゥウ])。*Πηλείδου* は、*Πηλείδης* ([ペーレイデース]。〈ペーレウスの息子の〉)の第二格)が、〔叙事詩にあって、母音の上で〕延長されておりますが、ペーレニアデオーといいう語 (*τὸ Πηληνιάδεω.* *Πηληνιάδεω* は、前出・*Πηλείδης* の・叙事詩で用いられる別形である*Πηληνιάδης* ([ペーレニアデース]の第二格))であります。それと同じく、大麥といいう語(*τὸ κρῖ* [ト・クリーイ])。*κρῖ* は、*κριθῆ* ([クリトヘエー]。〈大麥〉の叙事詩形)と、家といいう語(*τὸ δῶ*. [ト・ドーオ])。*δῶ* は、*δῶμα*. ([ドーマ]。〈家〉・〈住居〉の叙事詩形)とは、〔語形の上で〕、短縮されていりますし、そして、〔エムペドクレーエスの言う〕『单数の眼が、両眼にあたる (*‘μία γίγνεται ἀμφοτέρων οψ’* ([ミア・ギグネタイ・アムプホテローン・オプス]))』

ローン・オプス]。イオーニア地域語と、アッティカ地域語でもアリストテレス以後とでは、*γίγνεται* の代りに *γίνεται* が、用いられた) [の *οψ*]もまた、[語形の上で]、短縮されているのです」。[*οψ*の双数・第一格形が、*οπε* ([オペ]) であり、語形の上で *οψ* よりも「延長されている」のにたいして、の意]。

(1458·a, 3 – 5)。 (Aristotélēs : Dē Árte Poéticā Líber. Recōgnōvit brevīque adnotātiōne críticā īstrūxit Rvdolfvs Kassel. <Scriptōrum classicōrum Bibliothēca Oxoniénsis>. Óxonii. Ē Typogrāpheō Clarendoniānō. 1965. p. 35.)。

アリストテレスは、ここでは、*οψ* の語意を、〈眼〉に限定しているのである。

f) ところで、小アジア出身のギリシャ人の地理学者・歴史家ストラボーン (*Στράβων*, ? 63 B.C. – ? A.D.21) は、 “*Xρηστομάθεια.*” ([クフレーストマトヘエイア]。『詞選』) で、「エムペドクレーエスの気持では、『单数の眼が、両眼にあたる』とは、*οψις* ([オプシス]) のことなのです」と述べている。 VIII. (第八編)。p.364. („Die Fragmente der Vōrsokratikor. Hrsg. von Hermann Diels. Nachfolger Walter Kranz. Weidmann–Verlag. 6. Auflage. 3 Bde. 1974 – 75. Bd. I., S. 343)。

g) 上記の *οψις* は、前出・d) に記したように、*οπωπή* と同義にも用いられて、〈眼〉；〈顔面〉；〈表情〉；〈外観〉；〈様相〉；〈対象の視覚像〉；〈表出像〉；〈視覚内容〉；〈視覚能力〉；〈視ル行為〉；〈瞳〉、等の語意をもった。

h) ところで、アッティカ地域語、古イオーニア、新イオーニア、ドーリス地域語にあっては、ο [オ・ミクロン] 文字が ω [オー・メガ] 文字に置換されることが少なくなかったが、前出の *οψ* もまた、*ωψ* ([オープス]) に置換され、したがって、後者の語も、〈眼〉、〈顔面〉、〈表情〉の意をもち、そして、この語の縮少形が *ωπιον* ([オーピオン]) である。

i) この *ωπιον* に由来する形容詞 *ἐνωπίος*。 (m, f) [エンオーピオス]), *ἐνωπίον* (n). ([エンオーピオン]) は、したがって、〈～ニ面シタ〉を意味し、

また、上記の中性形は、副詞として、〈顔ト顔トヲツキアワセテ〉、〈面ト向キアッテ〉、〈(代理人ニヨラズニ)自分自身デ〉、〈親シク〉、〈ソノ人自身デハ〉、を、表示した。

j) 上記の *ωπιον* に発する・-*ωπον* ([オーポン] = -*ωπο-*-*ν*) は、合成語の語幹としてのみ用いられ、〈人間〉を意味する *ἀνθρωπος* ([アントフローポス]) は、本来、*ἀνθρ-ωποι* であり、*ἀνήρ* ([アネール]。〈男〉、〈人間〉、〈成人〉、〈夫〉、〈兵士〉。单数・第二格は、*ἀνδρός*。[アンドゥロス])。複数・第一格は、*ἀνδρες*。[アンドゥレス]) の *ἀνδρ-* が *ἀνθρ-* となって、それに -*ωποι* が結びついたものあって、〈人間〉の〈顔面〉を原意とし、また、*μέθωπον* ([メトホオーポン]、ないし、*μέθωπος*。[メトホオーポス]) は、*μέθ-**ωπον* に由来して、〈両眼ノアイダノ拡ガリ〉、したがって、〈眉〉、さらに、〈額〉、ひいては、〈顔面〉を、意味した。

k) さて、そこで、ホブズが挙げる *πρόσωπον* について言えば、これは、i) もともと、*πρόσ-ωπο-ν* であり、〈顔面〉を表示する・-*ωπον* が、*πρός* (第二格 (所有格)、第三格 (与格)、第四格 (目的格/対格) を支配する前置詞で、格によって語意を異にするが、原意は、〈～ノ側ニアル〉、〈～ノ方へ向カウ〉である) を前綴りとして、合成された語である。

ii) したがって、*πρόσωπον* は、本来は、〈顔面ニアル〉の意であるが、iii) そこから、前記・a) のように、〈顔面〉、〈表情〉；〈外見〉、〈外観〉；〈面〉；〈人格〉の意をもつに至ったのである。(上述にあたっては、Vaniček, Alois: „Griechisch-Lateinisches etymologisches Wörterbuch. 2 Bde. in 1. Leipzig. 1877. SS. 9–10. (アーロイス・ヴァニチエク：『ギリシャ語-ラテン語語源辞典』。二巻合本。ライプツィヒ、一八七七年。) の一部分のみを、参考にしたにとどまる)。

4) つぎに、*persōna* ([ペルソーオナ]) について。

a) まず、古典ラテン語としての用法史から言えば、この語意は、

イ) 〈トリワケ、俳優ガ、自ラノ演ズベキ・登場人物、役柄ノ相違ニ応ジ

テ身ニツケタ・頭部全体ヲ蔽ウ面<sup>メン</sup>、仮面〉；

ロ) 〈俳優ガ演ズル登場人物、登場人物ノ役柄・役割〉；

ハ) i) 〈人間ガ世間デ演ズル役割・人物〉；（たとえば、〈告発者〉、〈検察官〉、〈被告人〉、〈被告人〉のための〈弁明人〉、〈原告訴人〉、〈被告訴人〉、〈弁護依頼人〉、〈弁護人〉、のような〈役割・人物〉）。

ii) したがって、〈(トクニ、法的文脈デ)、刑事=、民事上ノ訴訟ニカカワッテイル人物・役割〉；

ニ) 〈人格〉；〈個性〉；〈性格〉；〈地位〉、等々である。

б) そして、本章・次・II. 2) 以下；および、III. に見るとおり、ホブズ独自の・persôna ないし Person の概念は、上見・а)，ニ) の〈人格〉の意を、他の諸語意に含まれる諸要素を付加して、特有のものに変えた概念である。

с) さて、前記・а) の諸語意をもつ persôna の語源について、前記のヴァニチェクは、上掲の『ギリシャ語・ラテン語語源辞典』（二巻合本。ライプツィヒ、一八七七年）の S. 1217. と、および、„Etymologisches Wörterbuch der Lateinischen Sprache.“ Leipzig, 1881.（『ラテン語語源辞典』。ライプツィヒ、一八八一年）の SS. 344–345. との両箇所において、ひとしく、persôna の語源は、ラテン語の前置詞 per ([ペル]。この場合には、〈～ニワタッテ〉の意）を前綴りとして、sonâre ([ソナーアレ]、現在・不定形。〈響カセル〉ないし〈響ク〉）という動詞から合成された personâre ([ペルソナーアレ]。

〈響キワタル〉）である、とし、そして、〈音声ノ響キワタル面<sup>メン</sup>〉という意味から、persôna のもつ・〈仮面〉、〈役割〉、〈登場人物〉、〈人格〉という語意が生じた、と述べている。（ちなみに、田中秀央氏の『羅和辞典』（1980 年、研究社）もまた、同じ見解である）。

д) しかし、この解釈は、persôna という語が、そもそも、〈面〉という語意を、いかにして、もつに至ったかを、なにら明らかにしていないばかりでなく、〈響ク〉、〈響キワタル〉という語 (sonâre, personâre) が、persôna の

用法史に現われる・前見の諸語意にとって、全く無関係である、という点から見て、文字どおりの・牽強付会の説である。

ii) その上、ヴァニチェックは、*personāre* (<響キワタル>) の・受動の意をもつ〔現在〕完了分詞でもあり・形容詞でもあるものとして、*persōnātus.* (m) ([ペルソーナートゥウス]), *-āta.* (f) ([ペルソーナータ]), *-ātum.* (m) ([ペルソーナートゥウム])をあげているが、しかし、<響キワタル>の意の*persōnāre* (-o-は、短母音) の完了分詞(ないし形容詞)は、*persōnitus.* (m) ([ペルソニトゥウス]), *-sónita.* (f) ([ペルソニタ]), *-sónitum.* (n) ([ペルソニトゥウム])——ないしは、*personātus.* ([ペルソナーアトゥウス]), *personāta.* ([ペルソナーアタ]), *personātum.* ([ペルソナーアトゥウム])であるが、いずれにせよ、-o-は、短母音である——であって、ヴァニチェックが挙げている*persōnātus*, etc.では、ないのである。

e) ヴァニチェックにひきかえ、"Lateinisches etymologisches Wörterbuch," Herausgegeben von A. Walde. 3. Neubearbeitete Auflage von J. B. Hofmann. Bd. 1. Heidelberg, 1938, Bd. 2. Heidelberg, 1954 (『ラテン語語源辞典』。A. ウアルデ編集。J. B. ホーフマンによる改訂・第三版。第一卷、ハイデルベルク、一九三八年。第二卷、ハイデルベルク、一九五四年) は、ヴァニチェックの見解を完全に無視し、Bd. 2. SS. 291—292で、*persōna* の用法史にふれたあと、まず、F. Skutsch (スクウチュ) の見解——*persōna* なる語は、イタリア中世部の *Etrūria* (エトルーリア。現在のトスカーナ (Toscana)) ないしイタリア南部のカムパニヤ (Campania) に住んでいた *Ōscī* ([オスキー]。オスク族) にあって用いられた *φersu* ([フエルスウ]。<二人ノ・面ヲツケタ親族ニヨル・遺言ノ追加書>) が、ラテン語の *persō* となり、そこから *persōnāre* (<面ヲツケル>) の語が生じた、とする見解——にたいして、——スクウチュは、エトルーリア人ないしオスク族がギリシャ語を借用し、そのギリシャ語からラテン語・*persōna* が発展した、とするけれども、しかし、*φersu* に相当するギリシャ語が見いだせないし、また、「いかなるギリシャ語

が、〔*φersu* の〕基礎となっているのかが、疑わしい」——と断じ、さらに、フリートレンダー (Friedländer), デヴオートオ (Devóto), フィーゼル (Fiesel), およびリベツツオ (Ribezzo) (これら論者の著述は、本稿では、記載を省略する) が、*φersu* の「基礎」に、ギリシャ語の *πρόσωπον* をおいてる解釈にたいしても、「しかし、これは、音声論上と語意上との諸困難につきあたるものである」と評して、この解釈をも斥けているが、しかし、自らは、積極的な所見を提示してはいない。

5) そこで、筆者は、*persōna* の語源について、つぎのように考える。

a) 古典ラテン語・*persōna* ([ペルソーオナ]) は、古典ラテン語期 (c. 75 B.C.—c. A.D. 175) にはすでに廃されていた・古ラテン語の動詞 *persōnāre* ([ペルソーナー・アレ])。現在・不定形), さらに溯って, *perzōnāre* ([ペルゾーナー・アレ])。現在・不定法) に、由来する。

i) この・一つの証左は、古典ラテン語に、本章の主題を述べたさいに, f) に記したとおり, *persōnātus.* (m) ([ペルソーナー・トゥウス]), —*nāta.* (f), —*nātum.* (n), という形容詞が、存在したことである。

ii) この形容詞の語意は、〈面メンヲツケタ〉, 〈変装シタ〉, である。

iii) さて、この形容詞は、ラテン語文法にしたがえば、*persōnāre* という動詞の・〔現在〕完了分詞と同形であるのであるから、古典ラテン語期には、この・*persōnāre* という動詞そのものは、もはや存在しなかったにせよ、その完了分詞、ならびに、それと同形の形容詞とは残存していた、ということになる。

iv) すなわち、*persōnāre* という動詞が、古典ラテン語期以前には存在したことの証左が、上記の・古典ラテン語の形容詞である。

b) i) ところで、この・*persōnāre* の語に含まれている—s—は、ギリシャ語の—ξ—[z 音] が、ラテン語において—s—となった・一つの場合である。

たとえば、ギリシャ語の *ξώνη* ([ゾーネー])。〈婦人用ノ腰帶・腰紐〉、〈男子ノベルト〉は、古典ラテン語に、*zōna* ([ゾーオナ]) の語形ではいり、そして、さらに *sôna* ([ソーオナ]) となった。

ii) *persōnâre* 中の — *sôna* — が、上述のとおりであるとすれば、古ラテン語の *persōnâre* は、溯れば、*perzōnâre* である。

iii) i) そして、これらの動詞の前綴りとなっている前置詞 *per* — は、印欧基語の・音表すれば *pári* に発した・ギリシャ語の *περί* ([ペリ])。〈周リニ〉が、ラテン語にはいった形である。

ロ) また、*perzōnâre* の中の — *zōna* — は、上記・b), i) のとおり、ギリシャ語の *ξώνη* に、由来する。

ハ) さらに、ラテン語の合成動詞の・現在・不定形の語尾（能動形）たる — *âre* は、ギリシャ語の動詞のそれと照合すれば、一人称語尾：— *āω* (— [アオー]) にたいする不定形 — *āv* (— [アーアン]) ; — *iω* (— [イオー]) にたいする — *iεiv* (— [イエイン]) の — *εiv* ; — *īω* (— [ユオー]) にたいする — *īvεiv* (— [ユエイン]) の — *εiv* ; — *ēω* (— [エオー]) にたいする — *εiv* (— [エーエイン]) ; — *ōω* (— [オオーユ]) にたいする — *ovv* (— [ウーウン]) ; 子音に接続する — *ω* にたいする — *εiv* ; および、一人称語尾 — *μι* (— [ミ]) をもつ動詞の不定形 — *vai* (— [ナイ]) に、相当する・ラテン語・能動詞語尾・— *are*, — *âre*, — *ere*, — *êre*, — *îre* の一つである。

c) そこで、まず、*ξώνη* を語幹として合成された・ギリシャ語の動詞を求めれば、それは、*ξώνυμι* ([ゾーンニューミ])。*ξών* — *v* — *īμι*。直接法・現在・一人称形。〈私ハ、帶（ナド）ヲ、腰部ニ巻キツケル〉である。(— *īμι* (— [ユーミ]))は、その動詞が合成動詞であることを示す語尾である。また、*ξώνη* の *ξών* — の上に、さらに — *v* — *īμi* として重なった — *v* — は、— *ω* — にアクセントがあるところから、発音をし易くする (*εἴφωνία*。[エウプホオーニア]ために、挿入された音である。(合成の・他の例。*δείκνυμι* <*δείκ* — *v* — *īμi* ([デイクニューミ])。また、*δείκ* — *v* — *īω*。語根 *δείκ* [デイク] から

合成。〈明ラカニスル〉、〈指ス〉)。

ただし、*ξώννυμι* の・直接法・現在・能動相の不定形は、*ξώννααι* ([ゾーニュナイ]) で、—ωーにアクセントがなく、—νーは、一つである。

d) i) つぎに、ギリシャ語にあっても、上の動詞がラテン語の前置詞 per となった *περί* を前綴りとして合成された動詞が存在することは、大いにありうる。

ii) はたして、それが、*περίξώννααι* ([ペリゾーニュナイ])。直接法・現在・能動相の不定形。ただし、一人称形は、*περίξώννυμι* ([ペリゾーンニューミ]) である。

e) 筆者は、この・*περίξώννααι* というギリシャ語動詞が、古ラテン語としては存在したはずの *perzōnāre*, 下って、*persōnāre* なる動詞の源である、と考える。

古典ラテン語の動詞で〈響キワタル〉の意の *personāre* にあって、—oーが短母音であるのにたいし、*perzōnāre*, *persōnāre* の場合に、—oーが長母音であるのは、*ξώνη* の中の長母音—ωーに由来するものであるはずである。

f) i) ところで、同じく *ξώνη* を語幹としながらも、*περί* という前綴りを伴わぬ動詞 *ξώννααι* ([ゾーニュナイ]) が、もっぱら、〈帶ナドヲ、腰部ニ巻キツケル〉の意をもつにとどまったのにたいし、

ii) *περίξώννααι* の用法は、ひろく、〈剣ヲ帶ビル〉、〈子ドモニ衣服ヲ着セル〉、とりわけ、〔現在〕完了の中動相、および受動相 (〔現在〕完了・第 I. の不定形は、*περίεξώσασθαι*。 ([ペリエゾーサストハアイ]), 第 II. の不定形は、*περίεξώσθαι*。 ([ペリエゾーオストハアイ])) にあっては、〈衣服、寛長衣ナドヲ、身ニマトウ〉、という語意をもった。

g) そこで、*περίξώννααι* の・上記の諸語意と、そして、このギリシャ語に由来する *perzōnāre*, 下っては *persōnāre* に源をもつ *persōna* の・前出・4), a) に見た諸語意とから勘案すれば、古ラテン語の動詞・*perzōnāre*,

*persōnâre* の原意は、「人間」が、〈衣服、装飾品、化粧などを身につける (indúere. [インドゥエレ])。現在・不定形) ことによって、自分の容姿、顔貌を整える〉という意味での〈わが身を装 (よそお) う〉であった、と推定される。

h) しかし、〈わが身を装う〉とは、「人間」が、〈生まれつきの〉という意で〈自然の〉・したがって〈自分に固有の〉容姿ないしは顔貌を、(あるいは、他人に見苦しい感じを与えぬ目的で、あるいは、他人の容姿・顔貌にたちまさったものに見せる目的で、等々) しかるべき〈衣服、装飾品、化粧など〉を〈身につける〉ことによって、〈自分に固有の〉容姿、顔貌とは〈異なる〉ところの・すなわち〈自分に固有ではない〉・そして、〈自然の〉にたいして〈つくられた〉、とはいえ〈自分〉の一部であることにはかわりのない容姿、面貌として、《表出させる》こと (repraesentâre. [レプラエセンターアレ])。現在・不定形) である。

i) i) 古典ラテン語の動詞 *repraesentâre* は、動詞 *praesentâre* ([<sup>・</sup>プラエセンターアレ]) に、由来する。

ii) さらに、*praesentâre* の語幹は、*práesēns* ([<sup>・</sup>プラエセーンス]) である。これは、副詞でもあり前置詞でもある *prae* ([<sup>・</sup>プラエ])。〈ノ前ニ〉と、*esse* ([エッセ])。〈在ル〉の意の動詞の・現在・不定形) とから、*prae* の—e と、*esse* の—e とが合一して生まれた動詞 (*praesse* (現在・不定形); *praesum* (現在・第一人称・単数形)) の、しかし、*esse* が、もともと、*es*— を語幹とし、—se を不定形語尾とするところから、—es が消滅した語尾—se に、*prae* が合した現在分詞 *práesēns* である。

iii) そして、*práesēns* の語尾の—s が、—t に変じて(現在分詞は、形容詞となる場合、ないし、形容詞から名詞化した場合、単数・第一格以外は、すべて、—s が、—t— となって、語尾を形づくる)，合成動詞の不定形語尾—âre と結び、*praesentâre*、すなわち、〈前ニ在ラシメル〉の意から、《表出サセル》の意をもつに至った語が、つくられた。(動詞となる時、—sêns の長

母音・—ē—は、短母音・—e—に変る)。

iv) そして、*repraesentāre* の前綴り・re—は、〈移行〉；〈後退〉；〈反復〉；〈復元〉；〈呼応〉；〈対抗〉；〈分離〉；を含意するが、ここでは、〈移行〉の意をもち、《表出サセル》という語意を強めているもの、と考えられる。

v) もどより、*repraesentāre* の語は、《表出サセル》という意味から、さらに、〈直チニ、即座ニ、実現サセル〉、また、〈即金デ支払ウ〉といった語意を派生させたが、本来の表示内容は、上述したところから知られるとおり《表出サセル》にある。

j) i) さて、こうして、くりかえせば、古ラテン語の *perzōnāre*, *persōnāre* の原意は、「人間」が、〈自分に固有の〉容姿、顔貌を、〈自分に固有ではない〉容姿、面貌として、《表出させる》，であるが、それは、前者を、後者に、〈よそおう〉ことである。

ii) そこで、顔貌・面貌に限って言えば、「人間」が、〈自分に固有の〉顔貌を、それとして《表出させ》，〈よそおう〉ところの・〈自分に固有ではない〉面貌とは、その「人間」が「俳優」である場合には、ほかでもなく、自らの〈身につける〉「面」・「仮面」である。

(もとより、その「面」・「仮面」は、「俳優」にとって〈ある他人〉(〈登場人物〉)の「役柄」を、〈表出している〉ものにはかならない)。

k) このようにして、*persōna* という古典ラテン語がその用法史において第一にもった語意(前出・4), a), i); 「俳優」が、〈他人〉である〈登場人物〉の「役柄」を表出させるために〈身につけた〉「面」・「仮面」)の成立は、ギリシャ語の *περιζωνύμαι* に溯り、そこから下って古ラテン語 *perzōnāre*, *persōnāre* の原意を求め、かつ、その原意の中に、〈自分に固有の〉顔貌を、〈ある他人〉の・したがって〈自分に固有ではない〉面貌として、《表出させる》，という《機能》を見てとることによって、理解されることができ

るのである。

1) i) さて、つぎに、「俳優」が〈身につける〉「面」・「仮面」は、ふつうには、陶土、テッラコッタ（無釉・焼成粘土）、および大理石で作られていて、もとより、たんなる物体ではなく、前述・g), ii) のとおり、〈登場人物〉の「役柄」を〈表出している〉ものにほかならない。

ii) とすれば、「面」・「仮面」と、〈登場人物〉の「役柄」とは、一にして不可分離である。

iii) それゆえ、*persōna* の語は、すでに知ったとおり、「俳優」が〈身につける〉「面」・「仮面」を意味すると同時に、前出・4), a), 口) のとおり、「俳優」が「面」・「仮面」を〈身につけて〉演ずる・〈登場人物〉の「役柄」・「役割」をも表示するものとなる。

6) 以上は、古典ラテン語としての *persōna* がもった語意のうち、前出・4), a), イ) と口) とに挙げたものの由来を、この語の成立の経緯から示したにすぎない。

しかし、問題は、もとより、"DH." Cáp. XV. §. 1., "Lev." Chap. XVI. (E.), および、Cáp. XVI. (L.)における・ホブズ独自の・*persōna*, Person の概念が、なにを意味しているか——である。

- a) それはホブズが、前出・4), a) に挙示したもの、想起すれば、
- イ) 〈トリワケ、俳優が、自ラノ演ベキ・登場人物、役柄ノ相違ニ応ジテ身ニツケタ・頭部全体ヲ蔽ウ面、仮面〉；
- ロ) 〈俳優ガ演ズル登場人物、登場人物ノ役柄・役割〉；
- ハ) i) 〈人間ガ世間デ演ズル役割、人物〉(たとえば、〈告発者〉；〈検察官〉、〈被告人〉、〈被告人〉のための〈弁明人〉、〈原告訴人〉、〈被告訴人〉、〈弁護依頼人〉、〈弁護人〉のような〈役割・人物〉)；
- ii) したがって、〈(トクニ、法的文脈デ〉、刑事上ニ、民事上ノ訴訟ニカカ

ワッティル人物・役柄〉；

二) 〈人格〉, 〈個性〉, 〈性格〉, 〈地位〉, 等；

上記のうち, 〈人格〉の意を, これらの語意に含まれる諸要素を加えることによって, 特有の概念に変えたものであり, そのことは, 本章・次・II., およびIII. に見るとおりである, と再言しておくにとどめよう。

b) そして, 上述した事柄は, ホブズが, 上記の・persôna, Person の〈語意〉と, その〈推移〉とを辿るところに裏書きされるのであって, その手法を端的に示しているのが, “DH.” Cáp. XV. §. 1.の叙述である。

## II

1) “DH.” Cáp. XV. §. 1. 「第一節. ペルソーオナの定義」の叙述は, つぎのように, 始まる。

a) i) 「第一節。ギリシャ人が *προσώπον* ([プロスオーポン])。正しくは, *πρόσωπον* ([プロスオーポン])) と言っておりますものを, ラテン人は, ある時には, 人間の *faciēs* ([ファキエース])。〈顔貌〉, 〈外見〉, 等), ないしは, *ōs* ([オーオス]。〈顔面〉, 〈表情〉, 等) と申しますし, ある時には, *persôna* ([ペルソーオナ]) と申すのです。ラテン人は, 実際の人間についてならば, [persôna は], *faciēs* という意味であり, 他人の役割を演ずる人間 (*fictītius* [*fictīcius*] [*hōmo*]. [フィクティーテュウス [フィクティーキュウス] [ホモ]]) についてならば, ちょうど, 喜劇俳優あるいは悲劇俳優が舞台 (*theātrum*. [トヘアーアトルウム]) で引き受けるような役割 (*persôna*) という意味である,との意見なのです。と申しますのは, [ラテン人にあります], 舞台の場合には, 俳優 (*histrio*. [ヒストゥリオ]) 当人が役割 ([*persôna*]) と言わることはないのであって, 俳優以外の・ある人, たとえば, アガメムノーン ([ミュケーネー (ないし, ミュケーネイ) の王で, トロイア (*イリオス*) 攻略戦争のアクハイオイ [ギリシャ人] 軍の総司令官] が, もちろん, アガメムノーンの役割を演ずる面 (*faciēs fictītia* [*fictīcia*]). [ファキエー

ス・フィクティーティア [フィクティーキア]) を身につけ (indūere. [インドゥエレ]) て、その時だけアガメムノーンになった俳優から見て、役割 (persōna) と言われる、という意見であったからなのです」 (DH. Cáp. XV. §. 1. OL · II. p. 130)。

ii) このように、"DH." Cáp. XV. § 1.は、persōna について、 $\alpha$ ) 「アガメムノーンの役割を演ずる面」と言い、 $\beta$ ) 「…喜劇俳優あるいは悲劇俳優が舞台で引き受ける役割」、「…俳優当人が役割と言われることはない…」、「…俳優以外の人、たとえば、アガメムノーンが、…アガメムノーンの役割を演ずる面を身につけて、その時だけアガメムノーンになった俳優から見て、役割と言われる…」、と述べて、 $\alpha$ ),  $\beta$ ) 二つの語意を示している点において、以下に見る・"Lev. (E.)" Chap. XVI. prg. 3.ならびに、"Lev. (L.)" Cáp. XVI. prg. 1.の叙述よりもひろく、persōna, Person の語が初めに用いられた語意を、教えているものである。

iii) すなわち、"Lev. (E.)" Chap. XVI. prg. 3.は、その冒頭に、「Person という語は、ラテン語です。ギリシャ人は、Person という語の代りに、*πρόσωπον* という語をもっておりますが、この語は、*Face* (顔貌) を表示するものであります。ちょうど、ラテン語で *Persōna* が、舞台の上でよそわれている (counterfeited) ・ある人物の見せかけ (*disguise*)、ないしは外見 (*outward appearance*) を、表示し、また、時には、もっと区切って、見せかけないしは外見の一部で・顔貌を [その人物に] 見せかけるもの、たとえば面 (a Mask) あるいは面当 (Visard) を、表示するのと同じなのです」 (Lev. (E.) Chap. XVI. p. 217)，と述べるにとどまり、

iv) また、"Lev. (L.)" Cáp. XVI. prg. 1.は、「ギリシャ人は、persōna のことを *πρόσωπον* と呼んでいますが、この語は、自然のままの人間の *fáciēs* (顔貌) を、表示するものです。しかし、ラテン人によっては、persōna は、きわめてしばしば、他人の役割を演ずる面 (*fáciēs fictītia* [*fictīcia*]) と解されているのであります。これは、また、仮面 (*lārva.* [ラーアルヴァ])

とも言われ、舞台で俳優が用いたようなものが、それなのです」(Lev. (L.) Cáp. XVI. OL · III. p. 123) と記しているにすぎない。

b) すなわち, “Lev. (E.)” Chap. XVI. prg. 3.; “Lev. (L.)” Cáp. XVI. prg. 1.が、いずれも, *persôna* を、「面」, 「仮面」, 「他人の役割を演ずる面」として示しているにとどまるのにたいし, “DH.” Cáp. XV. §. 1.は、一つに、「面」・「仮面」という語意と、二つには、〈登場人物〉の（たとえば、「アガメムノーン」の・「トロイア一戦争」における・「ギリシャ軍」の「総司令官」としての）「役柄」・「役割」という語意とを、告げているのである。

2) だがしかし、上見の諸叙述のうちに含まれていて・ホブズ独自の・*persôna*, Person の概念を知る上に重要な手掛りとなるものを指摘すれば、

それは、a) 「面」について、「アガメムノーンの役割を演ずる面」と言われ (DH. Cáp. XV. §. 1.), 「他人の役割を演ずる面」を述べられている (Lev. (L.) Cáp. XVI. prg. 1.) 点である。

b) i) もとより、「面」は、本章・前・I. 5), j), ii); 1), i) に述べたとおり、〈登場人物〉の「役柄」・「役割」を〈表出している〉以外のものではないのであって、それゆえ、「舞台」にあっては、「俳優」にとり「他人」である・たとえば「アガメムノーン」という〈登場人物〉の「役割を演ずる」ところの「面」である以外にない。

ii) だがしかし、本章・前・I. 5), j), i) を想起すれば、「面」とは、また、「俳優」が、〈自分に固有の〉顔貌を、「他人」の、とりもなおさず、〈自分に固有ではない〉ところの、面貌として《表出させる》・その面貌の一種なのである。

iii) そして、「俳優」が、〈自分に固有の〉顔貌を、上に述べた意味での「面」として《表出させる》とは、「俳優」が、その「面」を「身につける」ことによって、〈自分〉にとっての「他人」である「アガメムノーン」(〈登場人物〉)の「役割を演ずる」ことである。

iv) こうして、「面」が「他人の役割を演ずる」、という事柄を分析すれば、それは、実は、上記・b), i) の意味をもつ「面」を「身につけている」「俳優」が、「他人の役割を演ずる」ことにほかならない。

v) もちろん、〈登場人物〉たとえば、「アガメムノーン」という「他人の役割を演ずる」のは、「面」だけでは、ない。「台詞」(「語」・「言葉」)ならびに「演技・所作」(「行動」・「行為」)もまた、「アガメムノーン」の「役割を演ずる」ものを形づくる。

vi) しかし、このこともまた、「面」を「身につけた「俳優」が、「台詞」を述べ「演技・所作」を行なうことによって、「アガメムノーン」すなわち〈登場人物〉たる「他人」の「役割を演ずる」ことである。

3) とりわけ上記・2), b), vi) は、ホブズ特有の・persōna, Person の概念を理解する上に重要な事柄であるから、この点に、さらに分析を加えなくてはならない。

a) i) 「俳優」が、「他人の役割を演ずる面」を「身につける」とは、「俳優」が、〈自分に固有の〉〈顔貌〉を、〈自分に固有ではない〉・「他人」の、ないしは〈他人に固有の〉、〈面貌〉の一種である「面」として、《表出させる》ことであった。

ii) しかし、「他人の役割を演ずる面」を「身につける」ことは、また、「俳優」が、〈自分に固有の〉〈顔貌〉を、〈他人に固有〉〈面貌〉の一種である「面」に、《置換させる》ことでもある。

b) i) 同じようにして、「俳優」が、「他人の役割を演ずる」・「台詞」;「演技・所作」を、述べ・行なうとは、「俳優」が、なにらか・ある事柄についての・〈自分に固有の〉〈思考内容〉ないし〈感情〉、あるいは〈意志〉等々、〈内面にあるもの〉を、〈自分に固有の〉「語」、「言葉」;「行動」・「行為」という〈外部にあるもの〉として、ではなく、〈登場人物〉という〈他人に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈他人〉がそれとして《表出させる》・〈他人に固有の〉「語」;「行為」として、《表出させる》ことである。

ii) がしかし、そのことは、また、「俳優」が、なにらか・ある事柄についての・〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させるべき〉・〈自分に固有の〉「語」；「行為」を、たとえば「アガメムノーン」という〈登場人物〉たる「他人」が、〈自分に固有の〉、すなわち、「俳優」にとっては〈自分に固有ではない〉・〈他人に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させた〉「語」；「行為」（「台詞」；「演技・所作」）に、《置換させる》，ということでもある。

c) イ) もし、これが、「俳優」の場合でなく、通常の「人間」の場合なり、あるいは、たとえば〈原告訴人〉の場合であれば、その「人間」は、自らにかかる・なにらかの事柄についての、また、〈原告訴人〉ならば、自らがかかる〈訴訟事件〉についての、〈自分に固有の〉〈思考内容〉ないしは〈感情〉、〈意志〉等を、なにらかの〈自分に固有の〉「語」；「行為」として、《表出させる》のみである。

d) ところがしかし、「俳優」にあっては、なにらか・ある事柄についての・〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、〈自分に固有の〉「語」；「行為」として《表出させる》ことは、許されないのであって、上記の前者を《表出させるべき》後者を、本・3)，前述・b) のように、〈登場人物〉という〈他人〉が、その〈他人に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を《表出させた》「台詞」，「演技・所作」に、《置換させる》のでなければならないのである。

4) a) とすれば、「俳優」が、「面」を「身につける」ことにより、また、「台詞」を述べ、「演技・所作」を行なうことによって、「他人の役割を演ずる」あいだは、「俳優」の・〈自分に固有の〉〈顔貌〉は、〈現われ出ることは、ない〉し、それら〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉を《表出させるべき》「語」；「行為」も、〈現われ出ることは、ない〉のである。

ii) だがしかし、「俳優」が、「面」を「身につける」ことにより、また、「台詞」（「語」・「言葉」），「演技・所作」（「行動」・「行為」）によって、たと

えば「アガメムノーン」という「他人」の「役割を演ずる」のは，“DH.” Cáp. XV. §. 1.に見たとおり、「その時だけ (prōillō tēmpore. [プロー・イッルロー・テムポレ])」のことである。

すなわち、「その時」が過ぎれば、「俳優」は、いったん、通常の「人間」に戻る。

iii) ということは、「俳優」の・しかし通常の「人間」としての〈自分に固有の〉顔貌が、〈再び現われ出る〉ことであり、また、なにらか・ある事柄についての・〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉も、それらが〈表出される〉・〈自分に固有の〉「語」；「行為」とともに、〈再び現われ出る〉ことである。

iv) すなわち、「俳優」が通常の「人間」としてもつ・〈自分に固有の〉〈顔貌〉も、なにらか・ある事柄についての・〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉も、〈自分に固有の〉「語」；「行為」も、それらが、〈自分に固有ではない〉・〈他人に固有の〉「面」として、「台詞」；「演技・所作」として、〈表出されている〉あいだにも、〈失われることはなかった〉のである。

v) あるとすれば、「俳優」が、〈登場人物〉という「他人」の「役割を演ずる」あいだに、「身につけた」た・〈他人に固有の〉面貌の一種たる「面」と、述べ・行なった〈他人に固有の〉「語」；「行為」である「台詞」；「演技・所作」とは、「俳優」が通常の「人間」である時の・〈自分に固有の〉〈顔貌〉、〈語〉；「行為」に《代るもの》であったのである。

vi) しかるに、それらの「面」、「台詞」、「演技・所作」は、すべて、「俳優」が、通常の「人間」であった時の・〈自分に固有の〉〈面貌〉・〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、「俳優」が、それらとして《表出させる》ものであった。

vii) そして、そのように《表出させる》のが、「他人の役割を演ずることであったのである。

b) i) とするならば、「俳優」が「他人の役割を演ずる」ということは、「俳優」が、〈自分に固有の〉〈面貌〉；〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等の〈表出〉である・〈自分に固有の〉「語」；「行為」(〈総じて自分

に固有のもの>) を, それに《代るもの》である・<他人に固有の>「<sup>のん</sup>面」(<面貌>の一種), 「台詞」('語'・'言葉'), 「演技・所作」('行動'・'行為') (<総じて他人に固有のもの>) として, 《表出させる》ことである。

ii) しかるに, Aを, Aに《代るもの》であるBとして, 《表出させる》とは, Aに, Bを, 《代表させる》ことである。

iii) それゆえ, 「俳優」が「他人の役割を演ずる」とは, <総じて自分に固有のもの>に, <総じて他人に固有のもの>を, 《代表させる》ことである。

iv) すなわち, なにらか・ある事柄についての・「俳優」の・<自分に固有の><思考内容>・<感情>・<意志>等を, ないしは, 「俳優」がそれらを<表出させるべき>・<自分に固有の>'語'; '行為'を, それらに<代るもの>——たとえば<登場人物>'アガメムノーン'という<他人に固有の><思考内容>・<感情>・<意志>等を, 'アガメムノーン'が<表出させた>・この<他人に固有の>'語'; '行為'——として, 《表出させる》, ということは, 「俳優」の・なにらか・ある事柄についての・<自分に固有の><思考内容>・<感情>・<意志>等に, ないしは, それらを<表出させるべき>・<自分に固有の>'語'; '行為'に, 'アガメムノーン'が<自分に固有の><思考内容>・<感情>・<意志>等を<表出させた>・この<他人に固有の>'語'; '行為'を, 《代表させる》ことであり, 《代理・代行させる》ことなのであって,

そして, かく《代表・代理・代行させる》・「その時だけ」, 「俳優」は, 「アガメムノーン」という「他人の役割を演ずる」「俳優」でありうるのである。

c) i) このようにして, 「俳優」が「他人の役割を演ずる」ということを分析してえられたのは, まず, 「他人の役割を演ずる」とは, 「俳優」が, <総じて自分に固有のもの>を, <総じて他人に固有のもの>として, <表出させる>ことである, ということであり, ついで, かく《表出させる》とは, 「俳優」が, 上記の前者に後者を《代表させ, 代理・代行させる》ことである, ということである。

ii) そして, そのことは, 言いかえれば, 「俳優」が, 前者によって後者を

《代表する》，ということにほかならない。

iii) してみると，本・3)， a)， ii)； b)， ii) に述べたように，「他人の役割を演ずる面」を「身につける」ことは，「俳優」が，〈自分に固有の〉〈顔貌〉を，〈他人に固有の〉〈面貌〉の一種たる「面」に，〈置換させる〉ことであり，また，「他人の役割を演ずる」・「台詞」；「演技・所作」を，述べ・行なうことは，「俳優」が，〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させるべき〉・〈自分に固有の〉「語」；「行為」を，〈他人〉が〈他人に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させる〉「語」；「行為」に，〈置換させる〉ことである，とされる時の・その《置換させる》ことは，「俳優」が，前者に後者を《代表させる》こと，あるいは，「俳優」が，前者によつて後者を《代表する》ことと，〈同一〉であるのである。

iv) そして，それゆえ，「俳優」が，「面」を「身につける」ことにより，また，「台詞」を述べ，「演技・所作」をすることによって，「他人の役割を演ずる」とは，「俳優」が，〈総じて自分に固有のもの〉によって，「他人の役割」を《代表する》，ということであることになる。

d) こうして，本章では，これまでのところでは，「他人の役割を演ずる面」という・persôna の《機能》から，「他人の役割を演ずる」という・「俳優」の《機能》が分析され，その《機能》は，「俳優」が，〈総じて自分に固有のもの〉を，〈総じて他人に固有のもの〉として，〈表出させる〉《機能》として分析され，さらに，その《機能》は，「俳優」が，上記の前者に後者を《代表させる》《機能》，ないし，「俳優」が，前者によつて後者を《代表する》《機能》として分析された。

それゆえ，「俳優」が「他人の役割を演ずる」，という《機能》は，「俳優」が「他人の役割」を《代表する》，という《機能》にほかならない。

e) 以上のようにして，本章・前・I. 5)， j)， ii)； I)， iii) に示したように，古ラテン語 *perzōnâre*, *persōnâre* の原意から導き出された・persôna の・第一と第二との語意，本・II. 1)， a) に見たとおり，ホブズ自身

が挙示している語意（すなわち、〈俳優が身につける・他人（登場人物）の役割を演ずる面〉と、〈他人（登場人物）の役割〉）を分析することによって、本章が到達したのは、「俳優」は、「他人の役割」を《代表・代理・代行する》，という《機能》を遂行する，という事柄である。

f) そして、「俳優」に限って予示すれば、かかる《機能》を遂行し果たす《あるもの》が、「俳優」の・ホブズ特有の意味における *persōna*, Person（「人格」）であり、上記の《機能》は、「人格」が果たす・〈二つ〉の《機能》のうちの一つである。

g) さらに、付言すれば、〈表出スル〉という語意を基本とする古典ラテン語・*repraesentāre* が、中世ラテン語・*representāre* となった時に、〈代理スル〉、〈代理人トシテ、代行スル〉を、語意の一つに加えることになる (c. 1290 年・文書) 根拠も、上述したところにある、と考えられる。

5) a) ところで、つづけて「俳優」を例にとれば、i) 「俳優」の〈総じて自分に固有のもの〉の方は、〈総じて他人（登場人物）に固有のもの〉として《表出せしめられることになるもの》・後者によって《代表されることになるもの》のことであり、

ii) 〈総じて他人に固有のもの〉の方は、〈総じて自分に固有のもの〉が、そのようなものとして《表出せしめられたものになるもの》・前者を《代表したものになるもの》のことである。

b) ところで、〈総じて自分に固有のもの〉と、〈総じて他人に固有のもの〉とが、それぞれ、上のようなものである、ということは、前者にも後者にも、前者を後者として《表出させる》，という《機能》，あるいは、前者を後者に《代表させる》という《機能》は、無縁である、ということである。

c) とすれば、前者を後者として《表出する》《機能》・前者を後者に《代表させる》《機能》を果たす《あるもの》が、前者と後者とのあいだに、〈第三者〉として介在していなくてはならない。

d) だが、かかる《機能》を果たす〈第三者〉たる《あるもの》とは、当

該の「俳優」であろうか。

- e) いな、そうではない。なぜなら。
  - i) 本章・次・III. a), i), ii), iii) でホブズ自ら述べているのを見ることになるとおり、ローマ人にあっては、時代が下ると、「俳優」も、〈被告訴人〉の「弁護人」も、ともに、*actor* ([アーアクトル]。原意は、「代行者」)という語によって、表示された。
  - ii) それは、「弁護人」もまた、「俳優」とひとしく、なにらか・ある事柄についての・〈自らに固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させるべき〉「語と行為と」を、〈被告訴人〉という〈他人に固有の〉・当該〈民事訴訟事件〉についての〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等の〈表出〉である「言葉と行為と」に、《置換させ》、すなわち、前者を後者に《代表させ》・《代行・代理させる》《機能》を遂行するからであり、言いかえれば、〈被告訴人〉という「他人の役割」を、《代表し》，《代行・代理する》《機能》を果すからである。
  - iii) このようにして、「俳優」と「弁護人」とが、〈全く異なった〉社会的活動を行ないながら、しかも、〈同一〉の《機能》を遂行する、ということから推理されるのは、それぞれの社会的活動を行なうのは、「俳優」本人であり「弁護人」当人であるにしても、この・〈同一〉の《機能》を遂行するのは、「俳優」自身でもなければ、「弁護人」自身でもなく、「俳優」の〈人間を形づくるものの一つ〉である《あるもの》、「弁護人」の〈人間を形づくるものの一つ〉である《あるもの》，であるのでなければならない、ということである。
- f) この《あるもの》が、のちに見るように、ホブズの・*persona*, Person（「人格」）の概念がまさに意味するものなのである。
- g) そして、「俳優」と「弁護人」とにとって、「他人の役割」を《代表し・代行・代理する》ことが〈可能〉であるのは、「俳優」の「人格」と、「弁護人」の「人格」とが、それぞれ、上記の《機能》を遂行することによるのである。

h) それゆえ、

i) 「俳優」が、〈自分に固有の〉顔貌を、〈自分に固有ではない〉面貌の一種たる「<sup>めん</sup>面」として〈表出させる〉場合、ないしは、前者に後者を《代表させる》場合、その・《表出させ》《代表させる》《機能》を果たすのは、「俳優」自身ではなく、「俳優」の〈人間を形づくるものの一つ〉である《あるもの》（「俳優」の「人格」）である。

ii) また、「俳優」が、なにらか・ある事柄についての・〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させるべき〉・〈自分に固有の〉「言葉と行為と」を、〈他人に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等の〈表出〉たる・〈他人に固有の〉「言葉と行為」に、《置換させる》，ないしは、前者を後者に《代表させ・代行・代理させる》（〈登場人物〉の「<sup>セリフ</sup>台詞」を述べ、「演技・所作」をする）時、その《機能》を遂行するのも、やはり、「俳優」自身ではなく、「俳優」の〈人間を形づくるものの一つ〉である《あるもの》（「俳優」の「人格」）である。

i) このようにして、本章の分析は、本・II. 4), e) に示したところから、さらに進んで、たとえば「俳優」にあって、「他人の役割」を《代表・代行・代理する》という《機能》は、実は、「俳優」の〈人間を形づくるものの一つ〉としての・「俳優」の「人格」が遂行する《機能》である、というところに、達した。

j) 前出・h), ii) に述べた《機能》が、ホブズにおける「人格」概念を形づくる《機能》の一つであることは、すでに、本・II. 前・4), f) にふれたとおりである。

k) そして、この《機能》を遂行するものとしての「人格」をもつのは、「他人の役割を演ずる」者すべてであり、すなわち、「俳優」、刑事「被告人」にたいする「弁明人」、民事〈被告訴人〉にたいする「弁護人」、および、“DH.” Cáp. XV. §. 1.にのちに現われる・「商取引」・「約定」の〈代行者〉などのす

べて、である。

6)さて、そこで、ホブズにあっての「人格」概念を形づくる・「人格」の・いま一つの《機能》を、予め知っておくために、ここで、いったん“DH.”を離れて、“Lev. (E.)” Chap. XVI. prg. 3.に目をやると、そこには、こう記されている（本章・次・III. c), i), ii), 参照）。

「そして、Persônaは、舞台から移されて、劇場にあってと同じく、〔訴訟が争われる〕法廷（Tribunals）にあって、言葉（speech）と行為（action）との・なにらかの代理人（Representer）となったのです。その結果、Personは、舞台上と公事（common Conversation. 「訴訟」の意）にあってとの両方で、Actor（代行者。「舞台」においては「俳優」、「訴訟」を争う「法廷」では「弁護人」）がそうであるものと同じものになっているのです。すなわち、Personate〔ここでは、〈役割を演ずる〉の意〕ということは、自分自身を（himselfe），ないしは、ある・ほかのもの（an other. 〈ある・ほかの人間〉と〈ある・ほかの物〉との双方を指す）を、代行すること（to Act）であり、あるいは、代理すること（[to] Represent）なのであります」（「自分自身を」の傍点のみ、引用者。Lev. (E.). Chap. XVI. prg. 3. p. 217）。

a) ここに述べられている事柄のうち、〈ある・ほかの人間〉を、「代行する」、「代理する」ことは、すでに見てきたように、あるいは、「俳優」のもつ・「人間」を〈形づくるものの一つ〉である「人格」の果たす《機能》であり、あるいは、本章・次・III. に知るとおり、刑事「被告人」にたいする「弁明人」の、民事〈被告訴人〉にたいする「弁護人」の、「人格」が遂行する《機能》である。

（〈ある・ほかの物〉を、「代行」・「代理」することについては、本章の主題にかかわりがないため、本稿では、扱わない）。

b) では、「自分自身を、…代行する…、…代理する…」とは、いかなる意味であるのか。

i) すでに、本章・本・II. 前出・3), c) に述べたように、「俳優」の場合でなく、通常の「人間」なり、ないしは、〈原告訴人〉の場合には、その「人間」は、自らにかかわる・なにらかの事柄について、また・〈原告訴人〉であれば、自らがかかわる〈訴訟事件〉について、〈自分に固有の〉〈思考内容〉ないしは、〈感情〉・〈意志〉等、〈内面にあるもの〉を、なにらかの・〈自分に固有の〉「語」；「行為」という〈外部にあるもの〉として、《表出させる》のである。

ii) しかるに、同じく・本章・本・II. 4), a), b) にあって、「俳優」について分析した論理——「俳優」の「人格」が「他人の役割を演ずる」こと、言いかえれば、「俳優」の「人格」が、〈自分に固有の〉〈顔貌〉・〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等の〈表出〉である・〈自分に固有の〉「語」；「行為」を、それに〈代るもの〉である・〈他人（登場人物）に固有の〉「<sup>めん</sup>面」（〈面貌〉の一種），「台詞」（「語」）；「演技・所作」（「行為」）として、《表出させる》ことは、上記の〈総じて自分に固有のもの〉に、〈総じて自分に固有ではないもの〉を、《代表させる》ことである——という論理は、〈原告訴人〉のように、「他人の役割を演ずる」ことのない「人間」にあっても、その「人格」が、〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、〈自分に固有の〉「語」；「行為」として、《表出させる》ことは、前者に後者を、《代表させる》（〈代行〉・「代理」させる）ことである、として妥当するのである。

なぜなら、後者は、前者に《代るもの》であるのであり、前者を、それに《代るもの》として、《表出させる》ことが、《代表させる》ことである、という論理は、「俳優」の場合と、〈同一〉であるからである。

ii) そして、ホブズは、この“*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 3.にあっては、〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、「自分自身」と表現しているのである。

iii) 加えて、ホブズは、“*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 1.で、本章・後出・IV. に見るとおり、〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、〈自

分に固有の〉「語と行為」として《表出させる》《機能》を、「人格」が果たす《機能》の一つと規定しているのであって、したがって、上掲箇所 (prg. 3.) でも、「人間」のもつ「人格」が、「…自分自身を…代行する…、…代理する…」という意をこめて、Personateの概念について語っているのである。

iv) それゆえ，“*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 1.にあっては、のちに見るとおり、「人格」とは、一つには、〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、〈自分に固有の〉「語と行為」として《表出させる》《機能》を遂行する《あるもの》であり、二つには、すでに、本・II・前出・5), h), ii) に見たように、〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させるべき〉・〈自分に固有の〉「語」；「行為」に、〈他人に固有の〉「語」；「行為」を《代表・代理・代行させる》《機能》を果たす《あるもの》である。

7) a) さて，“*DH.*” Cáp. V. §. 1.に戻れば、本・II・前出・5), i) に述べたとおり、本章の分析は、たとえば「俳優」にあって、「他人の役割」を《代表・代行・代理する》という《機能》は、実は、「俳優」の〈人間を形づくるものの一つ〉たる・「俳優」の「人格」が遂行する《機能》である、というところへ、進んだ。

b) しかるに、前述・5), a) のように、かかる《機能》は、また、「弁護人」の〈人間を形づくるものの一つ〉である「人格」が果たす《機能》でもあるのであった。

c) はたして、本章・次・III. に見るとおり，“*DH.*” Cáp. V. §. 1.の・前掲につづく叙述、ならびに，“*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 3., “*Lev. (L.)*” Cáp. XVI. prg. 1.の叙述は、ローマ人にとって、persôna が、上記・b) の《機能》を遂行する《あるもの》に〈推移〉していった・その経緯を、告げているのである。

## III

1) ホブズの理解にしたがえば、その〈推移〉の経緯は、つぎのとおりである。

a) まず、“*DH.*” Cáp. XV. §. 1. 「ところで、こうした意見は、のちの時代になって、他人の役割を演ずる面 (*faciēs fīcta.* [ファキエース・フィクタ]) を身につけなくとも、もちろん、代行者 (*āctor.* [アーアクトオル])。「舞台」にあっては、「俳優」の意であり、「法廷 (*fōrum.* [フォルウム])」にあっては、「弁護人」の意) が、自分は、どのような役柄 (*[persōna]*) を代行している (*āctūrus.* [アーアクトゥールウス]) かを、言明する (*profitērī.* [プロフィテーリー]) 場合にも、とられたのです」(OL · II. p. 130)。

b) この叙述は、本章・前・II. 3) ~ 7) に見た・「人格」の・二つの《機能》のうち、「他人の役割」を《代表・代理・代行》する、という・「人格」の《機能》を、「代行者」、「代行している」と、ホブズ自身が明記している点で、きわめて重要である。

この《機能》を、しかし、さらに明確かつ詳細に語っているのが、“*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 3.; “*Lev. (L.)*” Chap. XVI. prg. 1. の・上記・“*DH.*”の記述に相当する論述である。

c) i) 「そして、*Persona* は、舞台から移されて、劇場 (Theaters) にあってと同じく、[訴訟が争われる]法廷 (Tribunalls) にあって、言葉 (speech) と行為 (action) との・なにらかの代理人 (Representer) となつたのです。その結果、*Person* は、舞台上と公事 (common Conversation. <訴訟>) にあってとの両方で、*Actor.* (「代行者」。「舞台」にあっては「俳優」、「法廷」にあっては「弁護人」) がそうであるものと同じものになつてゐるのです」(E. p. 217)。

ii) さらに、上につづいて、「すなわち、*Personate* [ここでは、〈役割を演ずる〉の意] ということは、自分自身を、ないしは、ある・ほかのものを、

代行すること (to Act) であり、あるいは、代理すること ([to] Represent) なのであります。そして、他人を代行する者は、他人の役割 (Person) を代表する (beare), と言われ、あるいは、他人の名義で (in his name) 行動する (act), と言われるのです」 (lóc. cit.)。

iii) また、"Lev. (L.)" Cáp. XVI. prg. 1. も、同じく。「ところが、persôna は、もちろん、仮面を伴わずに、舞台から、〔訴訟が争われる〕法廷 (fórum) へ、移されたのです。ですから、persôna という語は、舞台でも法廷でも、代行者 (âctor. 「俳優」、ないし「弁護人」) という語が表示したものと同じものを、表示したのです。すなわち、仮面をつけなくても、誰のためでありますと、その人のために、その人の役柄を代行した (pártēs ágerent. [パルテス・アゲレント])・その者は、ある人の役割 (persôna alicūjus. [ペルソーオナ・アリクーナユス]) を代表する (gérere. [ゲレレ]) と言われ、あるいは、ある人の役割 (persôna alicūjus) を果たす (sustinêre. [スウスティネーレ]), と言われたのです」 (OL・III.p. 123)。

2) さて、しかし、上掲の諸叙述から知られる事柄は、persôna, Person がもつに至ったのが——「代行者」・「代理人」という《機能》，また、「自分自身」を、あるいは、「ほかのもの」を、「代行する」・「代理する」という《機能》，ないしは、「他人の役割を代表する」，他人の「役柄を代行」する，「ある人の役割」を「代表する」・「果たす」という《機能》である——ということに、とどまらない。

a) 知られる・他の事柄とは、まず、——ホブズにしたがえば、ローマ人にとって、persôna の語が、のちの時期には、

- i) もはや、「舞台」，「劇場」といった〈私的な場〉における「<sup>のん</sup>面」，〈登場人物〉の「役柄」を、意味するのみではなく，
- ii) 〈国家公共の場において〉，
- iii) 前記の《機能》を遂行するところの

iv) <者> を、

意味するに至った、ということである。

b) この・<国家公共の場において>, ということは, i) 上記・c), i) の・“*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 2.に, 「… Persôna は, … [訴訟を争う] 法廷にあって」と言われ, また, 「公事にあって」とされているところに, ii) 上記・c), iii) の・“*Lev. (L.)*” Cáp. XVI. prg. 1.にも, 「… persôna は, … [訴訟を争う] 法廷へ, 移されたのです」と述べられ,

iii) なお加えれば, “*DH.*” Cáp. XV. §. 1.に, 「そしてまた, 国家 (cívítās. [キーウィタース])にありますても, 遠隔地にいる人々の商取引と約定とのためには, この種の・他人の役割を代行すること (fictiōnēs. [フィクティオーネース])が, 舞台にあってと劣らず, 不可欠であります」(傍点は, 引用者。OL・II. p. 130), と記されているところに, 明らかである。

c) つぎに, 知られるのは, <国家公共の場>とは, しかし, 前見のように, とりわけ, <刑事上=, 民事上の訴訟事件> が争われる「法廷」である, ということである。

d) 上記・a), b) が, 前掲の諸叙述から, 新たに知られる事柄である。

e) そして, この「法廷」で persôna, Person が果たす《機能》が, なにであるのかは, すでに, 前掲諸叙述に見たとおりである。

f) そして, その《機能》は, <者> によって遂行されることも, 知られているところである。

3) そこで, 要約すれば, ホブズの理解するところでは, のちの時期にあっては, persôna, Person の概念は,

a) <国家公共の場>, とくに <刑事上=, 民事上の訴訟係争> が裁かれる「法廷」, において,

b) i) <自分に固有の> <思考内容>・<感情>・<意志> 等を <表出させるべき>・<自分に固有の> 「言葉と行為と」を,

ii) 当該〈訴訟〉にかかる〈他人に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等の〈表出〉たる・〈他人に固有の〉「言葉と行為」とに, 《置換させる》という《機能》を,

iii) 言いかえれば, 前者に後者を「代表」させ「代理・代行」させる, という《機能》を,

c) すなわち, 上記・b), i) に述べたものによって, b), ii) に記したもの, 「代行」し「代理」し「代表」し「果たす」, という《機能》を,

d) 遂行する〈者〉(《あるもの》) —— を意味するに至ったのである。

(そして, この〈者〉(《あるもの》)が, ホブズの言う「人格」である)。

4) a) であるから, ホブズが, 上記の諸叙述の上で, かつて〈私的な場〉たる「舞台」において *persôna*, Person が果たしていた《機能》—— すなわち, 「他人の役割」を「代表」し「代理・代行」し「果たす」という《機能》 —— が, 〈国家公共の場〉とりわけ「法廷」における・同じ《機能》に〈転移〉した, と語っていることは,

b) 実は, ホブズが, *persôna*, Person とは, 「法廷」にあって, なにらか・ある事柄についての・〈自分に固有の〉〈内面にあるもの〉(〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等)を〈表出させるべき〉・〈自分に固有の〉〈外面上にあるもの〉(「言葉」; 「行為」)によって, 当の〈訴訟事件〉にかかる〈他人に固有の〉〈内面にあるもの〉の〈表出〉たる・〈他人に固有の〉〈外面上にあるもの〉を, 「代表・代理・代行」し「果たす」, という《機能》を遂行する《もの》(〈者〉)であるところへ, 〈推移〉したことを, 意味しているのである。

c) そして, かかる《もの》・〈者〉が, 「法廷」にあっては, 刑事訴訟事件における・「被告人」にとっての「弁明人」(*défênsor*. [デーフェーエンソル])の「人格」であり, 民事訴訟事件における・〈被告訴人〉にとっての「弁護人」(*âctor*. [アーアクトオル])の「人格」である。

5) このように, *persôna* の概念が, 「弁明人」, 「弁護人」の「人格」を意味するところへ〈推移〉したことを裏書きする意図をもって, ホブズが挙げ

るのが, “*DH.*” Cáp. XV. §. 1.の末尾と, “*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 2., および, “*Lev. (L.)*” Cáp. XVI. prg. 1.の・それぞれの・末尾に近い箇所とに, ひとしくおかれた・キケロ (*Mârcus Túllius Cícero*, 106 B.C.—43 B.C.) の・一つの文章である。

a) i) すなわち, まず, “*DH.*” Cáp. XV.では。「しかし, 同一の俳優が, 相異なる時に, 相異なる役割 (*persônae*. [ペルソーナエ]) を身にまとう [*<他人の役割を代行・代理・代表する>* の意] ことができますのと同じく, どのような人間でありますと, 数多くの人間を代理する [*<多数の他人の役割を代行・代表する>* の意] ことができるのです。キケロは, 申しております。私ハ, 私ヒトリデ、三人ノ者ノ役割 (*persônae*) ヲ, 果タシテイルコトニナルノデス (*sustíneo*)。スナワチ, 私ノ [弁護人トシテノ] 役割, オヨビ訴訟ノ相手方ノ役割, ソシテ民事裁判官ノ役割ヲ (*Égo unus sustíneo trêis persônas, méi et adversári et júdícis.* ([エゴ・ウーヴヌウス・スウスティネオ・トゥレーエス・ペルソーナース, メイー・エト・アドウェルサーリー・エト・ユウーディキス])). これは, まるで, キケロが, たったひとりの私キケロは, 私自身とも見做され, 訴訟の相手方とも見做され, 民事裁判官とも見做されることができる, と申したようなものです」(傍点は, 引用者。OL-II. p. 130)。

ii) つぎに, “*Lev. (E.)*” Chap. XVI.では, 前掲 1), c), ii) に, 「…他人を代行する者は, 他人の役割を代表する, と言われ, あるいは, 他人の名儀で行動する, と言われるのです」と述べられていたのにつづいて, 「(キケロは, つぎのように申す時, 上の意味でペルソーオナという語を使っているのです。私ハ, 私ヒトリデ, 三人ノ者ノ役割ヲ, 果タシテイルコトニナルノデス。スナワチ, 私ノ [弁護人トシテノ] 役割, 訴訟ノ相手方ノ役割, ソシテ民事裁判官ノ役割ヲ」, と記され, つづいて, しかし, 「…ノ役割ヲ果タス」とは, <…ノ役割ヲ代表スル>ことにはかならないところから, ホブズは, キケロの・この文章を, イングランド語文で, 「私は, 三つの役割を代表してい

ることになるのです。すなわち、私自身の役割、私の・訴訟の相手方の役割、そして、民事裁判官の役割を」と、示している。(傍点は、引用者。Lev. (E.) Chap. XVI. E. p. 217)。

iii) そして、 “Lev. (L.)” Cáp. XVI. は、上掲・1), c), iii) に記された「…誰のためでありますと、その人のために、その人の役柄を代行した・その者は、ある人の役割 (persôna alicûjus) を代表する (gérere), と言われ、あるいは、ある人の役割 (persôna alicûjus) を果たす (sustinêre. [スウスティネーエレ], と言われたのです」につづいて、「そして、キケロは、ペルソーナという語を、アッティカ人にてて、にてて、この意味で使っているのです。その箇所で、キケロは、申しております。私ハ、私ヒトリデ、三人ノ者ノ役割ヲ、果タスコトニナルノデス。スナワチ、私ノ〔弁護人トシテノ〕役割、民事裁判官ノ役割、ソシテ訴訟ノ相手方ノ役割ヲ」と述べている(傍点は、引用者。Lev. Cáp. XVI. OL · III. p. 123)。

b) あらかじめ、キケロの・上見の文章に、説明を付しておけば。

イ) まず、Loeb Classical Library 版では、この文章は、つぎのとおりである。“Itaque cum ille díscessit, trê̄s persónas ūnus sustíneo súmmā ánimī aequalitâte, méam, adversári, iúdicis.” ([イタクウエ・クウム・イッレ・ディスケッスイト、トゥレーエス・ペルソーナース・ウーヴヌウス・スウスティネオ・スームマー・アニミー・アエクウアリターアテ、メアム、アドウェルサーリー、ユーディキス])。「そこで、被告訴人〔弁護依頼人〕が私のものを辞去した時には、私は、私ひとりで、三人の者の役割を、すなわち私の〔弁護人としての〕役割、訴訟の相手方の役割、民事裁判官の役割を、良心に基づいて最高に平等に、果たしていることになるのです」(Loeb Classical Library. Cambridge (Mass.). 1976, p. 274)。

ロ) この文章の出典は、キケロの“Ad Quîntum frâtrem Diálogi trê̄s. Dêorâtôre.” ([アド・クウイーントゥウム・フラーアトゥレム・ディアロギー・トゥレーエス。デー・オーラートーオレ])。(『兄弟クウイーントゥウス [・

トゥルリュウス・キケロ)に与える。対話・三編。雄弁家について』)の“*Diálogus seu Líber secundus.*” ([ディアロゴス・セウ・リベル・セクンドゥス])。『対話・第二, ないし, 第二編』 Cáp. XXIV. 102. (第二十四章。百二), である。

ハ) そして, 上記の文章が記されている消息は, 以下のとおりである。

キケロは, この箇所で, キケロに先立つこと約四十年の・ローマの・高名な雄弁家・マーアルクウス・アントニヌス (*Mārcus Antōnius*. 144 B.C. — 88 B.C.)添え名を『雄弁家』と呼ばれた。第二回三頭政治執政官のひとり・同名の *Mārcus Antōnius* (*Triumvir*) の祖父) を, 民事訴訟事件の「弁護人」を職とする者として登場させ, 当時, 民事訴訟の手続きの不備・複雑が, 弁護人の活動を制約し, ために被訴訟人(弁護依頼人)の私的利息が失われた事例が多くあった事態にかんがみ, アントニヌスに, こう語らせているのである。「私としましては, 常々, つきのような努力を払うことにしているのです。すなわち, 誰であれ被告訴人〔弁護依頼人〕には, 自分の訴訟事件について, 自分の口から私に話してきかせるように, それに, 心おきなく申し立てをするよう, ほかの者を, すべて人払いをするように, さらに, 被告訴人が, 自分の主張を〔法廷で〕擁護するようになるため, また, 自分の利益についての・自身の考えを, 逐一, 公けに〔民事裁判官に向かって, の意〕開陳するようになるため, 私が, 訴訟の相手方〔原告訴人〕の主張を擁護するように, 常々, 努力を払うことにしているのです」(以上, 『対話・第二, ないし, 第二編』。第二十四章。百一百二。Loeb Classical Library. pp. 272—274.)。

そして, 上につづいて, 前掲の文章が記されているのである。

ニ) なお, “*Lev. (L.)*” Cáp. XVI.では, すでに見たとおり, 出典を『アッティカ人にあてて』である, としている。

この著述は, キケロが, 友人である *Tītus Pompōnius* (ティートゥウス・ポムポーニュス) にあてた・十六編にのぼる・多数の往復書簡・『Epistu-

lārum ad Átticum Líber prīmus…Líber séxtus décimus.” (『アッティカ人にてた諸書簡の第一編…第十六編』)を、指す。ポムポーニュウスは、長らくアッティカ (*Ἀττική* [アッティケ])。ギリシャの・最も著名な地域で、本来のヘッルラス (*Ἐλλάς* 中部ギリシャ) に位置し、首都をアトヘエーエナイ (*Αθῆναι*) とする) に居住していたため、「アッティカ人」と呼ばれたのである。

しかし、この往復書簡集は、キケロが関係した・ローマの歴史的諸事件をめぐってのものであって、上見の・ホブズが引用している文章は、これの中には記されていない。前述の・雄弁家・マーアルクス・アントニュウスは、この往復書簡集の『第十三編。書簡・第十九』の中に、その姓がふれられているにとどまる。

6) さて、キケロの・この文章をホブズが重視したことは、上記・三つの著作すべてにわたってこの文章が引用されているところに、うかがわれるが、その重視の根拠は、本章・本・II. 3), 4) に述べたとおり、この文章が語っているのが、つぎのことである、というところにある。

a) 「私」(マーアルクス・アントニュウス) の「人格」は,  
i) <私に固有の> <思考内容>・<感情>・<意志> 等を <表出させるべき> 「言葉と行為と」に、この <訴訟事件> についての・「被告訴人」という <他人に固有の> <思考内容>・<感情>・<意志> 等の <表出> たる・この <他人に固有の> 「言葉と行為と」を、「代行・代理・代表」させる《機能》を果たすものである。

ii) しかし、上記・i) の事柄は、「私」の・「弁護人」としての「人格」が、「法廷」において、「被告訴人」という「他人の役割」(当該訴訟事件において勝訴すべき「役割」) を、「代表・代理・代行」し「果たす」ことのみを、意味するにとどまらぬ。

iii) 上記・i) の事柄は、また、「私」が「被告訴人」を「法廷」外で指導

するさいに、「被告訴人」に、「…自分の訴訟事件について、自分の口から私に話してきかせ…」、また、「…私が、訴訟の相手方〔原告訴人〕の主張を擁護」する結果、「…被告訴人が、自分の主張を〔法廷で〕擁護するようになる」ことができ、「また、自分の利益についての・自身の考え方を、逐一、公けに〔民事裁判官に向かって、の意〕開陳するようになる」ことができる、と述べられていることをも、意味するものである。

すなわち、上記・i) の事柄は、「弁護人」としての「私」の「人格」は、「法廷」外での・かかる指導においても、「被告訴人」という「他人の役割」を、「代表・代理・代行」し「果たす」という《機能》を遂行する、ということをも意味しているのである。

iv) そして、また、「私」の「人格」は、この指導の中で、「訴訟の相手方」という「他人の役割」（当該訟訴に勝訴すべき「役割」）をも、「代表・代理・代行」し「果たす」《機能》を遂行し、

v) 同時に、「民事裁判官」という「他人の役割」（訴訟当事者の・いかなる「主張」、各自の「利益」についての・いかなる「考え方」の・いかなる「開陳」に基づいて、勝訴敗訴の判決を下すか）をもまた、「代表・代理・代行」し「果たす」という《機能》を遂行するのである。――

b) このように、民事上ではあるにせよ、〈訴訟〉という「公事」における「代行者」・「代理人」の《機能》を、三重に遂行する「弁護人」の中に、ホブズが、「他人の役割」を《代表・代理・代行》する、という・「人格」の《機能》の〈推移〉を、明確に見てとったことが、キケロの・あの文章を重視する根拠である。

#### IV

1) さて、本章・前・III. に見たように、ホブズは、*persōna*, Person の概念を示す時に、「代行者」、「代理人」、等の表現を用いるが、この場合の「者」、「人」——「他人の役割」を、「代行」し「代理」・「代表」し「果たす」、とい

う《機能》を遂行する「者」、「人」について、本稿は、それは、〈者〉であり、《あるもの》であって、これが、ホブズに固有の「人格」概念が意味するところである、としてきた。

しかし、この分析を、ホブズ自身による・「人格」の規定によって、確証しなくてはならないのは、当然である。

2) ホブズは、「人格」を、三つの著述で、それぞれ、つぎのように規定している。

すなわち、a) “*DH.*” Cáp. XV. §. 1.では。「ところで、*persōna* (人格) というもの・社会的機能 (*ūsus…cīvīlis*)、〔ウーウスウス…キーウィーイリス〕)にかかわって申しますと、*persōna* は、つぎのように定義されることがあります。すなわち、*persōna* ([ペルソーナ]。人格) とは、人間を形づくるもののうち、自分の言葉 (*vérba* [*súa*]。〔ウェルバ・〔スウア〕〕) と自分の行為 (*āctionēs sūae*。〔アークティオーネース・スウアエ〕) とが、ないしは、他人の言葉 (*vérba* [*aliena*]。〔ウェルバ・〔アリエナ〕〕) と他人の行為 (*āctionēs alienae*。〔アークティオーネース・アリエナエ〕) とが、それに帰せられる (*cūi …attribuntur*。〔クウイー・アットリブントウル〕)・そのもののことあります、と」(傍点と、傍点中の○傍点とは、原文イタリク。OL・II. p. 130)。

b) また、“*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 1.の冒頭では。「Person (人格) とは、どれも、その人の語 (*words*)、ないしは、その人の行為 (*actions*) が、その人自身の語、ないしは、その人自身の行為、と見做される (*considered, …as*)・その者のことであるか、あるいは、ある他人の語、ないしは、ある他人の行為を代理している (*representing*) 語、ないしは、行為、と見做される・その者のことであるか、あるいは、真実にであるにせよ、ないしは、みせかけることによってであるにせよ、語、ないしは、行為がそれに帰せられる・なにらかの・他の物 (*thing*) の語、ないしは、行為を代理している語、ないしは、行為と見做される・その者のことであるか、であるのです」(傍点と、傍点中の○傍点とは、原文イタリク。それ以外の○傍点は、引用者。E. p. 217)。

c) さらに, “*Lev. (L.)*” Cáp. XVI. prg. 1.の冒頭では。「*Persôna* ([ペルソーナ]。人格) とは, 自分のために (*súo [nômine.]*, [スウオー [・ノーミネ]]), あるいは, 他人のために (*alienô nômine.* [アリエノー・ノーミネ]), 訴訟を争う (*rê̄s ágit.* [レーエス・アギト])・その者のことであります」 (OL·III. p. 123)。

d) 上掲の・b), “*Lev. (E.)*”, c), “*Lev. (L.)*”のいずれにあっても, 「人格とは…その者のことである」, と表現されているが, 「その者」 (he, is. [イス]) は, 「人間」を表示するものではなく, “*DH.*”に言われるように, 「人間を形づくるもののうち」,

i) 「人間」の・<自分に固有の><思考内容>・<感情>・<意志>等を, <自分に固有の>「言葉と行為」として《表出させる》《機能》を, 遂行する《あるもの》を表示しているのであり,

ii) <自分に固有の><思考内容>・<感情>・<意志>等を<表出させるべき>・<自分に固有の>「言葉と行為」とに, <他人に固有の><思考内容>・<感情>・<意志>等の<表出>たる「言葉と行為」とを, 《代表させ, 代行・代理させる》《機能》を, 遂行する《あるもの》の意である。

iii) そして, 上記・i) の《機能》を果たす《あるもの》に帰着するのが, “*Lev. (L.)*”にあっての・「自分のために, 訴訟を争う」《機能》を遂行する《あるもの》であり,

iv) 上記・ii) の《機能》を遂行する《あるもの》に帰着するのが, “*Lev. (L.)*”にあっての・「他人のために, 訴訟を争う」《機能》を果たす《あるもの》である。

“*DH.*”において, 「…帰せられる・そのもの」 (id. [イド]。イングランド語の it に相当) と言われる「そのもの」も, 上記・i), ないし ii) における《あるもの》である。

3) a) そこで, まず, “*DH.*” Cáp. XV. §. 1.に記された・「人格」の「定義」の前半部分, 「…*persôna* (人格) とは, 人間を形づくるもののうち, 自

分の言葉と自分の行為とが、…それに帰せられる・そのもののことあります、…」について言えば。

i) たとえば、〈原告訴人〉にあっての「自分の言葉と自分の行為」とは、本章での・これまでの分析にしたがえば、〈原告訴人〉の・当該〈訴訟係争〉にかかる・〈自分に固有の〉〈思考内容〉ないしはまた〈感情〉・〈意志〉等を、しかし、〈原告訴人〉が、ではなく、〈原告訴人〉という「人間」を「形づくるもののうち」の《あるもの》が、〈原告訴人〉の「自分の言葉と自分の行為」として、《表出させる》ものであった（本章・前出・II. 3），c）；5），e）以下、参照）。

また、そのことは、上記の《あるもの》が、〈原告訴人〉の「自分の言葉と自分の行為」とに、〈訴訟事件〉にかかる〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、《代表させる》ことでもあった（前出・II. 4），b），参照）。

ii) とすれば、〈原告訴人〉の「自分の言葉と自分の行為」とは、上記の・《表出させる》《機能》，《代表させる》《機能》を果たす・〈原告訴人〉という「人間」を「形づくるもののうち」の《あるもの》を、自らの〈原因〉とする〈結果〉である。

iii) それゆえ、〈原告訴人〉の「自分の言葉と自分の行為」とは、〈結果〉である自らにとって〈原因〉であるものに、「帰せられる」ほかはなく、すなわち、上記の《機能》を果たす・〈原告訴人〉という「人間」を「形づくるもののうち」の《あるもの》に、「帰せられる」ほかはない。

iv) ところで、「自分の言葉と自分の行為」とが「それに帰せられる・そのもの」が、「人格」である、と「定義」されている。

v) したがって、ホブズが“DH.”で「定義」する「人格」とは、すべての「人間」にあって、当該の「人間」を「形づくるもののうち」、〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、「自分の言葉と自分の行為」として、《表出させる》《機能》を果たす「そのもの」のことであり、あるいは、「自

分の言葉と自分の行為」とに、〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、《代表させる》《機能》を果す「そのもの」のことである。

vi) このようにして、“DH.” Cáp. XV. §. 1.における・「人格」の「定義」の前半部分は、本章での・これまでの分析を、確証するものである。

b) ところで、「人格」が上記・v) に示したものであるとすれば、「人格」は、つねに〈单一のもの〉でなくてはならない。

なぜなら、あらゆる「人間」にあって、〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、「自分の言葉と自分の行為」として《表出させる》という・「人格」の《機能》，あるいは、「自分の言葉と自分の行為」とに、〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、《代表させる》という・「人格」の《機能》は、「人格」が〈分散・分裂したもの〉であっては、遂行されることが不可能であるからである。

こうして、「人格」は、その〈单一性〉と不可分離である。

c) i) さらにまた、「人間」は、〈おびただしい数の事柄〉について、〈おびただしい思考内容，ないしは，感情〉あるいは、〈意志〉等々を抱くのであるから、「人間」の「人格」が、それらの〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を《表出させる》・「自分の言葉」と「自分の行為」ともまた、その〈数〉と〈内容〉とにおいて、〈おびただしい〉ものであらざるをえない。

ホブズが、「言葉」と「行為」とを、それぞれ，*vérba, actiōnēs* と〈複数形〉で表現した含意は、そこにある。

ii) そこで、〈数〉と〈内容〉とにおいて〈おびただしい〉・〈自らに固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、これまた〈数〉と〈内容〉とにおいて〈おびただしい〉「自分の言葉」と「自分の行為」として《表出させる》《機能》を果たす「人格」が、前記・b) のように、〈单一〉であらざるをえない、ということは、「人格」は、自らの《機能》において、〈無限定〉である、ということを意味する。

iii) このことは、上述の事柄を、その〈極限〉において想定して、〈数〉

と〈内容〉において、「人間」が〈抱くことのありうる・あらゆる〉・〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、これまた〈数〉と〈内容〉において〈述べることのありうる・あらゆる〉「自分の言葉」と、〈行なうことのありうる・あらゆる〉「自分の行為」として、《表出させる》・「人格」の《機能》は、〈無限定〉たらざるをえない、ということによって、裏づけられる。

iv) であるとすれば、〈限定された〉「自分の言葉と自分の行為」とが「帰せられる」場合にあっても、それが「帰せられる」「人格」は、その《機能》において、〈無限定〉である。

d)さて、つぎに、"Lev. (E.)" Chap. XVI. prg. 1.の冒頭に記された・Personの規定の第一部、すなわち、「人格とは、どれも、その人の語、ないしは、その人の行為が、その人自身の語、ないしは、その人自身の行為、と見做される・その者のことである…」について言えば。

i) 「その人の語、ないしは、その人の行為」とは、その「人間」を「形づくるもののうち」の《あるもの》が、当の「人間」の・〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、〈その「人間」の語、ないしは、その「人間」の行為〉として、《表出させる》《機能》を遂行することによってでなければ、生じないものであり、あるいは、《あるもの》が、〈その「人間」の語、ないしは、その「人間」の行為〉に、当該「人間」の〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、《代表させる》《機能》を果すことによらずには、生起しないものである。

ii) このように、《あるもの》の・上記の《機能》によってのみ、「その人の語、ないしは、その人の行為」が生起するとは——「その人」の「語」、あるいは、「その人」の「行為」は、「その人」の・〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等が、《あるもの》によって《表出されたもの》であることであり、あるいは、「その人」の〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意

志》等を、《あるもの》が《代表しているもの》である、——ということである。

iii) ところで、「その人」の〈自分に固有のもの〉が《表出されたもの》としての、また、それを《代表しているもの》としての、「その人の語、ないしは、その人の行為」は、もはや、「その人自身の語」であると「見做される」ほかはなく、ないしは、「その人自身の行為」であると「見做される」以外にない。

iv) それゆえ、「その人の言葉、ないしはその人の行為」が上のように「見做される・その者のこと」が「人格」である、とは、上記・i) ~ iii) に述べたように、かく「見做される」ことを生じさせる《機能》を果たす《あるもの》が、「人格」(としての「その者」)である、ということである。

v) このようにして、“*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 1.における・「人格」の規定の第一部もまた、これまでの分析を、確証するものである。

vi) そして、本・3), a), vii), viii) に述べたのと同じ理由によって、ここでもまた、「人格」は、その〈单一性〉と不可分離であり、かつ、《機能》において〈無限定〉である。

e) そこで、i) “*DH.*” Cáp. XV. §. 1.に示されている・「人格」の「定義」の前半部分——くりかえせば、「…人格とは、人間を形づくるもののうち、自分の言葉と自分の行為とが、…それに帰せられるもののことである、…」——と、ii) “*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 1.に記されている・「人格」の規定の第一部——「人格とは、どれも、その人の語、ないしは、その人の行為が、その人自身の語、ないしは、その人自身の行為、と見做される・その者のことである…」——とは、叙述の表現の上では相異なるにしても、本章でこれまでに分析した・《表出》および《代表》の《機能》の論理に立脚している点において、共通である。

f) 最後に, “*Lev. (L.)*” Chap. XVI. prg. 1.における・「人格」の規定, 「人格とは, 自分のために, あるいは, 他人のために, 訴訟を争う・その者のことあります」の前半部分について言えば,

i) 「自分のために…訴訟を争う」「人間」とは, <国家公共の場>たる「法廷」における・刑事上の訴訟事件にあっての「検察官」, 「裁判官」, 「被告人」であり, また民事上の訴訟にあっては, <原告訴人>, <被告訴人>である。これにたいして, 「他人のために…訴訟を争う」「人間」とは, 刑事上の訴訟においては, 「被告人」のための「弁明人」, 民事上の訴訟においては, <被告訴人>のための「弁護人」である。

ii) そして, 「自分のために…訴訟を争う」「その者」とは, 本・IV. 3), a) ~ f) に見た・“*DH.*” Cáp. XV. §. 1.における・「人格」の「定義」の前半部分, ならびに, “*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 3.における・「人格」の規定の前半部分に示されている「人格」と, <同一>のものである。

なぜなら, かかる「その者」とは, <自らがかかる訴訟事件について>の・<自分に固有の><思考内容>・<感情>・<意志>等を, <自らに固有の>「語」; 「行為」として, 《表出させる》《機能》を果たすものであり, かつ, 「自分のために…訴訟を争う」「人間」を「形づくるもの」の一つであるからである。

iii) このようにして, “*Lev. (L.)*” Chap. XVI.における・「人格」の規定の前半部分によてもまた, 本章の・これまでの分析は, 確証をえるのである。

4) つぎに, a) まず, “*DH.*” Cáp. XV. §. 1.に記された・「人格」の「定義」の後半部分, 「…人格とは, 人間を形づくるもののうち, …他人の言葉と他人の行為とが, それに帰せられるもののことあります, …」については,

i) 本章・前出・II. 4) および5) に分析したもの——すなわち, <総じて自分に固有のもの>を, <総じて自分に固有ではないもの>・<総じて他人に固有のもの>として《表出させる》《機能》を果たす・《あるもの》, あるいは, 上記の後者に前者を《代表させる》《機能》を遂行する《あるもの》——を想定すれば, 足りる。

ii) なぜなら、上記の《機能》を遂行する《あるもの》を「原因」として、〈総じて他人に固有のもの〉が「結果」する以上、「他人の言葉と他人の行為」とは、この《あるもの》に「帰せられる」ほかないからである。

iii) こうして、〈総じて自分に固有の…〉と言われる時の〈自分〉という「人間」を「形づくるもののうち」、前記の《機能》を果たす《あるもの》が、その「人間」の「人格」である。

iv) したがって、この後半部分における・「人格」の「定義」によってもまた、本章・前出・II). 3) ~ 5) で施した分析が、確証されることは、もとよりである。

v) しかし、「人格」の「定義」の・この後半部分が意味する《機能》を遂行する場合にも、「人格」は、その〈单一性〉と不可分離であること、「人格」の《機能》は、〈無限定〉であることを、再言しておかなくてはならない。

b) つぎに、“*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 1.における・「人格」の規定の第二部分、「人格とは、どれも、その人の語、ないしは、その人の行為が、…ある他人の語、ないしは、ある他人の行為を、代理している語、ないしは、行為、と見做される・その者のことである…」については、

i) 「その人の語が、…ある他人の…」ということが生起するのは、「その人」が、〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を《表出させるべき》「語」あるいは「行為」によって、「他人」が〈他人に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を《表出させる》「語」あるいは「行為」を、《代表し》・《代理・代行する》時にのみ、である。

ii) しかるに、再び言えば、前出・II. 5) にしたがって、かかる・《代表する》という《機能》を果たす《あるもの》が、存在しなければならず、しかも、その《あるもの》は、「その人」自身ではなく、「その人」の「人間を形づくるもの」の一つである。

iii) そして、「人格」とは、以上に見た・あの《機能》を遂行する《あるもの》のことであった。

iv) それゆえ, “*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 1.における・「人格」の規定の第二部分についても, 「人格」が遂行する《機能》は, 前見の・“*DH.*” Cáp. XV. §. 1.にあってと, 〈同一〉であることは, 明らかである。

v) こうして, “*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 1.における・「人格」の規定の第二部分によっても, これまでの分析は, 確証されるのである。

vi) そして, このように, 「その人の語, あるいは, その人の行為」が, 「他人の語, あるいは, 他人の行為」と「見做される」場合の《機能》を遂行する「人格」も, また, 〈单一性〉と不可分離であり, また, 《機能》において〈無限定〉である。

(“*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 1.における・「人格」の規定の第三部分(本・IV. 2), b) を参照戴きたい) は, 本章の主題にかかりをもたないので, 本稿では, この部分は扱わない)。

5) そこで, 本章・前出・II. 以下で分析し確証されたところから, ホブズ独自の・*persôna*, Person (人格) の概念が意味するところを言えば, それは,

a) 「人間を形づくるもののうち」,

i) 一つには, 「人間」が, 〈自分に固有の〉〈思考内容〉ないしはまた〈感情〉あるいは〈意志〉等を, 〈自分に固有の〉「語」・「言葉」; 「行動」・「行為」として, 《表出させる》さいに, その《機能》を果たす《あるもの》でもあり, ないしは, 〈自分に固有の〉「語」・「言葉」; 「行動」・「行為」に, 〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を, 《代表させる》時に, その《機能》を果たす《あるもの》でもある。

ii) 二つには, また, 「人間」が, 〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させるべき〉・〈自分に固有の〉「語」・「言葉」; 「行動」・「行為」を, 「他人」が〈他人に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を

《表出させる》「語」・「言葉」；「行動」・「行為」に，〈置換させる〉場合に，その《機能》を果たす《あるもの》でもある。言いかえれば，「人間」が，〈自分に固有の〉「語」・「言葉」；「行動」・「行為」に，〈他人に固有の〉「語」・「言葉」；「行動」・「行為」を，《代表させ》・《代理・代行させる》折に，その《機能》を，あるいは，前者によって後者を《代表・代理・代行する》際に，その《機能》を，果たす《あるもの》でもある。

- b) すなわち，「人格」とは，上記の・〈二種類〉の《機能》を遂行する《あるもの》である。
- c) そして，「人格」は，〈单一性〉と不可分離である。
- d) また，「人格」は，上述の《機能》において〈無限定〉のものである。

しかし，本章・前出・III. 2) 以下に吟味したところと，“*Lev. (L.)*” Cáp. XVI.に，「人格とは，自分のために，あるいは，他人のために，訴訟を争う・その者のことあります」とする規定とから言えば，ホブズの心のうちにあつては，「人格」概念は，〈一般的に〉上記・a), i), ii) を意味するにとどまらず，また，可成りに強い度合で，〈特殊的に〉，

- e) 〈国家公共の場〉，とりわけて〈刑事上＝，民事上の訴訟係争〉が裁決される「法廷」において，
- f) この〈訴訟係争〉にかかわる「人間」を「形づくるもののうち」，
- i) 一つには，かかる「人間」各々に，「自分自身」の「役割」・「役柄」を，「代行」し「代理」・「代表」し「果たす」《機能》を遂行させる《あるもの》を意味し，
- ii) 二つには，「他人の役割」を，「代行」し「代理」・「代表」し「果たす」《機能》を遂行させる《あるもの》を意味するものもある。
- 6) 上見の・ホブズにおける「人格」概念に関連して，キケロの諸著述に現われる・*persōna* の・ある用法について記しておこう。
- a) 本章・前・III. 5) に見た・キケロの文章は，民事上の訴訟事件にか

かわっている人物として、「被告訴人」(弁護依頼人),「弁護人」,「訴訟の相手方」(原告訴人), および, 「民事裁判官」という〈人物・役割〉を, 挙げていた。

b) しかし, キケロは, 他の諸著述で, 刑事上の訴訟事件にかかわっている〈人物・役割〉についても, *persôna* の語を用いているのである。

i) キケロは, 友人であり・卓越した法学者であった Caius Trebatius Testa (ガエウス・トレバティウス・テスタ) のために, “Tópica.” (『トピカ』) なる著作を, 執筆した。

(イ) この著作は, アリストテレスの・同名の著述“Τοπικά.” (『トピカ』) に倣ったものである。

ロ) 後者の表題は, ギリシャ語の *τοπός* (トポス)。〈場所〉, 〈位置〉, 〈地域〉, 〈界域〉) という名詞に由来する形容詞・*τοπικός*. (m) ([トピコス]), —*κῆ*. (f) ([トピケー]), —*κόν*. (n) ([トピコン]) の・中性・複数形の名詞的用法・*τὰ τοπικά* ([タ・トピカ]) から, とられたものである。

ハ) 上記の形容詞の語意は, 〈場所ニカカワル〉, および, 〈普遍的ナ論証源泉ニカカワル〉, であって, 『トピカ』という表題と, ならびに, この学の内容とは, 後者の語意に基づいている。

その間の経緯を述べれば。

ニ) アリストテレスは, この著述の・初めの部分で, 「ところで, 真実 (*ἀληθή*. [アレートヘエーエ]) と公理 (*πρῶτα τὰ*. [プローオタ・タ])。原意は, 〈最初ニアルモノ〉・〈第一ノモノ〉) とは, 申すまでもなく, 他のものによってではなく, それ自身によって, 論証力 (*πίστις*. [ピスティス]) をもつものであります, …」とし, そして,かかる「真実と公理」とにたいし, 下記のように, “ἐνδοξα (エンドクサ) を対置させる。

「…ところが, おびただしい数の人々ひとりひとりによって, ないしは, 知者たちのひとりひとりによって, これはしかじかである, と確信されているだけのもの (*τὰ δοκοῦντα*). [タ・ドクーヴンタ]) は, 知者たちのひとり

ひとりにより、ないしは、おびただしい数のひとりひとりにより、あるいは、この上もなく高名で・大きな信望をえている人々のひとりひとりによって、そのように確信されているにしましても、*ἐνδοξα*” ([エンドクサ]) なのであります」 (*Τοπικά*. A. 1. (『トピカ』。第一編。第一章))。100·a, 30~100·b, 23. (Aristotēlis *Tópica et Sophísticī Élenchī. Recēnsvit brévique adnotatiōne críticā īstrūxit W. D. Ross. <Scriptōrum Classicōrum Bibliothēca Oxoniēnsis>*. Oxoniī, Ē typogrāpheō Clarendoniānō. 1979. p. 1).

(ここに用いられている・*ἐνδοξα* なる語は、同じくこの叙述中の *τὰ δοκοῦντα* (現在分詞の名詞的用法) の *δοκοῦντα* がそこから発する動詞・*δοκεῖν* ([ドケーエイン])。〈期待スル〉, 〈予想スル〉, 〈思ウ〉, 〈思ワレル〉, 〈確信スル〉, 〈信望ヲエル〉, 等) に由来する名詞・*δόξα* の ([ドクサ]. 〈期待〉, 〈予想〉, 〈意見〉, 〈推量〉, 〈名声〉, 〈信望〉, 〈威容〉, 等) と, 〈中ニ〉の意をもつ前置詞 *ἐν* ([エン]) とから合成された形容詞・*ἐνδοξος*. (m, f) ([エンドクソス]), *ἐνδοξον*. (n) ([エンドクソン])。(<高イ信望ヲ得テイル>, 〈知ラレテイル〉, 〈世間デヒロク容認サレテイル〉, 〈アル意見ニ基ヅイテイル〉, 〈アリソウナ〉, 等)の中性・複数形の名詞的用法であり, その語意は, 〈世間デヒロク容認サレテイルモノ〉である, と解するのが, ここの文脈では適当であろう。(ただ, アリストテレースは, *ἐνδόξα* ([エンドクサ]) という語形の方を多用しており, *ἐνδοξα* ([エンドクサ]) の語形が用いられているのは, 上掲の叙述の末尾にあってのみである)。

ホ) ところで, アリストテレースは, この『トピカ』。第一編。第一章の冒頭で, 「トピカ」なる学が, いかなるものであるかを, つぎのように, 規定している。

「この論攻の主題は, 提起された・あらゆる問題について, その方法によれば, 私たちが, エンドクサから出発して (*ἐξ ἐνδόξων*. [エクス・エンドクソン]). 〈世間デヒロク容認サレテイルモノカラ出発シテ〉), 推論を行なう (*συλλογίζεσθαι*. [シュツルロギゼストハアイ]) ことができる・当の方

法 ( $\mu\epsilon\thetaoδo\varsigma$ . [メトホオドス]) を、発見する ( $\epsilon\nu\rhoe\bar{\iota}\nu$ . [ヘエウレーエイン]) ことなのであります」 (100・a, 18-20. p. 1.)。

へ) そして、ここに言われている「推論」 ( $\sigma\nu\lambda\lambda o\gamma i\sigma m\bar{\o}\varsigma$ . [シュツルロギスモス]) について、つぎのことが示されている。

「推論が、真実と公理とから出発する場合には、その推論が、演繹 ( $\alpha\pi\bar{o}\delta e\iota\xi\iota\varsigma$ . [アポディクシス]) であります…」 (『第一章』。『第一編』。100・a, 27-28. p. 1)。

これにたいし、「世間ではろく容認されているものから出発して行なわれた推論は、弁証推論 ( $\delta i\alpha\lambda e\kappa t\iota k\bar{\o}\varsigma \sigma\nu\lambda\lambda o\gamma i\sigma m\bar{\o}\varsigma$  ([ディアレクティコス・シュツルロギスモス]) であります」 (『第一章』。『第一編』。100・a, 29-30. p. 1)。

ト) i) しかるに、前出・ニ) によれば、「真実と公理」とは、いうまでもなく、「他のものによってではなく、それ自身によって ( $\delta i' \alpha\dot{u}\tau\omega\bar{\iota}\nu$ . [ディ・ハウトーオン])」、論証力をもつ」ものであった。

ii) ということは、「真実と公理とから出発する」「推論」たる「演繹」は、「論証力」という・この「推論」の〈源泉〉を、すでに〈自らの中に〉含んでいることである。

チ) i) これにひきかえ、「弁証推論」が「出発する」のは、 $\dot{\epsilon}n\delta\bar{o}\xi\alpha$ , すなわち〈世間でひろく容認されているもの〉、「確信されているだけのもの」であるにすぎない。

ii) してみれば、「弁証推論」は、「論証力」を、「それ自身によって」もつものではなく、「他のものによって ( $\delta i' \dot{\epsilon}t\bar{e}\rho\omega\bar{\iota}\nu$ . [ディ・ヘエテローン])」もつのでなくてはならない。

iii) このことは、「 $\dot{\epsilon}n\delta\bar{o}\xi\alpha$  から出発する」「弁証推論」は、自らの「推論」の〈源泉〉を、「それ自身」以外のところに、すなわち「他のもの」の中に、求め、かつ、そこから取り出さなくてはならぬ、ということである。

リ) このように、「世間でひろく容認されているもの」から、すなわち「確信されているだけのもの」から、「出発する」「弁証推論」が求め、取り出す

べき「論証力」、「推論」の〈源泉〉——これが、アリストテレスにあって、「トピカ」が由来する「トポス」(〈場所〉, 〈位置〉, 等, 〈普遍的ナ論証源泉〉)である。

なぜなら、アリストテレスは、前出・ホ)に見たとおり、「トピカ」とは、「…提起された・あらゆる問題について、その方法によれば、私たちが、世間でひろく容認されているものから出発して、〔弁証〕推論を行なうことができる・当の方法を、発見すること」である、と規定していたからである。

又) そして、上記・リ)を裏書きするものは、キケロが、アリストテレスの『トピカ』に關説して、ギリシャ語の「トポス」に相当する・ラテン語の *lócus* ([ロクウス]) の意味について語る・つぎの文章である。

——たとえば、かくれている物を発見する場合、その物がかくれている“*lócus*”(「場所」)が示され、その「場所」にしるしがつけられれば、その物の発見は、たやすい。同じようにして、私たちが、「論証 (*argúmentum*. [アルグーメントゥウム]) を追跡しようとするならば([「論証」を行なおうとするならば]の意), 「場所」を知らなくてはならない。アリストテレスによって「場所」と名づけられたものは、「論証がそこから取り出される源泉 (*sédēs*. [セーデース])。また、「根拠」の意ももつ)」のことである。「こうして、ロクウス〔トポス〕とは、論証の源泉である、と定義すること、そして、論証とは、疑わしい事柄を確実なものたらしめる根拠である、と定義することが、許されるのです」——。(Tópica. II. (『トピカ』。「第二編」。7—8. Loeb Classical Library. Cambridge (Mass.).1968. p. 386)。

ル) アリストテレスにあって、「トポス」なる語に基づいて「トピカ」という・一つの・学の領域名が生まれた経緯は、上述したところにある。

e) i) ところで、キケロは、この『トピカ』の「第二十三編」で、〈刑事訴訟事件〉にかかわって、「検察官 (*accúsâtor*. [アクーサーアトル]) は、被告人 (*persôna*) の犯行を立証しようと努め、弁明人 (*défênsor*. [デーフェーエンソル]) は、防戦のために、つぎの三点の・いずれかを、主張します。すな

わち、あるいは、犯行はなされなかった、あるいは、かりになされたとしても、被告の犯行の名称は、別のものである、あるいは、犯行は、権利に基づいてなされたものである」と述べ、*persōna* の語で、「被告人」を表示し、「検察官」、「弁明人（刑事訴訟弁護人）」、「刑事裁判官」とともに、〈刑事上ノ訴訟係争ニカカル人物〉の意としている (*Tópica. XXIII.* (「第二十三編」))。

92. Loeb Classical Library. Cambridge. (Mass.) 1968. p. 452)。

ii) また、キケロの・学問上・文芸上の弟子であり、しかも、親友であったマーアルクス・カエリュウス・ルーウフウス (*Mārcus Caélius Rūfus*) を、キケロ自ら、「法廷」にあって、「刑事裁判官たち」に向かって弁護した記録 “*Prō M. Caélio.*” (『マーアルクス・カエリュウス擁護のために』) の XIII. (「第十三章」)。30. には、つぎの文章が見えている。

「ところで、告発は二件でありますて、金貨と毒液とにかくわるものであります。この二件の告発に関与しておりますのは、同一の被告人 (*persōna. Caélius*) であります。〔しかし〕、世人の申しますところでは、金貨は、〔カエリュウスが〕 クローディアから貰い受けたもの、毒液は、グローディアに手渡すべく、依頼されたもの、とのことです。〔クローディア (*Clódia*) とは、キケロを憎んだ敵・プーブリュウス・クローデュウス・プルクヘル (*Públius Clódius Púlcher*) の妻か姉妹であり、悪名高い婦人であった、と伝えられているから、この告発は、キケロの親友カエリュウスを罪に陥れるために、クローディアが仕組んだ罠であったのであろう〕。そのほかのことは、すべて、告発ではありません、公共の審理 (*pública quaéstio.* [プーブリカ・クウアエスティオ]) をよりは、裁判官の目の前での〔訴訟関係者双方の〕口論の方を、求めている者の中傷なのであります。『〔カエリュウスは〕 姦通者である、恥知らずである、金取り調停屋である』というのは、雑言であって、告発ではありません。ともかくも、さきほどの告発には、基礎がないのです、根拠がないのです。〔カエリュウスにたいする〕誹謗の言は、怒り立った検察官から、根拠もなく、發せられたものでありますて、法の維持者によって發

せられたものではありません。…」(Loeb Classical Library. Cambridge. (Mass.). 1970. p. 442.)。

iii) さらに、キケロの“Epistulārum ad Familiārēs Līber Prīmus … Līber Décimus Séxtus.”(『友人たちにあてる書簡。第一編…第十六編』)は、各編が多数の往復書簡を収めているものであるが、そのうち、Līber Tértius. V. Áppiō [Cláudiō] Púlchrō(第三編。第五書簡。アッピュウス・[クラウディエウス] プルクヘルあて)。2. には、つぎの文言が記されている。

「…しかし、人々は、必ずや、理解いたすはずです。なぜかと申せば、無名ならざる被告人たち (persōnae) について、些末ならぬ訴因で、訴訟が争われることになる (rēs ágetur) のですから」(Loeb Classical Library. Cambridge. (Mass.). 1979. p. 178)。

f) 以上に見るようすに、キケロにあっては、persōna の語は、「被告人」をも、すなわち、「検察官」、「弁明人」、「刑事裁判官」とともに〈刑事訴訟事件ニカカワル人物〉のうち、〈判決ヲ受ケル者〉をも、意味した。

g) そこで、本・IV・前出・3), d) にあげた・“*Lev. (E.)*” Cáp. XVI. prg. 1.における・「人格」の規定、再言すれば、「Persōna (人格) とは、自分のために、あるいは、他人のために、訴訟を争う・その者のことあります」という規定にかかわらせて言えば、

前・6) に見た・〈刑事訴訟〉での「被告人」とても、〈民事訴訟〉の〈被告訴人〉とひとしく、「自分の主張を擁護」し、「自分の利益についての・自身の考えを、逐一、公けに〔刑事裁判官に向かって〕開陳」することを許されているはずであるから、「被告人」の「人格」は、一つには、当該〈訴訟事件〉にかかわる・〈自分に固有の〉〈思考内容〉ないしは〈感情〉・〈意志〉等を、〈自分に固有の〉「語」・「言葉」；「行動」・「行為」として《表出させる》《機能》を果たし、あるいは、後者に前者を〈代表させる〉《機能》を遂行するものである。

また、二つには、「弁明人」を依頼する者として、〈自分に固有の〉〈思考内

容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、〈他人に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等の《表出》たる・〈他人に固有の〉「語」；「行為」によって《代表される》ところの「人格」である。

すなわち、本章・次・V. 以下に見るように、「弁明人」を、自らの「語」と「行為」との「代行者」・「代理人」とする・「本人」としての「人格」である。

## V

1) ところで，“DH.” Cáp. XV. §. 1.の叙述は、前見の・キケロの文章をもって終り、§. 2. 「第二節。本人 (Author. [アウトホオル]) とは、なにか。他人が、ある人を自分の本人である、とする資格(authōritās.[アウトホオーリタース]) とは、なにか」の論述に進む。

この論述は、たとえば、「弁明人」が、「被告人」という「他人の役割」を、また、「弁護人」が、〈被告訴人〉という「他人の役割」を、「代表」し「代理」・「代行」し「果たす」、という。これまでの立論から進んで、その《代表》・《代理》・《代行》は、いかなる《根拠》に基づくものであるか、についての〈理論〉にかかわるものである。

「第二節。国家 (cívítās. [キーウィタース])。ただし、この「国家」とは、〈国家公共の場〉たる「法廷」での〈訴訟〉の意である)の場合には、〔他人の〕役割を果たす人々のうち、ある人々〔の人格〕は、その人々にたいし、自分の役割を代表するように、と命ずる者がいることを根拠にして (júbente éō cūjus persônām gérunt. [ユベンテ・エオ・クーウユウス・ペルソーオナム・ゲルウント])、その者の役割を果たすのですし、…」(OL·II. p. 130)。

a) 見るとおり、この文章は、本章・前・IV. までに知った・「人格」が果たす《機能》——すなわち、〈訴訟事件〉にあって、たとえば「弁明人」、「弁護人」の「人格」が、「被告人」、〈被告訴人〉という「他人の役割」を「代行」し「代理」・「代表」し、「果たす」(一言でいえば、「他人の役割」の「代行者」・

「代理人」となる) という・当該「人間」の「人格」が遂行する《機能》——について、「人格」がこの《機能》を遂行することの《根拠》は、「他人の役割」の「代行者」・「代理人」となる「人間」(「弁明人」, 「弁護人」)の「人格」にたいし, 当の「他人」(「被告人」, <被告訴人>)の「人格」が, 自分の「役割」の「代行者」・「代理人」たれ, と「命ずる」ことである, ということを告げているものである。

b) そして, 「代行」・「代理」・「代表」の《機能》の成立にたいする・この《根拠》の不可欠性を, ホブズは, 上につづく・つぎの記述によって, 裏づけるのである。

「…, また, ある人々〔の人格〕は, そのように命ずる者がいないのに (*nōn jūbente.* [ノーオン・ユベンテ]), 他人の役割を果たすことをするのです。がしかし, ある人間〔の人格〕が, その人間〔の人格〕によって代理される (*repraesentārī.* [レプラエセンターリー]) ことを意志しない (*nōn vult.* [ノーオン・ウルト]) 他人をよそおって (*in persōnā.* [イン・ペルソナー]) 行なう事柄は, ことごとく, 行なう・その当人〔の人格〕に, すなわち, 行為者ひとりだけ〔の人格〕に, 帰せられる (*imputatur.* [インプウタトゥル]) のです」 (OL · II. pp. 130–131.)。

c) しかし, 上記の記述の後半は, また同時に, 「他人の役割」の「代行者」・「代理人」であることが, それの《根拠》をもつ場合には——前記·a) にあっては, 当の「他人」の「人格」が, 自分の「代行者」・「代理人」たれ, と「命ずる」ことが存在する場合, また, 上記·b) にあっては, 当の「他人」の「人格」が, 「代行者」・「代理人」となる「人間」「によって代理されることを意志」することが存在する場合には——「代行者」・「代理人」の「人格」の〈行動〉・〈行為〉は, 自分の「代行者」・「代理人」たれ, と「命ずる」者〈自身〉の「人格」の〈行動〉・〈行為〉なのであり, あるいは, 「代行者」・「代理人」「によって代理されることを意志」する者〈自身〉の「人格」の〈行動〉・〈行為〉なのである, ということを示唆しているものである。

d) はたして、上述・b) について、こう言われている。

「ところが、ある人間が、〔私の役割を代表せよ、と〕命ずる・ほかの人間がいることを根拠にして (júbente áliō. [ユベンテ・アリオー]), 行なうところの事柄は、いつも必ず (sémper. [セムペル]), その・命ずる人間〔の人格〕の行動 (âctus júbentis. [アーアクトゥウス・エベンティス]) であるのです …」(傍点は、引用者。OL・II. p. 131.)。

e) ここで、ホブズは、上記の《機能》をもった「代行者」・「代理人」の「人格」の「行動」・「行為」(「命ずる・ほかの人間がいることを根拠にして」, 「ある人間」の「人格」が「行なう事柄」) が、「いつも必ず」, 「その・命ずる人間〔の人格〕の行動」・「行為」である、とするところから、「本人」というものの規定を導き出す。

f) すなわち、上記・d) の文章につづいて、

まず、「がしかし、場合によりましては、また代理人 (repráesentāns. [レプラエセンターンス]) 〔の人格〕の行動でもあるのであります、すなわち、本人 (áuthor. [アウトホオル]) と代行者 (âctor. [アーアクトオル]) との双方 〔の人格〕の行動であるのです」と示されたあと、こう述べられるのである。

「〔「本人」〕と申しますのは、他人〔ノ人格〕が行ナウ行為 (âctio. [アーケティオ]) ヲ, 自分〔ノ人格〕ノ行為ト見做ス (prō súā [âctiône] habêre. [プロー・スウアー [アーケティオーオネ]・ハベーエレ]) コトヲ, 自分ハ意志スル (sē velle. [セー・ウェルレ]), ト言明シタ (dêclarâvit. [デークラーラーアウイト])・ソノ人ガ、本人ト呼バレルからであります。そして、所有物の場合に、所有主 (dóminus. [ドミヌウス])。〈所有の「権利」を有する者〉の意) と名づけられる人間が、代行の場合に、本人〔〈他人にたいして、自分の行為の代行・代理を「命ずる」「権利」を有する者〉の意〕と名づけられるのです」(片仮名と傍点とは、原文イタリク。OL・II. p. 131)。

g) 上の叙述から知られる・重要な事柄は、

i) 本・V. 前出・1), a) に見た・「他人の役割」の「代行者」・「代理人」の「人格」とは、実は「他人の行動・行為」の「代行者」・「代理人」の「人格」である、ということである。

ii) そして、かかる・「他人の行動・行為」の「代行者」・「代理人」となる《根拠》は、

イ) もはや、上掲箇所に語られていたように、その「他人」の「人格」が、「代行者」・「代理人」となる「ある人間」の「人格」にたいして、自分の「行動・行為」の「代行者」・「代理人」たれ、と「命ずる」ところにあるにとどまらず、

ロ) 根底にあっては、 $\alpha)$  「ある人間」の「人格」が、「他人〔ノ人格〕ガ行ナウ行為ヲ、自分〔ノ人格〕ノ行為ト見做スコトヲ、自分ハ意志スル」という・その「意志」をもち、かつ、かく「自分ハ意志スル」と「聲明」するところにあるのであり、

$\beta)$  その「意志」と、「意志」の「声明」とが、「ある人間」の「人格」にたいして、〈自分の行動・行為〉の「代行」・「代理」を「命ずる」「権利」に基づくものである、というところにある。

(しかし、なにゆえに、上記・ $\alpha)$  「他人〔ノ人格〕ガ行ナウ行為ヲ、自分〔ノ人格〕ノ行為ト見做スコトヲ、自分ハ意志スル」・その「意志」、ならびに、この「意志」の「声明」とが、上記・ $\beta)$  「ある人間」の「人格」にたいして、〈自分の行動・行為〉の「代行」・「代理」を「命ずる」「権利」に基づくか、といえば、

「権利」とは、〈行動〉の「自由」と、〈行動の仕方〉の「自由」とが合したものとして、「自由」と同義であり、そして、〈行動〉すなわち「意志に発する運動」の〈原動力〉たる「意志」そのものもまた、常に「自由」である上に、「意志」は、他の人間にたいしては「命令」に転化するものであるからである)。

iii) この意味において、「ある人間」の「人格」が、「他人」の「人格」か

ら発する「行動・行為」を「代行」し「代理」する《機能》をもつ《根拠》，すなわち，「ある人間」の「人格」が，「他人」の「行動・行為」の「代行者」・「代理人」としての「人格」<となる>《根拠》は，その「他人」が，上見の「命ずる」「権利」を有することに基づいて，この「ある人間」にたいし，<自分の行動・行為>の「代行者」・「代理人」たれ，と「命ずる」，というところに，あることになる。

h) そして，上述の・「命ずる」「権利」を有する「人間」の「人格」は，その「権利」に基づいて「命ずる」ことを《根拠》として，「本人」としての「人格」<となる>のである。

i) i) ところが，「本人」の「人格」が，上述のようにして「命ずる」ことを《根拠》に，「代行者」・「代理人」の「人格」が「行なう事柄」は，もはや，「代行者」・「代理人」の「人格」に「帰せられる」ことがなく，「いつも必ず」，「命ずる人間」すなわち「本人」の「人格」の「行動」であり，「本人」の「人格」に「帰せられる」のであった。

ii) このように，「本人」の「人格」に発する「行動・行為」の「代行」・「代理」を<命じられた>「ある人間」の「人格」が行なった・<代行行動>・<代理行為>は，その・<命じられた>「ある人間」の「人格」に「帰せられる」ことがなく，すなわち，<命じられた>「ある人間」の「人格」から発する「行動」・「行為」と「見做される」ことがなく，「いつも必ず」，「本人」の「人格」に「帰せられる」のであり，言いかえれば，「本人」の「人格」に発する「行動」・「行為」と「見做される」ものである以上，「代行」・「代理」を<命じられた>「ある人間」は，自分にたいして「代行」・「代理」を「命ずる」「権利」を有する「その他人を，自分の本人である，とする資格を，もっている」ことになる。

iii) 以上のこととは，こう言われている。

「ですから，他人の権利に基づいて(jûre alienô.) [ユーブレ・アリエノー])，ある事柄を行なう人々〔代行者たち〕〔の人格〕は，その他人を自分の本人で

ある、とする資格 (authōritās. [アウトホオーリタース]) をもっている (habēre. [ハベーエレ]), と言われるのです。なぜなら、本人 (áuthor. [アウトホオル]) である・その他人が、自分自ら、〔ほかの者に〕代行をさせる権利 (jūs … ágendī. [ユーブス・アゲンディー]) をもっているのでなくては、代行者 (áctor. [アーアクトオル]) [の人格] は、代行をするために、その他人を自分の本人である、とする資格 (ágendī … authōritās) をもつことが、ないからであります」(OL · II. p. 131.)。

iv) してみると、「ある人間」の「人格」が、まさしく「代行者」・「代理人」としての「人格」でありうる《根拠》，かかる「人格」<となる>《根拠》は、「代行者」・「代理人」たるべき・その「ある人間」が、自分にたいして「代行」・「代理」を「命ずる」「権利」に基づいてそれを「命ずる」「その他人」をして、「その他人」を、「自分の本人である、とする資格を、もっている」ことに，<凝結> した。この「資格」が，<最終> の《根拠》である。

v) しかし、この「資格」の基礎であるものは、前記·g), iii) のように、「本人」となるべき人間が、「代行」・「代理」を「命ずる」「権利」に基づいて「命ずる」ことであるのであるから、「代行者」・「代理人」は、「本人」から、この「命ずる」「権利」に基づいて、この「資格」を<与えられ>，<与えられたがゆえに>「もっている」，としなければならない。

j) とするならば，

i) 「代行者」・「代理人」たるべき「ある人間」の「人格」は、上見の「資格」を、「本人」たるべき「他人」から<与えられ> それゆえに「もっている」ことに基づいて、「代行者」・「代理人」としての「人格」たりうるのであり、すなわち、その「人格」<となる> のであり，

ii) 「本人」たるべき「他人」の「人格」は、上見の「資格」を、「代行者」・「代理人」たるべき「ある人間」に<与える> ことにに基づいて、「本人」としての「人格」たりうるのであり、すなわち、その「人格」<となる> のである。

k) 上記の事柄は、つぎのことを意味する。

- i) 「代行者」・「代理人」たるべき「ある人間」の「人格」は、（上見の「資格」をその「ある人間」に〈与える〉ことにおいて成り立つ）・「他人」の・「本人」としての「人格」によって、「代行者」・「代理人」としての「人格」〈となり〉、
- ii) 「本人」となるべき「他人」の「人格」は、——(あの「資格」を〈与えられて〉「もっている」ことにおいて成り立つ)・「ある人間」の・「代行者」・「代理人」としての「人格」によって、「代行」・「代理」されることにより、——「本人」としての「人格」〈となる〉。

1) 本章の主題にかかわって言えば、上述・k), ii) が、本章・次・VI. に見るようすに、前見の〈「資格」付与〉の・〈第二〉の《機能》——想起すれば、「多数の人間」の全体を、「本人」としての「単一の人格」〈たらしめる〉《機能》——の《根拠》の前提である。

(上見の“authōritās”の・中世ラテン語としての語意については、„Mittel-lateinisches Wörterbuch bis zum ausgehenden 13. Jahrhunderts. Im Gemeinschaft mit den Akademien der Wissenschaften zu Göttingen, Heidelberg, Leipzig, Mainz, Wien, und der Schweizerischen Geisteswissenschaftlichen Gesellschaft. Herausgegeben von der Bayerischen Akademie der Wissenschaften und der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin. Band 1. A—B. Redigiert von Otto Prinz unter Mitarbeit von Johannes Schneider.“ C.H. Beck Verlag. München, 1967. (『十三世紀末までの中世ラテン語辞典。ゲティゲン、ハイデルベルク、ライプツィヒ、マインツ、ウィーン、の各科学アカデミー、および、スイス精神科学学会と共同して。バイエルン科学アカデミーならびに在ベルリーン・ドイツ科学アカデミー刊行。第一卷。A—B. オト・プリンツ編集。ヨハネス・シュナイダー協力』。C.H.ベック書店。ミエンヒェン、一九六七年) の“auctōritās” ([アウクトリタース]) の項目についての記述のうち、1176ページに、ひろく「権威」の意とともに、

“plēna vicāriō dāta vel ab ēō áccepta pótestās.” ([プレーエナ・ウィカーリオー・ダタ・ウェル・アプ・エオー・アッケプタ・ポテスター]斯). (「代行人ニ与エラレタ, ナイシハ, 代行人ニヨッテ受諾サレタ, 全面権限(全機能)」). „Bevollmächtigung.“ (「全権委任」, 「全権授権」, 「代理権授与」), „Vollmacht.“ (「全権」), と記されているものが, ホブズによる・ここでの用法に相当する。

ただ, この語の語幹である *áuthor-*, 正しくは *áuctor-* (「本人」) の意を生かすために, 本稿では, <…を自分の本人である, とする資格>と表現した。

もっとも, 本・V. 後出・3) に見るとおり, “*Lev. (E.L.)*” Chap. XVI. prg. 4. では, この「資格」が, 「代行遂行の権利」すなわち「権限」・「機能」と規定されているため, “*Lev. (E.L.)*” では, <…を自分の本人である, とする権限 [資格]> と表現することにする。

ちなみに, 古典ラテン語では, “auctóritās” の語源は, 動詞 *augēre* (現在・不定形. [アウゲーエレ]). <成長サセル>, <増大サセル>, <増強サセル>, 等) であり, これから, 名詞の “áuctor.” ([アウクトオル]). <創出者>, <促進者>, <指導者>; <保証者>; <弁護者>, <擁護者>, 等) が生まれ, さらに, “auctóritās” ([アウクトーリタス]). <効力>; <確証>; <模範>; <促進>, <推奨>, <奨励>; また <授権>, <委任>, <資格賦与>; <権力>, <機能>; <権威>, <勢威>, <威信>, 等) が由來した。これらのうち, <授権> については, キケロに, “…lēgatiōnēs cum pūblicīs auctōritātibus…” (「…国家公共の全権委任をうけた使節」) といった用法がある。しかし, 中世ラテン語では, 「授権」の意での用法は, 明確に, 「代行人」をも対象とするものとなったのである)。

2) 想起すれば, 本・V. 前・1), h), vi) に述べたとおり, 「本人」が, 「代行者」となるべき人間に, かかる <「資格」付与> を行なうことこそ, 本・第VIII章の初めで, この章の主題を述べた折に再言したように, 一つには, “*Lev. (E.L.)*” Chap. XVII. prg. 13. に記された・「国家」を「産出」する「契約」

の〈内容〉において、「各人」の・「自然権」という「自由」の「委託」・「移譲」と《等置》させられているもの——すなわち、「私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ集合体ノ人々ニ、ソノ者ガ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ与エマス(*Authorise*)、スナワチ、私自身ヲ導イテイクタメニ私がモッティイル権利〔自然権〕ヲ、委託シマス。〔タダシ〕、ソレハ、君ガ、私ト同ジヨウニ、君ガモッティイル権利〔自然権〕ヲ、コノ者ニ委託シ、スナワチ、コノ者ガ、君ヲ自分ノ行為スペテノ本人デアル、トスル権限〔資格〕ヲ与エル(*Authorise*)、トイウ條件デ、デアリマス」(E.)、また、「私ハ、コノ人間、ナイシハ、コノ集合体ニ、ソノ者ガ、私ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕(*authōritās*)ヲ、委託シマス、スナワチ、私自身ヲ導イテイクタメニ私がモッティイル権利〔自然権〕ヲ、委託シマス。タダシ、ソレハ、君モマタ、ソノ者ガ、君ヲ自分ノ本人デアル、トスル権限〔資格〕(*authōritās*)ヲ、同ジ者ニ移譲スル、スナワチ、君ヲ導イテイクタメニ君ガモッティイル権利〔自然権〕ヲ、同ジ者ニ移譲スル、トイウ條件デ、デアリマス」(L.)と示される〈契約内容〉の核心たる“*Authorise*”であり、あるいは、〈*authōritās*ヲ、委託スル、移譲スル〉こと——である。

すなわち、あの〈「資格」付与〉は、「各人」の・「自然権」という「自由」を、第三者に〈手渡すこと〉・「委託」・「移譲」することと《等置》される・〈第一〉の《機能》をもつものである。

そしてまた、同じく、「本人」が、「代行者」となるべき人間に、かかる〈「資格」付与〉を行なうことが、二つには、「多数の人間」を、「本人」としての〈单一の「人格」〉を有するもの〈たらしめる〉、という・〈第二〉の《機能》を果たし、三つには、「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」という「代行者」・「代理人」に、「人間たちの人格を、代表させる」・〈第三〉の《機能》を遂行するものなのである。

3)さて、つぎに、上見の“*DH.*” Cáp. XV. §. 2.の叙述に対応するものを

求めて, “*Lev. (E.L.)*” Chap. XVI.に目を移せば, まず, その E. prg. 3.は, 本章・前出・III. 5), b) に見た・キケロの文章を記したあとに, 「代行者」 (Actor) と「同じもの」となった Person について, 「そして, Person は, 情況が異なるにしたがって, 異なった呼ばれ方をします。たとえば, 代理人 (Representer), ないしは, 代理者 (Representative), 代人 (Lieutenant), 代行人 (Vicar), 代理 (Attoney), 代表人 (Deputy), 代弁人 (Procurator), 代行者 (Actor), および, これらに似たものです」と述べて (E. pp. 217–218), prg. 3.の論述を終っている。

ところが, ホブズは, この“*Lev. (E.)*” Chap. XVI.の・先行する prg. 1.で, すでに本章・前出・IV. 2), b) に見た・「人格」 (Person) の規定を述べたあと,

a) その規定をうけた prg. 2.で, 「その者の語と行為とが, その者自身のものと見做される場合, その場合には, 人格は, 自然の人格 (Naturall Person) と呼ばれます。(L.「自分のために, 訴訟を争う場合には, 人格は, その人固有の (*própria.* [プロピリア]) 人格, ないしは, 自然の (*nātūrālis.* [ナートゥーラーアリス]) 人格であります」)。そして, その者の語と行為とが, ある・ほかのもの [*<他の人間>* と *<他の物>*] の語と行為とを代表している語と行為と見做される場合, その場合には, 人格は, 他のものの役割を演ずる人格 (*Feigned*) (*person*), ないしは, 他のものの代役を果たす人格 (*Artificiall person*) であります。(L. prg. 1.「他人のために, 訴訟を争う場合には, 人格は, その人のために人格が訴訟を争う・その人を代表する (*repraesentātiva.* [レプラエセンターティーウァ]) 人格です」と示し (傍点は, 原文イタリク. p. 217; OL・III. p. 123),

b) prg. 4.に進んで, 上のうち, 「他のものの代役を果たす人格」にかかわって, E.は, 以下のように述べている。

この叙述も, 区分して記せば。

i) 「他のものの代役を果たす人格のうち, ある人格 [「他のもの」の中で

も、「他人」の「代役を果たす人格」、の意]は、自分の語と行為とを、その人格が代理する(represent)・相手の人々から、その語と行為とは私のものである、と認めてもらう(have...Owned)のであります。(L.「代理する人格の言葉と所為とは、代理する人格がその代理をする人々によって、いつかは、その言葉と所為とは私のものである、と認められるのです (prō sūis [vêrbis et fâctis] agnoscuntur.[プロー・スウイース [・ウェルビース・エト・ファクティース・] アグノースクウントゥウル])」)。

ii) 「そして、その場合、その[認めてもらう]人格の方が、代行者(Actor)であります。また、その人格の語と行為とを私のものである、と認める(owneth)方の人〔代理される人〕が、本人(AUTHOR)であります」。

iii) 「この場合には、代行者は、その〔認める〕人〔代理される人〕を自分の本人である、とする資格(Authority)によって、代行する(acteth)のです」。(L.「ところで、この場合、代理する人の方が、代行者(âctor. [アクトオル])と呼ばれ、代理される人の方は、本人(âuthor. [アウトホオル])と呼ばれます。そして、代行者が代行する(âgit. [アギト])のは、代行者が代理される人を自分の本人である、とする資格(authôritâs)を根拠にしているのです」)。

iv) 「と言いますのは、財貨と所有物とか話題になります場合に所有主(Owner), ラテン語で所有主(Dôminus. [ドミヌウス]), ギリシャ語で所有主(kúpîos. [キュリオス])と呼ばれておりますものが、代行(Actions)が話題となります場合に、本人と呼ばれるからなのです。「所有主」が、「財貨」・「所有物」にたいして「権利」を有する者であるのとひとしく、「代行」について「権利」を有する者が、「本人」である、の意]」。(L.「ところで、財貨と所有物とが論題になる場合に所有主と名づけられる者が、言葉と行為とが論題となる場合に、本人と名づけられるのです」)。

v) 「そして、所有の権利が、所有権と呼ばれるのと同じく、なにらかの代行をする権利(the Right of doing any Action)が、代行者が代理される

人を自分の本人である, とする権限〔資格〕(AUTHORITY)と呼ばれるのです」。(L.「そして, 所有する権利が, 所有権と呼ばれるように, 代行する権利(jūs ágendi. [ユース・アゲンディー])が, 代行者が, 代理される人を自分の本人である, とする権限〔資格〕と呼ばれるのです」)。

vi) 「ですから, 代行者が, 代理される人を自分の本人である, とする権限〔資格〕というものによって, いつもまず理解されますのは, なにらかの代行をする権利のことなのです」。

vii) 「そこで, 代行者が, 代理される人を自分の本人である, とする権限〔資格〕によって, 行なわれた, ということは, 委任(Commission)ないしは許可(Licence)を自分の権利とする人〔代理される人〕からの委任ないしは許可によって, 行なわれたことである, と理解されるのです」(傍点は, 原文イタリク。以上, E. p. 218; OL・III. p. 123)。

c) “*Lev. (E.L.)*”の・上記・b), i) ~ vii) の論旨を, 本・V. 前出・1)に見た・“*DH.*” Cáp. XV. §. 2.の論旨と照合すれば,

i) “*DH.*” Cáp. XV. §. 2.では, 「代行者」・「代理人」たることの《根拠》は, まず, 「他人」の「人格」が, 「代行者」たるべき「ある人間」の「人格」にたいし, 自分の「代行者」・「代理人」たれ, と「命ずる」ことであり(本・V. 1), a)), つぎには, かく「命ずる」「権利」を有することであり(本・V. 1), f), ), したがって, 「命ずる」「権利」に基づいて「命ずる」ことであった(本・V. 1), h), i))。

ii) そして, かく「命ずる」ことは, 「命ずる」者の「人格」が, <命じられる者>の「人格」にたいし, 「命ずる者」が「自分〔命じられる者〕の本人である, とする資格」を<与える>ことであり, <与えられる>ことによって, <命じられる者>の「人格」が, 上記の「資格をもっている」ことに, <凝結>した(本・V. 1), h), v), vi), 参照)。

iii) それゆえ, この「資格」を「もっている」こと, 溯れば<「資格」付与>が, 「代行者」・「代理人」たれ, と<命じられる者>を, 「代行者」・「代理人」

〈たらしめる〉・〈最終〉の《根拠》であった（本・V. 1), h), v))。

iv) 他方、「他人が行ナウ行為ヲ、自分ノ行為ト見做スコトヲ、自分ハ意志スル、ト言明シタ・ソノ人」、言いかえれば、「代行」・「代理」を「命ずる」「権利」を有する「他人」、ないしは、〈「資格」付与〉者（本・V. 1), f), g), 参照）が、「本人」〈となる〉のであった。

d) ところが、"Lev. (E.L.)" Chap. XVI. prg. 4.にあっては、「代行者」・「代理人」たることの《根拠》は、

i) 「本人」たるべき者の・「代行者」たるべき者にたいする・「代行」・「代理」の「委任」ないし「許可」であり、

ii) しかも、その「委任」・「許可」が、同時に、「代行者が、代理される人を自分の本人である、とする権限〔資格〕」の〈付与〉であり、

iii) そして、その「権限〔資格〕」が、同時に、「代行する権利」であり、

iv) さらに、「代行する権利」とは、「代行者」・「代理人」が、「自分の語と行為とを、その人格が代理する・相手の人から、その語と行為とは私のものである、と認めてもらう」ことなのである。

これは、〈権限〔資格〕付与〉の・多重的規定と、見るべきであろう。

e) なお、加えれば、"Lev. (E.L.)" Chap. XVI. prg. 4.における論述は、本・V. 前出・5) に見たように、列挙されている「代行者」の別称からすれば、やはり、"DH."のそれとひとしく、「公事」、すなわち、〈訴訟事件〉と「商取引」、「約定」との枠内における・「本人」と「代行者」との関係に力点をおいたものである、としなければならない。

4) ところで、ここで、「本人」と「代行者」と、および、すでに知った・ホブズにおける「人格」概念との関係を、吟味してみると、

a) i) 「代行者」とても、本来は、「自分の言葉と自分の行為」とが、「それに帰せられる」「人格」をもつ「人間」("DH.") であり、ないしは、「その人の語、ないしは、その人の行為」が、「その人自身の語、ないしは、その人

自身の行為と見做される」「人格」をもつ「人間」(“*Lev. (E.)*”), である。

ii) 言いかえれば、「代行者」も、もともとは、〈自分に固有の〉〈思考内容〉ないしは〈感情〉あるいは〈意志〉等を、〈自分に固有の〉「語」・「言葉」；「行動」・「行為」として、《表出させる》《機能》を果たす「人格」を有する「人間」である。

b) 「本人」もまた、元来は、上と同じである。

c) だがしかし、「代行者」となるべき「人間」について言えば、本来は上記・a) の「人格」をもつ「ある人間」が、「本人」となる（「本人としての「人格」をもつ）に至る・ある「他人」の・「人格」の《機能》による「行動」・「行為」(「語」を含む) を、(前記(本章・本・V. 前出・1), g) の) 〈最終〉の《根拠》) ——「その他人を、自分の本人である、とする権限〔資格〕」を、〈付与〉され、「もっている」こと——に基づいて、「代行」・「代理」することにより、

i) 「他人の言葉と他人の行為」とが、「それに帰せられる」「人格」(“*DH.*”)をもつ「人間」に、変るのである。

ii) あるいは、「その者の語、ないしは、その者の行為が…ある他人の語、ないしは、ある他人の行為を、代理している語、ないしは、行為と見做される」「人格」(“*Lev. (L.)*”)をもつ「人間」に、転ずるのである。

iii) ないしは、〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させるべき〉「語」・「言葉」；「行動」・「行為」を、「他人」が〈自分に固有の〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を〈表出させる〉「語」・「言葉」；「行動」・「行為」に、〈置換させる〉《機能》を遂行する「人格」をもつ「人間」に、化するのである。

d) してみると、ホブズは、「人格」の規定を示す時、「人格」の・二つの《機能》を並記するにとどまっているのであるけれども、「代行者」の「人格」については、「人格」の・一方の《機能》が、他方の《機能》に移行する、ということを、考慮に入れなくてはならないことになる。

e) ところで、「本人」となるべき・ある「他人」の「人格」の《機能》について言えば、

- i) 「その者の語、ないしは、その者の行為」の中には、「代行者」となるに至る「ある人間」にたいし、「その者の語」、「その者の行為」の「代行」・「代理」を「命ずる」、という「その者の語」、「その者の行為」が加わり、ないしはまた、それを「命ずる」「権利」を根拠にして「命ずる」という「その者の語」、「その者の行為」が加わるのであり、
- ii) しかも、それらが〈凝結〉して、「代行者」・「代理人」を、まさしく「代行者」・「代理人」たらしめる・〈最終〉の《根拠》となるものが、——「代行者」たるべき「ある人間」は、「本人」とるべき「その他人を、自分の本人である、とする権限〔資格〕を、もっている」、ということである以上、
- iii) 上記の「他人」の「人格」の《機能》は、「その者の語、ないしは、その者の行為」が、「その者自身の語、ないしは、その者自身の行為と見做される」というところにあるのではなくなり、
- iv) 前述の《根拠》によって今や「代行者」・「代理人」となった・その「ある人間」の「語」、ないしは、その「ある人間」の「行為」が、おなじ《根拠》の〈付与〉によってすでに「本人」となった「他人」の「その者自身の語、ないしは、その者自身の行為と見做される」ところへ、これまた、変ずるのである。
- v) そして、上記・e), i) ~ iv) が、本章・本・V. 前・1), d) に、「…ある人間が、〔私の役割〔行為〕を代表〔代理〕せよ、と〕命ずる・ほかの人間がいることを根拠にして、行なう事柄は、いつも必ず、その・命ずる人間の〔人格の〕行動であるのです」、と規定されていた根拠となる論理である。
- vi) してみれば、本・4), 前記・d) で「代行者」について述べたのに似て、「本人」についても、ホブズが並記した・「人格」の・二つの《機能》のあいだに、一つの転換を考えなくてはならないことになる。

## VI

1) さて、再び、"DH." Cáp. XV.に戻れば、その§.2.は、上見のように、とりわけ〈国家公共の場〉たる「法廷」における・「被告人」、〈被告訴人〉の「人格」と、「弁明人」、「弁護人」の「人格」とのあいだの関係を、「本人」の「人格」の《機能》による・「本人」の「行動」・「行為」と、「代行者」の「人格」の《機能》による・「代行者」の「行動」・「行為」とのあいだの関係としてとらえ、そして、「本人」が有する・「代行」・「代理」を「命ずる」「権利」、その「権利」に基づいた・「代行」・「代理」を「命ずる」こと、および、「代行者」・「代理人」の「人格」が、〈付与〉されて「もっている」ところの・「代行」・「代理」を「命ずる」「人間を、自分の本人である、とする資格」とについて語ったのちに、上記の関係についての所論を一般化して、

——それゆえ、人が、他の人間の代行者と、いかなる契約ないし約定を交すにせよ、その人が、この代行者に、「ある人間を自分の本人である、とする資格」がそなわっているか否かを、知らぬ場合には、その人は、自らの危険において、契約ないし約定を交していることになるのであり、また、代行者が、本人の命令に基づいて罪を犯す場合には、両方の者、すなわち、本人と代行者とが、罪を犯していることになる。なぜなら、両方の者とも、正当な行ないをしなかったからである——と、「代行者」の「行動」・「行為」は、「いつも必ず」「本人」の「行動」・「行為」であることを、再論して、§.2.の叙述を終り、

つぎに、§.3.（「第三節」）の冒頭において、——同じようにして、「保証」(Spōnsiōnes.)〔スponsiones.〕〔スponsiones.〕の場合、「保証人」(spōnsor.〔スponsor.〕〔スponsor.〕)は、自分が保証をしてやる相手方〔債務者〕の役割を、「身につけている」／「引き受けている」(induit.〔induit.〕〔induit.〕)のである。なぜかといえば、保証人は、履行を約束する債務者に債権者が寄せる「信頼の本人」(fidei...author.〔fidei...author.〕〔fidei...author.〕)であるからである。

すなわち、保証人は、自分が〔債務者に代って履行をする、という〕損失の危険を負うから、〔債務者を〕「信用する」(crēdere. [クレーデレ])ようにと、〔債務者に〕「命ずる」(jūbet. [ユベト]) ものであるからである。このところから、保証人は、fidējussor ([フィデユッソル])。原意は、〈信頼セヨト命ズル者〉、「保証人」を表示する別語)とも呼ばれる——と語ったあと、

本・第VIII章の主題のうち、あの〈権限〔資格〕付与〉の・三つの《機能》の〈第三〉——すなわち、この〈権限〔資格〕付与〉は、「单一の人格」を有する「人間」、ないし「集合体」に、「人間たちの人格を代表させる」という《機能》——にかかわる立論を、つぎのように、提示するのである。

2) 「第三節。…個人が個人の人格を代表することが、できるばかりではありません。また、たったひとりの人間 (ūnus. [ウーナス]) が、多数者 (múlti. [ムルティー]) の人格を代表する (persōnam gérere. [ペルソーオナム・ゲレレ]) ことも、できるのですし、多数者が、たったひとりの人間の人格を代表することもできるのです。なぜかと言いますと、数多くの人間が、その・数多くの人間のうちの・たったひとりの・ある人間、ないしは、たった一つの・ある集合体が、たとえどのような事柄を行なったにせよ (quicquid fécerit. [クイッククワイド・フェケリト]), その・行なった事柄のことごとくを、自分たちは、自分たちの各人の行為と見做すものである (id sē prō āctionē ūniuscūjusque ipsōrum habitūrōs ésse. [イド・セー・プロー・アークティオーオネ・ウニユウスクーユスクウエ・イプソーオルウム・ハビトゥロース・エッセ]), と同意しますならば、〔数多くの人間〕を形づくり・上記の〈内容〉の「同意」を交す・〈ひとりひとり〉の〕その各人 (ūnus quisque. [ウーナス・クワイスクウエ]) が、上記の〔たったひとりの・ある〕人間、ないしは、〔たった一つの・ある〕集合体が行なう諸行為の本人 (āctionum… āuthor. [アークティオーオヌウム・アウトホオル]) であることになるからであります。ですから、各人が、上記の〔たったひとりの・ある〕人間、ないしは、〔たった一つの・ある〕集合体の行為を非難することは、

とりもなおさず、自分自身を非難することであるのを、まぬかれないのです」(OL・II・p. 131)。

まず、この立論のうちから、本・第VIII章の主題にとり重要である諸点を挙げれば、

a) ここでは、もはや、〈国家公共の場〉たる「法廷」にあっての〈訴訟係争〉の「被告人」、〈被告訴人〉と「弁明人」、「弁護人」とのあいだにおける・「本人」の「人格」と「代行者」の「人格」との関係が語られているのではなく、〈公共のもの〉 (*rēs pūblica.* [レーエス・プーブリカ]/*rēspūblica.* [レスプーブリカ].) すなわち「国家」を、「各人」ないしは、「多数者」をなす「各人」が「産出」するさいの・「本人」の「人格」と「代行人」の「人格」との関係が、立論の核心となっている、ということである。

b) つぎに、この叙述の初めに見える・「たったひとりの人間が、多数者の人格を代表することもできるのです…」という立論にあっての「…多数者の人格を代表する…」とは、「個人が個人の人格を代表する…」と言われる場合とひとしく、前・V. 1), f), i) に述べたとおり、〈…多数者の行動・行為を・代表・代理・代行する〉の意である、ということである。

c) だがしかし、「たったひとりの・ある人間」、ないしは、「たった一つの・ある集合体」が、「数多くの人間」・「多数者」の「人格を代表する」「ことができる」ためには、「数多くの人間が、その・数多くの人間のうちの・たったひとりの・ある人間、ないしは、たった一つの・ある集合体が、たとえどのような事柄を行なったにせよ、自分たちは、その・行なった事柄のことごとくを、自分たちの各人の行為と見做すものである、と同意しますならば、その各人は、上記の…人間、ないしは、…集合体が行なう諸行為の本人であることになる…」とあるように、

- i) 「数多くの人間」・「多数者」をなす「各人」が、その「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」について、
- ii) 「本人」としての「人格」により、「たったひとりの・ある人間」、な

いしは、「たった一つの・ある集合体」にたいする・あの〈権限〔資格〕付与〉をもって、この「人間」ないし「集合体」を、「本人」の「代行者」・「代理人」たる「人格」をもつものたらしめるのでなければならない、ということである。

3) ところで、言うまでもなく、前見の〈権限〔資格〕付与〉の・〈第三〉の《機能》の《根拠》たる論理は、上記・2), c) の立論に含まれているのであるから、その論理が、上の立論から分析されなければならない。

a) 一般に、「代行者」の「人格」が、あの「権限〔資格〕」を〈与える〉「本人」によって〈限定された〉「行動・行為」を、「代行」・「代理」する《機能》を遂行するのではなく——たとえば、「弁護人」の「人格」は、〈内容〉の点で当然〈限定されている〉訴訟事件について、その上、〈被告訴人〉によつてこれまた当然〈限定された〉「行動」・「行為」を、「代行」・「代理」する《機能》を果たすにすぎない——、「本人」の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」を「代行」・「代理」する《機能》について、「代行者」の「人格」が、前見の「権限〔資格〕」を、「本人」たるべき人間の「人格」から〈与えられ〉、したがつて「もつてゐる」場合、「代行者」の「人格」が、その《機能》によって「代理」するのは、その・「本人」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」の一つ一つでもあり、とりもなおさず、「本人」の「人格」そのものである。

i) なぜなら、すでに、本章・前出・IV. 3), viii), その他に述べたように、「人格」は、その《機能》において、〈無限定〉である。

ii) この〈無限定性〉は、「本人」の「人格」そのものにあってならば、「行動」・「行為」が、〈限定された〉ものである場合であれ、〈おびただしい〉ものである場合であれ、〈行なうことのありうる・あらゆる〉ものである場合であれ、不变である。

iii) だがしかし、「代行者」の「人格」との関係の中では、「代行者」の「人格」が、「本人」によって〈限定された〉「行動」・「行為」を「代行」・「代理」する時はもとよりのこと、「本人」の「人格」の・〈数〉と〈内容〉との上で〈おびただしい〉「行動」・「行為」を「代行」・「代理」する場合にすら、「本人」の「人格」の《機能》が〈無限定〉である、とは言えない。

iv) 「代行者」の「人格」との関係の中で、「本人」の「人格」の《機能》が〈無限定〉であるのは、「本人」の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」を、「代行者」の「人格」が「代行」・「代理」する《機能》を遂行する場合に、「代行者」にとって、「本人」の「人格」の《機能》が〈無限定〉である、という意味においてのみである。

v)かかる「代行」・「代理」の《機能》を果たす「代行者」の「人格」は、一つには、もとより、「本人」の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」の一つ一つを「代行」・「代理」している。

vi) しかし、「本人」の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」の一つ一つは、「本人」の「人格」が、「本人」の〈抱くことのありうる・あらゆる〉〈思考内容〉・〈感情〉・〈意志〉等を、かかる「行動」・「行為」の一つ一つとして《表出させる》・〈無限定〉の《機能》を表現しているものに、ほかならない。

vii) それゆえ、上記の「代行者」の「人格」が、「本人」の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」の一つ一つを、「代行」・「代理」していることは、また、とりもなおさず、「代行者」の「人格」が、かかる「行動」・「行為」の一つ一つに表現されている・「本人」の「人格」の《機能》の〈無限定性〉を、「代理」する《機能》を遂行していることでもある。

viii) しかるに、「本人」の「人格」は、それ自体として、《機能》の〈無限定性〉をもつものであるから、「本人」の「人格」の《機能》の〈無限定性〉を「代理」しているとは、ただちに、「代行者」の「人格」が、「本人」の「人格」を、「代行」・「代理」する《機能》を果たしている以外のものではないの

である。

ix) しかるに、「代行者」の「人格」が、上記の《機能》を遂行する〈ことができる〉のは、もとより、「本人」たるべき人間の「人格」が、「代行者」たるべき人間の「人格」にたいし、「本人」たるべき人間の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」について、あの〈権限〔資格〕付与〉を行なうことのみ、よるものである。

x) 加えて、本章・前出・IV. 3), b), その他に述べたように、「本人」としての「人格」は、「単一な人格」である。

そして、「たったひとりの・ある人間」、ないしは、「たった一つの・ある集合体」もまた、「たったひとり」・「たった一つ」であるゆえに、「代行者」としての「人格」ではあるが、「单一の人格」を有する。

xi) それゆえ、上記の〈内容〉の〈権限〔資格〕付与〉が、「たったひとりの・ある人間」、ないしは、「たった一つの・ある集合体」という「代行者」の「单一の人格」にたいして行なわれることは、この〈権限〔資格〕付与〉が、かかる「代行者」の「人格」に、「本人」の「人格を代表させる」という《機能》を果たすことにはかならぬ。

b) とはいへ、上記・3), a) の論理は、いまだ、「本人」が「個人」である、という限界を出てはいない。したがって、上記の《機能》は、〈第三〉のものでは、ない。

i) なぜなら、「個人」は、「本人」としての「単一の人格」をもつ。  
ii) けれども、「各人」からなる「多数の人間」・「多数者」について言えば、「多数の人間」・「多数者」、すなわち、「各人」の・一括された全体は、「本人」としての「単一の人格」をもつことが、できない。

なぜなら、すでに知ったとおり、「本人」の、あれ、「代行者」の、あれ、「人格」は、〈单一性〉と不可分離でなくてはならないが、「多数の人間」・「多数者」をなす「各人」の・一括された全体は、「各人」の数だけの〈多数

の〉「人格」を有するのみであって、「单一の人格」をそなえてはいなか  
である。

iii) それゆえ、「多数の人間」・「多数者」・「各人」の・一括された全体は、  
「单一の人格」をそなえた「本人」であることが、できないのである。

iv) そのことは、かかる・「各人」の全体は、他の人間によって「代理」さ  
れることが、できない、ということである。

ここに、また一つの・理論上の困難が、ある。

c) i) ところが、本章・前・V. 1), k), ii) に述べたところを想起  
するならば、「本人」となるべき「人間」の「人格」は、——(前見の「権限  
〔資格〕」を〈付与〉されて「もっている」ことにおいて成り立つ)・ある人  
間の・「代行者」・「代理人」としての「人格」により、「代行」・「代理」《され  
る》ことによって、——「本人」としての「人格」《となる》のであった。

ii) ところで、「たったひとりの・ある人間」、ないしは、「たった一つの・  
ある集合体」が、「单一の人格」を有するものであることは、すでに述べた。

iii) そこで、イ) 「多数の人間」・「多数者」を形づくる「各人」の〈ひと  
りひとり〉(「共同の力」を「設立」する「契約」の当事者としての「私」、「君」  
にあたるものであって、「各人」の・一括された全体ではない), すなわち,  
「本人」としての「单一の人格」をそなえた「各人」〈ひとりひとり〉が、自  
らの「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」につい  
て、あの〈権限〔資格〕付与〉を、上記の・「单一の人格」を有する・「代行者」・  
「代理人」たるべき「ある人間」、ないしは、「ある集合体」にたいして  
行なうのであるならば,

ロ) すなわち、「各人」の〈ひとりひとり〉が、上記の「たったひとりの・  
ある人間」、ないしは、「たった一つの・ある集合体」という「代行者」によ  
り、〈ひとりひとり〉が〈行なうことのありうる・すべての〉「行動」・「行為」

において、「代行」・「代理」《される》のであれば、

iv) 「多数の人間」・「多数者」、すなわち、〈ひとりひとり〉の「各人」の《集合》も、「本人」としての「单一の人格」を有するもの《となる》ことが、できる。

v) そして、上記・iv) は、また、「多数の人間」・「多数者」の「人格」が、あの「单一の人格」をそなえた「代行者」としての「ある人間」ないしは「ある集合体」によって「代表」《されうる》ことを、意味している。

d)かかる論理を含む立論が、本・VI. 前・2)に記したもの、すなわち、「また、たったひとりの人間が、多数者的人格を代表することも、できるのです…。なぜかと言いますと、数多くの人間が、その・数多くの人間のうちの・たったひとりの・ある人間、ないしは、たった一つの・ある集合体が、たとえどのような事柄を行なったにせよ、その・行なった事柄のことごとくを、自分たちは、自分たち各人の行為と見做すものである、と同意しますならば、〔「数多くの人間」を形づくり・上記の〈内容〉の「同意」を交す・〈ひとりひとり〉の〕その各人が、上記の〔たったひとりの・ある〕人間、ないしは、〔たった一つの・ある〕集合体が行なう諸行為の本人であることになるからであります。…」という立論である。

e) こうして、上述したところによって知られるのは、

i) 本章の主題を示した折、5)に挙げた・あの〈権限〔資格〕付与〉の・〈第三〉の《機能》と、その前提たる・〈第二〉の《機能》——想起すれば、「たったひとりの人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体に、人間たちの人格を、代表させる」という《機能》と、「人間たちのすべて」を、(「本人」としての)「单一の人格」を有するもの《たらしめる》，という《機能》と——の《根拠》たる論理は、

ii) 不可分離の繋結をなして、前述・3)， a) ~ c) に分析されたものである、ということである。

(“*DH.*” Cáp. XV. §. 3.の叙述の最終部分, 「ですから, 各人が, 上記の〔たったひとりの・ある〕人間, ないしは, [たった一つの・ある]集合体の行為を非難することは, とりもなおさず, 自分自身を非難することであるのを, まぬかれないのです」という記述は, 「代行者」の「行動」・「行為」は, 「いつも必ず」, 「本人」たる「各人」の「行動」・「行為」である(前・V. 1), a), 参照), という関係を告げているものにほかならない)。

4) あの〈権限〔資格〕付与〉の・〈第二〉の《機能》と, 〈第三〉の《機能》とを, “*DH.*” Cáp. XV. §. 3.よりも直截に示しているのが, “*Lev. (E.L.)*” Chap. XVI. の・E. prg. 13., 14.; L. prg. 10., 11.の立論である。

a) まず, E. prg. 13.; L. prg. 10.の論旨は, つぎのものである。

「人間の多数者は, それらの人間が, たったひとりの人間, ないしは, たった一つの人格によって, 代理される(Represented)場合に, 単一の人格(*One Person*)にさせられる(made)のです。代理されることが, その多数者の・個々の各人(every man)の同意(consent)によって, 生じさえしますならば」。(L.「多数の人間が, [その]個々人(síngulī. [スイングウリー])から, その個々人を自分の本人である, とする権限〔資格〕(authōritās)を受けとっている・たった一つのものによって(ūnō. [ウーノー]), 代理される(repræsentatur. [レプラエセンタトゥアル])場合には, 多数の人間でも, 単一の人格(ūna persōna. [ウーナ・ペルソーオナ])にさせられる(fīt. [フィート])のです」)(「单一の人格」の傍点以外は, 引用者。*Lev. XVI.* E. p. 220; L. OL・III. p. 125)。

(上見・E.に, 「たったひとりの人間」と並記されている「たった一つの人格」とは, 言うまでもなく, “*DH.*” Cáp. XV. §. 3.にあって, 「たった一つの・ある集合体」と記されていたものに相当する。

ただ, 「集合体」は, 〈少数〉ではあれ, ともかく〈複数〉の「人間」から成る以上, それが, 「人間の多数の者」ないしは「多数の人間」を「代理」する, という《機能》を果たしうるものであるためには, “*Lev. (E.)*” Chap. XVI.

prg. 1.の冒頭に規定された「人格」でなくてはならず、そして、「人格」は、〈单一性〉と不可分離でなくてはならない（本章・前出・III. 3), a), vii)）ところから、「たった一つの・ある集合体」が、このように、「たった一つの人格」と表現されたのである）。

i) さて、この立論に語られているのは、いうまでもなく、〈権限〔資格〕付与〉の〈第二〉の《機能》である。

ii) そして、この《機能》の《根拠》たる論理は、本・VI. 前・3), c) である。

なぜなら、とくに L. が語っているのは、「多数の人間」を形づくる「個々人」・〈ひとりひとり〉——「本人」としての〈单一の「人格」〉をそなえた「私」、「君」——が、「たった一つのもの」（E. に言う「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの人格」〔人々の集合体〕）という・「单一の人格」を有する「代行者」・「代理人」たるべきものに、あの〈権限〔資格〕付与〉を行ない、したがって、「代理される」ことによって、その「個々人」の集合にほかならぬ「多数の人間」は、同一の「たった一つのもの」によって「代理される」・「本人」としての・「单一の人格」をそなえたものにされる、ということであり、これは、前出・3), c) の、とりわけ、iii) ~ v) に示した論理であるからである。

E. が、「代理されることが、各人の同意によって、生じさえすれば」、と表現しているのは、上記の〈権限〔資格〕付与〉が、集合することになる「各人」（「私」、「君」）によって、行なわれさえすれば、の意である。

iii) このようにして、「多数の人間」は、「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」によって「代理」「代表」されることができる・「本人」としての「单一の人格」を、獲得した。

そして、それは、「個々人」・「各人」が、上記の「人間」、「集合体」にたいして行なう〈権限〔資格〕付与〉の・〈第二〉の《機能》に、よるものである。

iv) それゆえ、この・〈第二〉の《機能》を前提として、〈第三〉の《機能》

——「たったひとりの人間、ないしは、たった一つの・人々の集合体に、人間たちの人格を、代表させる」という《機能》——が成立するのである。

v) しかし、本章の主題を述べたさいに見たとおり、〈第三〉の《機能》は、「各人」の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」についての〈権限〔資格〕付与〉のみが、もちうるものである。

vi) とすれば、「多数の人間」が、上述の・「本人」としての「单一の「人格」を獲得することが帰結する・「各人」・「個々人」の〈権限〔資格〕付与〉も、「各人」の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行為」・「行動」を、自らの〈内容〉とするものでなくてはならない。

vii) しかるに、この〈内容〉は、上見の叙述の中には、現われていない。現われるのは、E.次・prg. 14.; L. 次・prg. 11.にあって、である。

b) つぎに、前掲・各 prg. で語られるのは、上記・a) の立論の理由である。すなわち、

「なぜかと言いますと、〔人間の多数者〕ないし〔多数の人間〕が獲得する・「本人」としての「单一の」]この人格を、たった一つのもの (*One[Person]*). 〔单一なもの〕・〔单一な人格〕) とする (*maketh*) のは、代理される者たち〔「各人」・「個々人」] が、たった一つであること (*Unity*) ではなくて、代理する者がたった一つであることであるからであります。(L.「なぜかと言いますと、この人格を、たった一つのもの (*únus [persôna]*). 〔ウーナ・〔ペルソーナ〕〕。「单一の人格」) たらしめる (*fácit ésse.* [ファキト・エッセ]) のは、代理される者がたった一つであること (*únitâs.* [ウーニタース]) ではなくて、代理する者がたった一つであることであるからであります)」(傍点は、原文イタリク。Lev. XVI. E. prg. 13. p. 220; L. prg. 10. OL·III. p. 125.)。

この理由それ自体の《根拠》が、前出・3), c), とくに, ii) ~ iv), ——想起すれば、「多数の人間」・「多数者」、すなわち、「各人」・「個々人」(「私」、「君」。  
〈たった一つならざるもの〉) が、「单一の人格」を有する「たったひ

とりの人間」、「たった一つの・人々の集合体」にたいして、各「個々人」の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」についての〈権限〔資格〕付与〉を行なうことによって、「各人」・「個々人」の集めたる「多数の人間」・「多数者」が、「本人」としての「单一の人格」を有するもの《となり》、「单一の人格」を獲得する——にあることは、言うまでもない。

c) つぎに、E.は、述べている。

「そしてまた、その〔人間の多数者の・本人としての〕人格を代表するもの (that beareth the Person) は、代理人でありますし、それに、代理人は、单一の人格であるにすぎません」(lōc. cit.)。

この叙述は、すでに前出・a) に記された論旨の繰り返しにすぎないのであるから、不要である。

ラテン語版が、この叙述部分を含んでいないのは、そのゆえであろう。

d) さて、この“*Lev. (E.)*” Chap. XVI. prg. 13.の・最後の叙述は、つぎのものである。

「そして、〔人間が〕多数者である場合には、たった一つであること (Unity) は、上のように以外には、理解されることができないのです」。(L.「それに、もとより、〔人間が〕多数者である場合には、たった一つであること (ūnitās. [ウーニタース]) は、上のように以外には、理解されることがないのです」) (傍点は、原文イタリク。lōc. cit.)。

この叙述の意味は、

i) 一つには、「多数者」・「各人」の・〈個々〉の集合が、「たった一つであること (Unity)」、すなわち、「本人」としての「单一の人格」「となる」とこと、

ii) 二つには、かかる・「单一の人格」をもつ「本人」〈となつたもの〉を、「代行者」が「代表する」こととは、

iii) ともに、「代行者」自身が、「たった一つであること (Unity)」(「たつたひとりの・ある人間」、ないしは、「たつた一つの・ある集合体」であるこ

と、「单一の人格」であること)にのみ、基づく、——というものである。

iv) しかし、この立論もまた、もとより、前出・3), c) の論理によるものである。

5) 以上のように、“*Lev. (E.L.)*” XVI. E. prg. 13.; L. prg. 10.の立論は、

a) あの〈権限〔資格〕付与〉の・〈第二〉の《機能》を、直截に示しているものである。

b) そして、その《機能》の《根拠》である論理は、本・VI. 前出・3),

c) に分析したところ以外のものではない。

6) しかるに、この箇所における・上見の立論には、それが、すべて、前出・3), c) に示した論理に基づいているべきにも拘らず、叙述の上で、その論理の・ある構成要素が、欠落しているのである。

その構成要素とは、“*Lev. (E.L.)*” XVII. prg. 13.にあって、「共同の力」を「設立」する「たった一つの道」として現われた・「たったひとりの人間、ないしは、〔たった一つの・〕人々の集合体に、人間たちの人格を代表させること」(権限〔資格〕付与)の・〈第二〉の《機能》)と同義とされたもの、「言いかえますと、人間たちの人格をこのように代表する者が、共同の平和と安全とにかくわる重大事にあって、たとえどのような行動をとろうとも、つまりは、〔本人〕たるべき「人間たち」によって]たとえどのような行動をとられようとも、各人が、その行動ことごとくを、自分の行動であると認め、言いかえれば、自分自身が、その行動ことごとくの本人であることを、容認すること…」と言われ(本章の主題、2), i), 参照)，また，“*DH.*” Cáp. XV. §. 3.に、「…数多くの人間が、その・数多くの人間のうちの・たったひとりの・ある人間、ないしは、たった一つの・ある集合体が、たとえどのような事柄を行なったにせよ、その・行なった事柄のことごとくを、自分たちは、自分たちの各人の行為と見做すものである、と同意しますならば、…」(本・VI. 2), 参照)と述べられる・上記傍点を付した要素であり、本稿での表現

にしたがうならば、「本人」の、ないしは、「本人」たるべき人間の、「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」を、「代行者」・「代理人」が、「代行」・「代理」する——という要素である。

要するに、「代行者」との関係の中で「本人」の、あるいは、「本人」たるべき人間の、「人格」の〈無限定性〉を示す要素が、欠落しているのである。

これにひきかえ、この・先行パラグラフでの欠落要素を、論述の上に表わしつつ、あの〈権限〔資格〕付与〉の・〈第三〉の《機能》を語り、それゆえ、その《機能》の《根拠》たる論理が、まさしく、前出・3), a) ~ c) に分析されたものであることを示すのが、“*Lev. (E.)*” Chap. XVI.次・prg. 14., ならびに “*Lev. (L.)*” Cáp. XVI.次・prg. 11.である。

a) E. prg. 14.は、まず、つぎのように始まる。

「ところで、〔人間の〕多数者は、自然のままでは、ただ一つのもの (*One*) ではなく、多数にのぼる人間 (*Many*) なのでありますから、多数者は、多数者の〔・「单一の人格」をもつ〕代理者 (their Representative) が、多数者の名義のもとに、言葉で述べ、行為で行なう事柄一つ一つの (of every thing)・たったひとりの本人 (*One [Author]*) とは、理解されることができないのでありますて、多数にのぼる本人 (many Authors) と、理解されることができるのです」。*(L. prg. 11. 「ところで、〔人間の〕多数者は、自然のままでは、ある・たった一つのもの (*ūnum áliquod.* [ウーナム・アリクウオド]) ではなく、多数にのぼる人間 (*múlti.* [ムルティ]) なのでありますから、その・多数にのぼる人間自身を代理する人格 (*persóna repráesentans.* [ペルソーナ・レプラエセンターンス]) であります〔「单一の人格」をもつ〕代行者 (*āctor*) が、言葉で述べ、ないしは、行為で行なう事柄ことごとく (*ea*) の・たったひとりの本人 (*ūnus [áuthor]*) ではないのでありますて、多数にのぼる本人 (*múlti authórēs.* [ムルティ・アウトホーレス]), すなわち、個々の本人 (*síngulī [authórēs]*). [スイングウリー (・ア*

ウトホオーレース]。「本人」としての「個々人」の意) なのであります」(E. L.双方の「事柄一つ一つ」「事柄ことごとく」の傍点のみ, 引用者。E. pp. 220—221. OL・III. p. 125)。

b) 上の叙述の意は,

i) 「多数者」すなわち「多数にのぼる人間」は、「本人」としての「单一の人格」「となる」にしても、その〈单一性〉は、〈数〉の上での〈個性〉を意味するものではなく、したがって、その「单一の人格」をそなえた「本人」とは、「ただひとりの本人」ではないのであって、「自然のまま」にしたがって、「单一の人格」をもつが「多数にのぼる本人」にすぎない。

それは、あたかも、「たった一つの・人々の集合体」が、「自然のまま」では、〈複数の人間〉であるにしても、しかし、「单一の人格」をそなえているに、ひとしい。

ii) しかし、その「单一の人格」をもつが「多数にのぼる本人」とは、「多数者」の、すなわち上記の「单一の人格」をもつが「多数にのぼる本人」の、「单一の人格」を有する「代理人が、言葉で述べ、行為で行なう」「事柄ことごとく」の「本人」のことである——というところにある。

c) i) だが、この叙述の・上記の論旨は、逆に言えば、——「单一の人格」をもつ「代行者」(「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」)は、「单一の人格」を有するが「多数にのぼる本人」の〈述べ・行なうことのありうる・あらゆる〉「語」；「行為」の「一つ一つ」・「ことごとく」を、「代行」・「代理」するものである——という立論にほかならない。

ii) そして、その立論は、前出・3), a) ~ c) に分析した論理に照らせば、〈権限〔資格〕付与〉の・〈第三〉の《機能》——すなわち、「单一の人格」をもつ「代行者」に、「人間たちの人格を、代表させる」という《機能》——を語る以外のものではないのである。

d) けれども、かく解しうるためには、「多数にのぼる本人」の「人格」が〈述べ・行なうことのありうる・あらゆる〉「語」・「行為」を、「代行者」が

「代行」・「代理」する、という要素が、明示されていなくてはならない。

しかし、上掲箇所に現われる文言は、「事柄の一つ一つ」、ないしは、「事柄ことごとく」であるにとどまり、「多数にのぼる本人」の「人格」の〈無限定性〉を示すところの・〈述べ・行なうことのありうる・あらゆる〉「事柄」とは、明記されていないのである。

e) まさにその点を明言しているのが、前出・a) に示された立論の理由を記す・同一 prg. 14. の・下記の叙述である。

「なぜなら、[多数にのぼる本人の]各人が、自分たちの代理人に、各人を、自分の本人である、とする権限〔資格〕(Authority)を、無制限に(without stint), 与えます場合には(in case), 各人は、自分たちの・共同の代理人(their common Representer)に、個々に(in particular)自分から進んで(from himself), 各人を、自分の本人である、とする権限〔資格〕を与えるのであるからですし、すなわち、代理人が行なう・あらゆる行為(all the actions)を、自分の行為と認める(owne)からであるのです」(L.「なぜなら、多数にのぼる本人の各人は、自分の・共同の代行者(commūnis āctor. [コンムーニス・アーアクトホル])に、各人を、自分の本人である、とする権限〔資格〕を、授けるからであるのです」)(傍点は、引用者。E. p. 221. OL・III. p. 125)。

i) 見るとおり、

イ) E.は、「単一の人格」をもつが「多数にのぼる本人」の「各人」から「個々に自分から進んで」、あの〈権限〔資格〕付与〉が「無制限に」行なわれる（集合をなす「各人」の〈個々〉の「人格」が〈述べ・行なうことのありうる・あらゆる〉「語」、「行為」について、〈権限〔資格〕付与〉が行なわれる）、という前提をおく（「…与えます場合には」）が、

ロ) L.は、かかる前提をおかない。

ii) しかし、「多数にのぼる本人」の「各人」の「共同の代理人」、「共同の代行者」という表現は、E.とL.とに共通である。

イ) ところで、この場合の「共同の」とは、ただに、あの「たったひとり

の・ある人間」、ないしは、「たった一つの・ある集合体」という「单一な人格」をそなえた「代行者」・「代理人」に、「各人」からの「個々に自分から進んで」の・あの〈権限〔資格〕付与〉が、〈集中〉した結果としての「共同の」、という意味であるにとどまらない。

かかる「代行者」・「代理人」の〈共同性〉とは、上記の意味に加えて、「单一の人格」をもつ「代理人」・「代行者」が、「多数にのぼる本人」の「各人」の〈個々〉の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」を、「代行」し「代理」する、という意味でもあり、なればこそ、L.は、E.と異なって、あの〈権限〔資格〕付与〉を「無制限に」行なう、という前提を設けなかつたのであって、すなわち、「共同の代理人・代行者」を言うのと、〈権限〔資格〕付与〉の「無制限」を言うのとは、同義である、としなくてはならない。

- f) さて、であるとするならば、上見の叙述は、
- i) 「たったひとりの・ある人間」、ないしは、「たった一つの・ある集合体」にたいして、「多数にのぼる本人」の「各人」の集合が、〈個々に〉、自らの「人格」が〈述べ・行なうことのありうる・あらゆる〉「語」、「行為」について、あの〈権限〔資格〕付与〉を行なう、ということを、明確に、表現していることになる。
- ii) それゆえ、前出・3), a) ~ c) の論理にしたがえば、この叙述が語る立論は、

かかる〈内容〉の〈権限〔資格〕付与〉は、「单一の人格」をもつ「代理人」・「代行者」に、「多数にのぼる本人」の「人格」、すなわち、「多数者」の・「本人」としての「人格」を、「代表させる」（「人間たちの人格を、代表させる」）、という・〈第三〉の《機能》をもつ、というものである。

7) 既述のとおり、"Lev. (E.L.)" XVI. E. prg. 13.; L. prg. 10.の立論は、あの〈権限〔資格〕付与〉の・〈第二〉の《機能》を語りつつも、その《機能》の《根拠》となる・前出・3) に分析した論理のうち、重要な構成要素を欠

いていた。

これにたいし、次・E. prg. 14., L. prg. 11.の立論は、〈権限〔資格〕付与〉の・〈第三〉の《機能》を告げるものであり、そして、その《機能》の《根拠》は、前出・3)の論理であることを、明示しているものである。

8) a) 以上に見たように、前出・3)に分析した論理を《根拠》に、あの〈権限〔資格〕付与〉の・〈第二〉と〈第三〉との《機能》が成り立つとするならば、

b) 「単一の「人格」をもつが「多数にのぼる本人」を形づくるべき「各人」が、「個々に自分から進んで」(Lev. (E.) XVI. prg. 14.本・VI・前出・6), e), 参照) —— それの「人格」が、「各人」の「自分自身の生命の保存」を「目的」に〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」(とりもなおさず、「各人」の・「自然権」という「自由」を形づくる・〈行動〉の「自由」と、〈行動の仕方〉の「自由」)について——「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの集合体」にたいして行なう・「代行」・「代理」の〈権限〔資格〕付与〉は、

その〈単一の「人格」〉を有する「代理人」・「代行者」たるべき「人間」、「集合体」に、

i) 「各人」「ひとりひとり」の「人格」が「自分自身の生命の保存」を「目的」に〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」の「ことごとく」を、「代理」・「代行」させる《機能》を果たすものであり、

ii) 上記の「行動」・「行為」の「ことごとく」を、「代理」・「代行」させる・その《機能》は、とりもなおさず、——「各人」の、「ひとりひとり」(「私」、「君」)の集合が、「第二の自然法」の「命令」にしたがって、「各人にたいする・各人の戦争」の〈単一の・根本にある・共通の原因〉たる・「各人」の・上記「自然権」という「自由」を、〈第三者〉である・前述の「人間」、「集合体」に〈手渡す〉こと、「委託」・「移譲」すること——と〈同一〉である。

iii) すなわち、上の《機能》が、〈権限〔資格〕付与〉の・〈第一〉の《機能》である。

iv) そして、本章の主題の提示の初めに記したように、そのものとしては「委託」・「移譲」されることの〈不可能〉な・「自然権」という「自由」も、上述の「権限〔資格〕」の〈付与〉によって、〈第三者〉に「委託」・「移譲」されることが〈可能〉となるのは、この・〈第一〉の《機能》によるのである。

c) 以上が、「共同の力」・「国家」を「設立」・「産出」する「契約」の〈内容〉において、この「権限〔資格〕」の〈付与〉が、「自然権」の「委託」・「移譲」と《等置》される《機能》(〈第一〉の《機能》)をもつ《根拠》であり、その《根拠》たる論理は、言うまでもなく、前出・3)に分析したところに帰着する。

9) 最後に、a) 〈権限〔資格〕付与〉の・〈第三〉の《機能》(「単一の人格」を有する「代理人」・「代行者」(「たったひとりの人間」、「たった一つの集合体」)に、「各人」「ひとりひとり」の集合の「人格を、代表させる」という《機能》)は、本章の主題・4)を想起すれば、「人間たちすべてが、たった一つの・同一の人格となって、真実に融合すること」を〈つくる〉《機能》(〈第二〉の《機能》)を、前提とするものであった。

b) しかるに、〈第三〉の《機能》も、〈第二〉のそれも、ひとしく、「共同の力」を「設立」する「たった一つの道」としての《機能》でもあるのであった。

c) ところが、〈第二〉の《機能》——「人間たちすべてが、たった一つの・同一の人格となって、真実に融合すること」を〈つくる〉《機能》——は、「各人」の・「自然権」という「自由」の「委託」・「移譲」と《等置》される《機能》(〈第一〉の《機能》)と不可分離であるのであった。

d) とするならば、あの「契約」に現われる〈権限〔資格〕付与〉が果たす・〈第一〉の《機能》は、ただに、「各人」の・「自然権」の「委託」・「移譲」

と《等置》される《機能》であるにとどまるものではなく、また、《第二》の《機能》とも不可分離であり、したがって、〈第三〉の《機能》の根本前提であり、すなわち、「共同の力」を「設立」する「たった一つの道」の核心をなすものであることになる。

e) このことは、上記の諸〈機能〉が、不可分離の繋絡の中にあることを、物語っている。

f) そして、であればこそ、これら諸《機能》の《根拠》たる論理が、前出・3)において、不可分離の繋絡の中で、分析されたのである。

## VII

1) a) ところで、前見の・「たったひとりの・ある人間」、ないしは、「たった一つの・ある集合体」、その他、と表現された「代行者」・「代理人」が、(既述の・不可分離の繋絡のうちに) 〈三つ〉の《機能》を果たす〈権限〔資格〕付与〉を〈内容〉とする・「各人」の・「個々に自分から進んで」行なう「契約」により、「国家」が「産出」された場合に，“Souveraigne / Sovereign (“*Lev. (E.)*” / *Sovereign (“EoL.”)*)”となるものであり、

ii) 「本人」である・「多数者」をなす「各人」は、「国家」が「産出」される場合、“Souveraigne”的“Subject”(「服従者」。“*Lev. (E.)*” / “cīvis.” [キーイウィス]。‘市民’。“DC.” “*Lev. (L.)*”)となるものである。

b) その間の経緯を、少しく記せば。

i) 本稿・第I部・前・第VII章。2), h) に記したとおり，“*Lev. (E.)*” Chap. XVII. prg. 13.では、本・第VIII章の先行箇所で見た・「国家」を「産出」する「契約」の〈内容〉を示したのにつづいて、「この契約が交されると、こうして、单一の人格となって融合した多数者 (the Multitude so united in one Person) が、カマン-ウェルス (a COMMON-WEALTH.「国家」), ラテン語では、キーウィタース (CīVITĀS) と呼ばれるのです。(L.「この契約が交されると、当の多数者は、单一の人格 (ūna persōna. [ウーナ・ペル

ソーオナ])になりますし、そして、キーヴィタス (*Civitās*)、また、レスプーブリカ (*Rēspūblīca*) と呼ばれるのです」), と述べていた。

ii) この叙述は、これに先行する箇所に、「各人が各人と交す契約によってつくられる」ものとして、「人間たちすべてが、单一の・同一の人格となって、真実に融合すること (a reall Unitie of them all, in one and the same Person)」、(L. 「…それは、すべての人間が、单一の人格 (*ūna persōna*) となって、真実に融合すること (*vēra ómnium ūnio.* [ウェーエラ・オムニユウム・ウーニオ]) であるのです…。そしてこの融合は、各人と各人とが交す契約によって、つくられるのです」), と語っていたところに、対応するものである。

c) ところで、この「すべての人間が、单一の・同一の人格となって、真実に融合すること」が、すでに知ったとおり、「共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」)であり、そして、上の「真実に融合すること」を「つくる」のは、あの〈権限〔資格〕付与〉の・〈第一〉の《機能》と不可分離の・〈第二〉の《機能》であった。

d) そして、この・〈第二〉の《機能》——すなわち、「すべての人間」を、「本人」としての「单一の人格」を有するもの《たらしめる》《機能》を前提として、その上に、〈権限〔資格〕付与〉の・〈第三〉の《機能》——前述の・「单一の人格」をもつ「代行者」・「代理人」(*Soveraigne*) に、「すべての人間の人格を、代表させる」《機能》——が成立するのであった。

e) しかるに、本章・前・VI. 3), a) に分析したとおり、〈権限〔資格〕付与〉により「代行者」・「代理人」の「人格」が、「本人」の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」を「代行」・「代理」することは、「本人」の・かかる「行動」・「行為」の一つ一つを「代行」・「代理」することであり、それが、とりもなおさず、「本人」の「人格」を「代表する」ことであった。

f) あるとすれば、「单一の人格」をそなえた「代行者」・「代理人」(*Sover-*

aigne) が、〈権限〔資格〕付与〉によって、〈すべての人間の人格を、代表する〉ことは、ただちに、「単一の人格」を有してはいるが「多数にのぼる本人」たる「すべての人間」の・その「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」の一つ一つを、「代行」・「代理」していることに、ほかならない。

g) ところで、一つ一つの「行動」・「行為」は、それぞれの「意志に発する運動」であり、〈意志のとおりに、力を行使すること〉である。

h) してみれば、「すべての人間」の・上記の「行動」・「行為」を、「単一の人格」をそなえた「代行者」・「代理人」が「代行」・「代理」することは、一つには、「すべての人間」が、各々の〈力の行使〉を、かかる「代行者」・「代理人」に、「移譲」することを、意味する。

それは、〈権限〔資格〕付与〉が、「自然権」の「移譲」と《等置》されるものであるのと、ひとしいのである。

また、二つには、「すべての人間」が、各々のもつ「意志」を、上記「代行者」・「代理人」の「意志」に「服従させる」ことを、意味する。

なぜなら、「行動」・〈力の行使〉の原動力が「意志」である以上、〈力の行使〉を他者に「委譲」することは、「意志」を、他者の「意志」に「服従させる」ことと不可分離であるからである。

i) このようにして、本章の主題を示したさい、2), d), e) に記したとおり、〈権限〔資格〕付与〉は、「人間たちがもっている・あらゆる力と強さと」を「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」(Souveraine) に「移譲」することの〈不可能〉と、かかる「人間」、「集合体」が、「人間たちのもっている・あらゆる意志」を、「たった一つの意志に帰一させる」ことの〈不可能〉という・理論上の困難を、解消させるのである。

j) しかし、「自然権」という「自由」は、「各人」のもつ「行動」の「自由」のみでなく、「各人」の・〈行動の仕方〉の「自由」をも、含むものであ

る。

ところで、〈行動の仕方〉は、「各人」の「理性と判断力」とが、「各人」に〈指示〉し〈教える〉ものである。

そして、「行動」と〈行動の仕方〉とが不可分離であるからには、〈権限〔資格〕付与〉が、「すべての人間」が各々の〈力の行使〉をあの「単一の人格」をもつ「代行者」・「代理人」に「移譲」することと、「すべての人間」が各々の「意志」を「代行者」・「代理人」の「意志」に「服従させる」ことを意味することは、また、同時に、「すべての人間」が各々の「理性と判断力」とを、「代行者」・「代理人」の「理性と判断力」とに「服従させる」ことをも、〈権限〔資格〕付与〉は意味している、ということである。

k) ホブズが、“*Lev. (E.L.)*” XVII. prg. 13.で、「人間たち」を「本人」とする「代行者」・「代理人」たる「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」が、「本人」の「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」についての〈権限〔資格〕付与〉に基づいて、〈人間たちの人格を、代表する〉、としている立論は、上述すべての意味をもつものである。

はたして、想起すれば、こう述べられていた。

「上のこと〔要するに、「共同の力」を「設立」する「たった一つの道」〕は、つぎのように言うのとひとしいのです。すなわち、たったひとりの人間、ないしは、〔たった一つの・〕人々の集合体に、人間たちの人格を、代表させることなのです、と。言いかえますと、人間たちの人格をこのように代表する者が、共同の平和と安全とにかくわる重大事にあって、たとえどのような行動をとろうとも、つまりは、〔「本人」たるべき「人間たち」によって〕たとえどのような行動をとらされようとも、〔「人間たち」の〕各人が、その行動ことごとくを、自分の行動である、と認めることなのですし、言いかえれば、各人が、自分自身が、その行動ことごとくの本人である、と容認することなのでありますて、そして、そうすることの中(therein)、各人が、自分

たちの意志 (their Wills) を、その者 「たったひとりの人間」、ないしは、「たった一つの・人々の集合体」] の意志 (his Will) に、服従させること (to submit) でありますし、また、自分たちの判断力 (their Judgement) を、その者の判断力 (his Judgement) に、服従させることであります」 (傍点は、引用者)。

2) a) i) 以上によってみると、あの「単一な人格」を有する「代行者」・「代理人」にたいして、「単一の人格」をもつが「多数にのぼる本人」たる「すべての人間」が、その「人格」が〈行なうことのありうる・あらゆる〉「行動」・「行為」について行なう 〈権限〔資格〕付与〉の・〈窮極〉の《機能》は、〈第一〉と〈第二〉と〈第三〉との《機能》からなるものとして、「すべての人間」の各々がもつ「力と強さ」とを、上記の「代行者」・「代理人」に、「移譲」する《機能》であり、同時に、「すべての人間」の各々の「意志」と「判断力」とを、この「代行者」・「代理人」の「意志」と「判断力」とに「服従させる」《機能》であることになる。

i) そして、それが、とりもなおさず、「共同の力」の「設立」であり、「国家」の「産出」である。

iii) とすれば、あの「単一の人格」をもつ「代行者」・「代理人」には、上記・i) の・〈権限〔資格〕付与〉の・〈窮極〉の《機能》によって、「すべての人間」の各々がそなえている「力と強さ」と、「意志」、「判断力」とが、〈集中〉・〈凝結〉することになる。

iv) その〈集中〉・〈凝結〉は、「国家」が、その・〈二つ〉の〈目的〉のために、(もとより、根源にあっては、「すべての人間」の・対外・対内の「平和」と「安全」とのために), 行使する〈巨大な力〉を、形づくる。

v) したがって、この〈巨大な力〉の〈集中点〉・〈凝結点〉である・「単一の人格」をそなえた「代行者」・「代理人」が、「国家」の「本質」をなすのである。

b) 上述したところは、こう語られている。

「以上が、あの・巨大なりヴァイアサン〔国家〕の産出でありますし、あるいは、むしろ、（もっとうやうやしく申せば）、あの・死ぬことのありうる神の産出でありますて、私たちは、死ぬことのありえない神のもとで、この・死ぬことのありうる神に、私たちの平和と防衛とを負うのです。と言いますのは、カマン・ウェルスの中で、各個人から、その者〔「たったひとりの・ある人間」、ないしは、「たった一つの・ある集合体」。(*Souveraigne*)〕に与えられたところの・その者を自分の本人である、とする権限〔資格〕によって、その者は、自分に移譲された・おびただしい力と強さとを行使するのですから、その・おびただしい力と強さが生む恐怖によって、その者は、すべての人間の意志を、国内での平和と、国外からやってくる・人々の敵に立ち向かう・お互いの援助とに、適応させる (*forme. L. cōnfōrmâre.* [コーンフォールマーアレ]) ことができるからであります。そこで、この者にこそ、カマン・ウェルス〔国家〕の本質 (*essence. L. esséntia.* [エッセンティア]) があることになるのです」。（「死ぬことのありうる神」、「死ぬことのありえない神」の傍点は、E.原文、イタリク。その他の傍点は、引用者。pp. 227–228; OL・III. p. 131.)。

上掲の叙述中、「おびただしい力と強さ」、「すべての人間の意志」、「…に適応させる」という表現は、いうまでもなく、「すべての人間」の「力と強さ」、「意志」、そして「判断力」の〈集中〉・〈凝結〉を、語るものである。

3) a) i) 再言すれば、〈権限〔資格〕付与〉の・〈第三〉の《機能》は、「単一の人格」をそなえた「代行者」・「代理人」に、「すべての人間」(ないしは「多数者」)の「人格を、代表させる」ところにあった。

ii) そして、本章・前・VI. 3), c) の論理と、まさにその論理にしたがう“*Lev. (E.)*” XVI. prg. 14; “*Lev. (L.)* XVI. prg. 11.の立論（前・VI. 6), e), 参照）とによれば、「すべての人間」・「多数者」の・「ひとりひとり」との「お互いに契約」をつうじて、その・「各人」の「ひとりひとり」が、あの

〈権限〔資格〕付与〉を行なうのであれば、それに基づいて、かかる「各人」「ひとりひとり」の集合たる「すべての人間」・「多数者」は、「単一の人格」をもつ「代行者」・「代理人」によって〈代表される〉ことをつうじて、「本人」としての「単一の人格」《となる》のであった。

iii) ところで、〈権限〔資格〕付与〉の・〈第三〉の《機能》の・〈窮極〉の《機能》は、「共同の力」の「設立」・「国家」の「産出」であった。

b) 上記の脈絡に基づいて、ホブズは、「カマン・ウェルス〔国家〕」を、「おびただしい多数者」が、「単一の人格」《となつた》ものとして、「定義」しているのである。すなわち、

「カマンーウェルスとは、(それを定義しますと), 単一の人格(One Person)であります。それは、おびただしい多数者が、ひとりひとりとの・お互いの契約によって、自分たち各人を、カマン・ウェルスの諸行動の本人としているからであります。そのことの目的は、その者〔「単一の人格」をもつ「代行者」・「代理人」〕が、おびただしい多数者すべてのもつ強さと用いる手段とを、多数者すべての平和と共同の防衛とのために、自分が適当と考えるとおりに、行使することができる、というところにあるのです」(傍点は、E.原文イタリク。p. 228; OL・III.p. 131.)。

c) してみると、前出・IV) の後半部分に述べたように、「おびただしい多数者」の・「本人」としての「人格」は、「たったひとりの・ある人間」、ないしは、「たった一つの・ある集合体」という・「代行者」たる〈唯一者〉の「人格」に〈集中〉・〈凝結〉することになる。

(「おびただしい多数者」ないしは、「多数者すべて」が、〈権限〔資格〕付与〉を〈内容〉とする「契約」をつうじ、「単一の人格」を有する「代行者」・「代理人」により「代行」・「代理」されることによって、「本人」としての「単一の人格」《となる》、いな、自らを、かかる「たった一つの人格」《とする》ことの「目的」は、前出・2) に見られた・上記の「代行者」・「代理人」が、「カマン・ウェルスの本質」である、とされる〈根拠〉と、当然、〈同一〉であ

る以上、上の「目的」が、その〈根拠〉が語られたさいと同じく、——「おびただしい多数者すべて」のもつ「強さと用いる手段と」を、「多数者すべての平和と共同の防衛とのために」、「自分が適當だと考えるとおりに」、「行使することができる」——すなわち、「おびただしい多数者」のもつ・「すべて」の「強さと用いる手段」と、「判断力」と、そして、上記の「平和と共同の防衛と」のために「強さと力と」を「行使する」「意志」とを、前記「代行者」・「代理人」に「移譲」する（ないし「服従させる」、言いかえれば、〈集中〉・〈凝結〉させる）——ところにおかれるのもまた、自明のことである）。

- 4) a) i) ところで、〈権限〔資格〕付与〉の・〈第三〉の《機能》は、再言すれば、その〈権限〔資格〕付与〉によって、「单一の人格」を有する「代行者」・「代理人」が、〈すべての人間の人格を、代表する〉ところに、あった。
- ii) しかるに、今や、同じ〈権限〔資格〕付与〉は、「多数者すべて」を、「本人」としての「单一の人格」《たらしめている》のである。
- iii) そして、その「单一の人格」が、「カマン-ウェルス」である。
- iv) であるとするならば、あの〈権限〔資格〕〉を〈付与された〉「代行者」・「代理人」は、「カマン-ウェルス（国家）」という「单一の人格」を、〈代表する〉ものであることになる。

b) はたして、前出・3), b) に見た・「カマン-ウェルス」の「定義」をもって終る・“*Lev. (E.L.)*” XVII. prg. 13.につづいて、prg. 14.は、以下のように規定している。

「ところで、この人格〔カマン-ウェルス〕といふ「单一の人格」を代表する・あの者〔「たったひとりの・ある人間」、ないしは、「たった一つの・ある集合体」〕が、SOVERAIGNE と呼ばれ、そして、*Souveraigne Power* を所持する、と言われるので。そして、この者以外の各人は、SOVERAIGNE の SUBJECT と呼ばれるのです」(p. 228)。

上の叙述中、「この人格を代表する・あの者」の E. 原文は，“he that carryeth

this person”である。そして、L.では、“*Is autem, qui cīvitātis persōnam gérit, súmmam habēre díicitur potestātem.*” ([イス・アウテム、クウイーキーウィターアティス・ペルソーオナム・ゲリト、スウムムマム・ハベーエレ・ディーキトゥウル・ポテスターーアテム]。「ところで、国家という人格を代表する・その者は、至高権力を所持している、と言われるのです」(Lev. Cáp. XVII. prg. 13. OL · III. p. 131)。

この・L.の記述は、明らかに、ホブズが、キケロの“*Dē Officiis.*” ([デー・オッフィキイース]。『諸責務について』。通称『義務論』) の“*Líber Prīmus.*” ([リベル・プリーミムス]。『第一編』)。XXXIV. (「第三十四章」)。124. prg. 1., 2.に見える文章を、念頭においたものである。

すなわち、キケロは、prg. 1.で、「また、為政者の諸責務、私人の、〔市民の〕、在住外国人の、諸責務について述べますことも、的外れなことではありません」と前置きしたあと、prg. 2.で、つぎのように述べている。“*Est ígitur próprium mūnus magistrátūs intellégere sē gérere persōnam cīvitātis debēre que éius dignitātem et décus sustinēre, servâre lēgēs, iūra díscríbere (dēscríbere), éa fídei súae cōmissa méminisse.*” ([エスト・イギトゥウル・プロプリュウム・ムウーナス・マギストラーアトゥウース・インテルレグレ・セー・ゲレレ・ペルソーオナム・キーウィターアティス・デベーレクウエ・エーユウウス・ディグニターアテム・エト・デクウス・スウスティネーエレ、セルワーアレ・レーゲース・ユーウウラ・ディースクリーベ [デースクリーベ], エア・フィディー・スウアエ・コムミッサ・メミニッセ])。「ところで、為政者の・固有の職責は、自分が国家という人格を代表していることを心得ていることでありますし、また、自分は、国家の威厳と栄誉とを高く守らなければならず、法を尊重しなければならず、権利を規定しなければならず、自分を信じて託された事柄につねに心しなくてはならない、ということを心得ていることであります」(Loeb Classical Library. Cambridge (Mass.). 1975. p. 126)。

なお、ホブズは、*“Lev. (E.)” Chap. XVI. prg. 3.*に引用された・キケロの文章（本章・III. 5）の前に現われる“…to beare his person,…”をも、L.では、*“…persōnam alicūjus gérere…”* ([ペルソーオナム・アリクーヴス・ゲレレ]。「…ある人の役割を代表する…」)と表現している。

(古典ラテン語では、*“persōnam alicūius gérere”*という言句は、「ある人の役割を演ずる」、「ある人を代表する」という意味で、多く用いられた)。

以上の分析から出てくるのは、a) ホブズにあっての・Souveraigne という概念は、一般に、「主権者」と理解されているけれども、しかし、「すべての人間」ないし「多数者」から、〈権限〔資格〕付与〉をうけた「代行者」・「代理人」として、「すべての人間」・「多数者」を、〈自分の本人である、とする〉者、そして、かかる「すべての人間」・「多数者」が「单一の人格」《となつた》・その「人格」(「国家」)を「代表する」にすぎない者が、——よし「すべての人間」・「多数者」の「あらゆる力と強さ」とを掌握し、「すべての人間」・「多数者」の「あらゆる意志」と「判断力」とを自らに〈服従せしめ〉て、「たつた一つ」の「意志」と「判断力」とに「帰一させる」にしても、(そのこと自体が、その者は、「代行者」・「代理人」以上のものではない、ということの証左にはかならない)——はたして、「主権者」でありうるか、という疑問であり、

b) もし、これを「主権者」とは言いえないとすれば、いったい、なにが「主権者」であるのか、という問い合わせである。

しかし、この論点は、本稿・第I部・最終・第XII章の主題である。

(第VIII章、終り)